

竭在敵國矣故曰入朝廷觀左右本求朝之臣論上下之所貴賤者而疆弱之國可知也

百姓は疾み怨んで上を非り、爵を賤しみ祿を輕んず、斯るときは、上も衆を勸るを得ず、上令輕く、法制毀つときは、君も臣を使ふを得ず、臣も君に事ふるなし、民が本行の忠孝に背きて、外邦の權勢を求むるときは、我國の情偽は、竭く敵國の知る所となる、故に曰く、朝廷に入り、左右の臣を觀て、朝臣の材能を求め、上下の人の貴み、又賤む所を論定すれば、國の強弱を知るべし、是れ八觀の第六なり、

置法出令臨衆用民計其威嚴寬惠行於其民與不行於民可知也法虛立而害疏遠令一布而不聽者存賤爵祿而毋功者富

法制を置き、命令を出し、衆人に臨み、民を用ひて、其威嚴と寬惠とを計る、斯るときは、其民に行はると、其民に行はれざるを知るべし、法は虛立して行はれず、疏遠のものを害す、令一たび布きて、聽かざるもの存す、爵祿を賤しみて、功なきもの富む、此れ其人に非るものを貴ぶ故なり、

然則衆必輕令而上位危故曰良田不在戰士三年而兵弱賞罰不信五年而破上賣官爵十年而亡

然らば衆必ず法令を輕んず、而して上位危し、故に曰く、良田が戰士の有とならざれば、三年にして兵弱くなる、古は農を以て兵とする故なり、賞罰信ならざれば、五年にして國破る、上は官爵を賣り、金を納るものに、官爵を授ければ、十年にして國亡ぶ、

倍人倫而禽獸行十年而滅戰不勝弱也地四削入諸侯破也

離本國徙都邑亡也有者異姓滅也

人倫に倍きて禽獸の行ひあるときは、十年にして滅す、戰の勝たざるは兵の弱きなり、土地四方に削られ、諸侯に入るは、破るなり、本國を離れて、都邑を徙すは、亡といふなり、其國を有つもの、異姓の人なるときは、滅ぶといふなり、

故曰置法出令臨衆用民計其威嚴寬惠而行於其民不行於其民可知也

此は上文を覆説す、解は上文に在り、以上は八觀の第七なり、

計敵與量上意察國本觀民產之所有餘不足而存亡之國可知也

敵國と、我が與國同盟國とを計り、上意の在る所を量

り、國本を察して、民產の有餘と不足とを觀て、國の存亡を知る可きなり、

敵國疆而與國弱諫臣死而諛臣尊私情行而公法毀然則與國不恃其親而敵國不畏其疆豪傑不安其位而積勞之人不懷其祿悅商販而不務本貨則民偷處而不事積聚

敵國は強くして、同盟國は弱く、諫臣は死して、諂諛の臣は尊くなる、私情行はれて、公法は毀はれ破る、然るときは、同盟國は、我と親くするを恃まず、而して敵國は、其強きを畏れず、豪傑は其位に安んぜず、積勞の人も其祿を懷はず、商販を悦びて、本貨の穀帛を務めず、人民偷處して、其日を消せば可なりとして、積聚することを事とせず、

商販 商賈の朝に資本を求め、夕に之を賣るを販といふ、○本貨 穀と帛とは、農産なり、之を本貨とい

ふ、○儉處。苟且に事を處するなり、豪傑不安其位、則良臣出、積勞之人、不懷其祿、則兵士不用、民偷處、而不事積聚、則困倉空虛、如是、而君不爲變、然則攘奪、竊盜、殘賊、進取、之人起矣、

豪傑其位に安んぜざれば、良臣も用ひられざるを知り、其國を出で去る、積勞の人、其祿を懐ひ戀はざれば、兵士も用を爲さず、民も儉處して、積聚を事とせざれば、困倉は空虛となる、是の如くして、君其行爲を變せざれば、攘奪や竊盜や殘賊進取の人起り來るなり、

内者廷無良臣、兵士不用、困倉空虛、而外有疆敵之憂、則國居而自毀矣、故曰、計敵與量上意、

察國本、觀民產之所、有餘不足、而存亡之國可知也、故以此八者、觀人主之國、而人主無所匿其情矣、

内は朝廷において良臣なく、兵士も用を爲さず、困倉は空虛にして、外に疆敵の憂ひあるは、國居然として自ら毀つなり、故に曰く、敵與を計り、上意を量り、國本を察し、民産の有餘不足する所を觀て、國の存亡を知る可し、故に此の八の者を以て、人主の國を觀るときは、人主は其實際的情態を匿すこと能はず、是れ八觀の第八なり、

法禁第十四 外言五

君を立る道は、法制に在り、法制嚴にして、民犯す可らざるを知り、禁を設けて、相與に私せざらしむ、故に法禁と曰ふ、

法制不議、則民不相私、刑殺毋赦、則民不偷於爲善、爵祿毋假、則下不亂其上、三者藏於官、則爲法、施於國、則成俗、其餘不疆而治矣、

法制を立て、民をして輕重を議せしめざれば、人民相私し犯すことなし、罪あるものは、刑殺して赦すなければ、人民善を爲すに苟且ならず、善あるものには、爵祿を與ふ、不才の徒に、爵祿を假すことなければ、下は其上を亂さず、此の三の道を、官に藏むるときは、法となり、國に施すときは、俗を成す、法俗共に成れば、其餘の事は、勉強せずして、容易に治るものなり、

君一置其儀、則百官守其法、上明陳其制、則下皆會其度矣、君之置其儀、也不一、則下之倍法、

而立私理者必多矣、是以人用其私、廢上之制、而道其所聞、

君は一に儀を定め置けば、百官其法を守る、上は明かに其制を陳れば、下は皆其陳る所の度に會はず、君の儀を置くや、一ならざれば、下の法に倍きて、私理を立るもの、必ず多し、是を以て、人其私心を用ひ、上の制を廢して、其聞く所を道ふ、

儀 上より標準となることを定むるなり、○會 會は合ふといふことし、

故下與官列法、而上與君分威、國家之危、必自此始矣、昔者聖王之治其民、也不然、廢上之法、制者必負以恥、

故に、下庶人が、官に對して、別に法を列し、自ら立つことあり、上の權臣が、君に對して、威を分ち、別に己れが制を爲すことあり、國家の危殆は、此より始るなり、昔し聖王の其民を治るや、然らず、上の法制を廢

して、背くものには、必ず負すに、恥といふことを以てす、蓋し法を守らざるるときは、世人之を擯斥して、與に交らざるに至る、故に恥るなり、

財厚博、惠以私、親於民者、正經而自正矣、亂國之道、易國之常、賜賞恣於己者、聖王之禁也、

財用豊厚にして、博く恵みて、私心を以て、民に親しむものは、禮法を正くすれば、自ら正しくなるなり、國の道を亂し、國の常法を易へ、賜賞を我意に任して、恣にするものは、聖王之禁する所なり、

聖王既没、受之者衰、君人而不能、知立君之道、以爲國本、則大臣之贅下、而射人心者、必多矣、
聖王も既に没し、先王の法を受るものも衰へ、人に君として、君を立てる道を知らず、國の本を爲むる能はざるときは、大臣の姦なるもの起ちて、職を越えて恩を

施し、人民の心を射取るもの多きに至る、
贅下 職を越えて民に施すをいふ、○射人心 射を以て物を取る如く、人心を射て、之を取る、恩を施し己に歸服せしむるをいふ、

君不能審立其法、以爲下制、則百姓之立於理、而徑於利者、必多矣、

君は審に其法を立つる能はず、下民の制をなす能はざれば、人民は各々私理を立て、利に徑するもの必ず衆し、

昔者聖王之治人也、不貴其人、博學也、欲其人之和同、以聽令也、泰誓曰、紂有臣億萬人、亦有億萬之心、武王有臣三千而一心、紂以億萬之心、亡、武王以一

以爲私惠、

君は其道を失へば、大臣は權威の重きものと比周して、國中に相推舉す、小臣は必ず利に循ひて、大臣に就く、故に全國の士は、大小ともに結び、一大黨を爲して、黨なしとす、公道に名を託して、私恵を爲し、竊かに民心を取るに至る、
亡黨 朋黨に作るべしとの説あり、亦通ず、○舉國は全國なり、

進則相推於君、退則相譽於民、各便其身、而忘社稷、以廣其居、聚徒成群、上以蔽君、下以索民、此皆弱君、亂國之道也、

進みて君に推舉し、退きて民に譽む、各其身に便利を圖りて、國家の事を忘却し、我居宅を廣大にし、衆徒を聚め群民を成歴し、上は君を蔽ひ、下は民財を索め取る、此れ皆君を弱くし國を亂す道なり、
成群 威は成に作るべしとの説あり、明瞭なり、

心存、故有國之君、苟不同人心、一國威、齊士義、通上之治、以爲下法、則雖有廣地衆民、猶不能以爲安也、

昔し聖王の人を治るや、其人の博學を貴ばざるなり、其人の和同して令を聽くことあるを欲するなり、泰誓(書經篇名)に曰く、紂は臣億萬人あり、亦億萬の心あり、武王は臣三千あり、而して一心なり、紂は億萬の心を以て亡び、武王は一心を以て存す、故に國を有つる君は、人心を同じくし、國威を一にし、士義を齊しくし、上の治道に通ずる、此の四の事を爲す能はず、以て下の法と爲す能はずんば、廣地衆民ありと雖、猶ほ危し、

君失其道、則大臣比權重、以相舉於國、小臣必循利、以相就也、故舉國之士、以爲亡黨、行公道、

故國之危也、擅國權、以深索於民者、聖王之禁也、其身無任於上者、聖王之禁也、進則受祿於君、退則藏祿於室、毋事治職、但力事屬私、王官私、君事去、非其人、而人私行者、聖王之禁也、

故に、聖王は禁を設けて、國の危害を防がんとす、國權を擅にして、深く民に索るは、聖王の禁する所なり、進んで祿を君に受け、退て之を室に藏め、其家を富す、職を治るを事とするなく、但力めて私に屬するを事とし、王官たる人、私を行ふときは、君の事は既に去る、他人を非議して、私行を縦にするは、聖王の禁する所なり、

修行則不以親爲本、治事則不以官爲主、舉毋能、進毋功、者、聖

王之禁也、交人則以爲己、賜舉人則以爲己勞、仕人則與分其祿者、聖王之禁也、

品行を修むるには、親を以て本とせず、孝敬を忘る、事を治むれば、官を以て主とせず、専ら私利を營む、毋能(毋は無と同じ)のものを擧げ、毋功の者を進む、是等は、皆聖王の禁する所なり、人に交るときは、我より賜を施したりと爲し、人を推擧するときは、我功と爲す、人を勸めて、仕へしむれば、其祿を分けて取る、此皆恩を賣り利を貪るの甚しきものゆゑ、聖王の禁する所なり、

交於利通、而獲於貧窮、輕取於其民、而重致於其君、削上以附下、枉法以求於民者、聖王之禁也、用不稱其人、家富於其列、其祿甚寡、而資財甚多者、聖王之

禁也、

利達の人に交り、其勢を假りて、財を貧窮の人より獲る、其民より取るは輕易にして、其君に致すを重んじ難かる、上を削り取りて、下臣に附益す、法を枉げて民の心を求めるものは、聖王の禁する所なり、財用を費すこと、其人の分位に稱はず、家は同列の人より富む、其祿は甚だ寡少なるに、資産の多きは、是れ私を行ふもの、聖王の禁する所なり、

拂世以爲行、非上以爲名、常反上之法制、以成群於國者、聖王之禁也、

世の人の行ひに、拂りて行ひ、上の人を非りて、名譽を爲し、常に上の法制に違反し、朋黨を連結して、國を惱すは、所謂姦人の雄なるもの、聖王の禁する所なり、

飾於貧窮、而發於勤勞、權於貧賤、身無職事、家無常姓、列上下

之間、議言爲民者、聖王之禁也、

内富て外に貧窮を飾り、内に逸して、外に勤勞を表し、貧賤中に權威を爲して、跋扈するもの、身には職事なく、家に恒産なく、上下の間に列し、言議は人民の爲にすといひて、名譽を求めるもの、聖王の禁する所なり、

常姓、姓は生に通ず、常生は恒産といふごとし、定りたる資産なり、

壺士以爲亡資、修田以爲亡本、則生之、養私不死、然後失矯、以深、與上爲市者、聖王之禁也、審飾小節、以示民、時言大事、以動上、遠交以踰群、假爵以臨朝者、聖王之禁也、

士に恵むに壺に盛りたる食を以てし、士の亡げ去るを防ぐ資本と爲す、田業を修めて、人民の逃げ去るを

防ぐ資本と爲す、斯くして、私かに士民を養ふに心を盡し、士民の貧なるときは、之を生かし、之を養ひて死せざらしむ、然る後に君に失われれば、之を矯めて、君が従はざれば、我は去るの意を示し、上の爲に商賈を爲す如く、君を欺き要求す、此れ聖王之禁する所なり、審かに小々の節義を飾り、民に示して、虚譽を買ひ、時々大事を言ひ起して、上の心を悚動せしめ、遠く離れたる國と交り、其威を假り、群臣を踰えて、高官に任じ、爵位を貪り、才能もなきに、朝廷に臨む、是等は、聖王之禁する所なり、

卑身雜處、隱行辟倚、側入迎遠、遁上而遁民者、聖王之禁也、

身を卑して衆と雜處し、僞類を簡はず、隱微に邪曲の事を行ひ、人に知らしめず、身を側て利に入り、挺出して遠き利を迎へ、上は君を遁る、身を卑くするゆゑ、下は民を遁る、隱行を爲すゆゑなり、此れ聖王之禁する所なり、

詭俗異禮、大言法行、難其所爲、而高自錯者、聖王之禁也、

俗に違ひ詭り、人に異なる行を爲す、禮も一般と異にして、人を驚す程の誇大なる言を發し、其行ひ法に合ふ、蓋し人の爲し難き所を行ひて、高く自ら身を錯く、此は、聖王之禁する所なり、

守委間居、博分以致衆、勤身遂行、說人以貨財、濟人以買譽、其身甚靜、而使人求者、聖王之禁也、

委積の物貨を守りて間居し、博く施し分て、衆人を我に依らしめ、身を勤め行を遂げて、人を説ばすに、貨財を以てし、人を濟ひて、名譽を買ひ、其身は甚だ靜かにして、人をして我に求めしむ、此は聖王之禁する所なり、

行辟而堅、言詭而辯、術非而博、順惡而澤者、聖王之禁也、

その行ひは、僻にして堅く、人の言に動かざるなり、言語は詭りて、辯巧なり、術は邪曲にして、博く知り、順ひ習ふことは、惡事なれども、之を潤澤し飾る、此は聖王之禁する所なり、

以朋黨爲友、以蔽惡爲仁、以數變爲智、以重斂爲忠、以遂忿爲勇者、聖王之禁也、

朋黨を結びて、友人と爲し、惡を蔽ひて言はざるを、仁と爲し、數變にして、詐り欺くを、智とし、重く民より斂收するを、忠とし、忿怒を遂るを、勇とす、此は聖王之禁する所なり、

固國之本、其身務往於上、深附於諸侯者、聖王之禁也、

各國特有の本務あり、臣は境外の交なきなり、然るに其本務を固く塞ぎて用ひず、其身は上の好む所に往き従ふも、外の諸侯に深く附く、此れは聖王之禁する所なり、

聖王之身、治世之時、德行必有、所是、道義必有所明、故士莫敢、詭俗異禮、以自見於國、莫敢布、惠緩行、修上下之交、以和親於、民、故莫敢超等、踰官、漁利、蘇功、以取順其君、

聖王自身にて世を治る時には、德行必ず是とする所あり、道義必ず明にする所あり、故に士たるもの、敢て俗を詭はり、禮を異にし、以て自ら國に見はるゝことなし、敢て惡を布き、行を緩くし、上下の交りを修め、以て民に和親することなし、故に敢て等倫を超え、官を踰え、利を漁り、功を蘇り、以て其君に順ふことなし、蓋し皆德行道義に由るのみ、

聖王之治民也、進則使無由得其所利、退則使無由避其所害、必使反乎安其位、樂其群、務其職、榮其名、而後止矣。

聖王の民を治るや、進では其利する所を得るに由なからしめ、退ては其害を避くるに由縁なからしめ、必ず其位に安じ、其群を樂しみ、其職を務め、其名を榮ゆるに反らしむ、而る後に止むなり。

故踰其官、而離其群者、必使有害、不能其事、而失其職者、必使有恥、是故聖王之教民也、以仁錯之以恥、使之修其能、致其所成、而止、故曰、絶而定、靜而治、安而尊、舉錯而不變者、聖王之道也。

卑君卑則國危、故安國在乎尊君、尊君在乎行令、行令在乎嚴罰。

凡そ國に君たるの重器は、令より重きはなし、令重ければ君尊し、君尊ければ國安し、令輕ければ君卑し、君卑しければ國危し、故に國を安んずるは、君を尊ぶに在り、君を尊ぶは令を行ふに在り、令を行ふは、罰を嚴にするに在り。

罰嚴令行、則百吏皆恐、罰不嚴令不行、則百吏皆喜、故明君察於治民之本、本莫要於令、故曰、虧令者死、益令者死、不行令者死、留令者死、不從令者死、五者死、而無赦、惟令是視。

罰嚴にして令行はるれば、百吏皆恐る、罰嚴ならず、

也。

故に其官を踰えて、其群を離るゝものは、必ず害あらしむ、其事を能くせずして、職を失ふものは、必ず恥あらしむ、是の故に、聖王の民を教ゆるや、仁を表して之を錯き、恥を示して之を使ふ、其才能を修めて、其成る所を致す、故に曰く、下民利害の意を絶ちて、人心自ら定まる、安靜無事にして治る、安くして尊く、舉錯して變せざるは、聖王の道なり。

重令第十五 外言六

此篇は、國を治る令より重きはなし、令重ければ、君尊く、令輕ければ、君卑し、との理を述べ、號令、斧鉞、祿賞の三器と、親、貨、貴、色、巧佞、玩好の六攻とを陳ず、故に之を重令と曰ふ。

凡君國之重器、莫重於令、令重則君尊、君尊則國安、令輕則君

令行はれざれば、百吏喜び惰りて、姦利を縱にす、故に明君は、民を治るの本原を察す、本原とは令より必要なるものなし、故に曰く、令の文字を缺くものは、死罪なり、令の文字を益すも、死罪なり、令を行はざるも、死罪なり、令を抑へ留るも、死罪なり、令に従はざるも、死罪なり、此五の者、死罪にして赦すなし、惟だ令を是れ視る。

故曰、令重而下恐、爲上者不明、令出雖自上、而論可與不可者、在下、夫倍上、令以爲威、則行恣於己、以爲私、百吏奚不喜之有、故に曰く、法令重くして、下民恐るに當り、上たるもの、其智慮明ならざれば、令の出づるは、上に由るといへども、其可と不可とを論ずるものは、臣下に在り、斯くして、臣下が上の令に倍きて、威を作すときは、行ひ自分に恣にして、私を爲す、故に百吏何ぞ喜ばざること有んや、
且夫、令出雖自上、而論可與不

可者在、下、是威下繫於民也、威下繫於民、而求上之毋危、不可得也、

且つ夫れ、令の出るは上に由ると雖も、可と不可とを論ずるものは、下に在り、是れ威權の下民に繫屬するなり、威權下民に繫る、而して上の危きことなきを求むるも、得べからざるなり、

令出而留者無罪、則是教民不敬也、令出而不行者毋罪、行之者有罪、是皆教民不聽也、令出而論可與不可者、在官是威、下分也、

令既に出るに、之を抑え留るもの罪なきは、是れ民に不敬を教ゆるなり、令出で之を行はざるものに罪なくして、之を行ふもの罪あるときは、是皆民に上令を聽かざるを教ゆるなり、令出で可と不可とを論ずる

を以て貨を收め、財を聚めんとす、懦弱の人は、此を以て貴に阿り、富に事へんとす、便辟伐矜の人は、此を以て譽れを買ひ、名を成さんとす、故に令の一たび出るや、民に邪途五衢を示す、而して上の危きなく下の亂なきを求むるも、得べからざるなり、
五衢 巧佞の人以下、伐矜の人に至るまで、爲す所五條に分る、故に五衢といふ、
菽粟不足、末生不禁、民必有饑餓之色、而工以彫文刻鏤、相稱也、謂之逆、

菽や粟の足らざるに、末生なる商事を禁せざれば、農事荒れて、民は饑餓の色を生ず、然るに、工人は彫りもの文采あるもの刻み鏤ることを以て相稱り驕る、之を逆といふ、
相稱 驕り侮る意なり、

布帛不足、衣服無度、民必有凍寒之傷、而女以美衣綿繡綦組、

もの、官に在るときは、是れ威權の下に分るゝなり、在官 下に在りとは、吏民を兼ねて之を言ふ、官に在りとは吏に在るなり、人君の専制を得ざるをいふなり、

益損者毋罪、則是教民邪途也、如此則巧佞之人將以此成私、爲交比周之人將以此阿黨、取與貪利之人將以此收貨聚財、懦弱之人將以此阿貴事富、便辟伐矜之人將以此買譽成名、故令一出示民邪途五衢、而求上之毋危、下之毋亂、不可得也、
此文を益損するもの、罪なきときは、是れ民に邪途あるを教ゆるなり、此の如くなれば、巧佞なる人は、此を以て私を成し、交りを爲さんとす、比周の人は、此を以て黨に阿りて、與を取らんとす、貪利の人は、此

相稱也、謂之逆、

布や帛の足らざるに、衣服奢りて、限度無ければ、民は窮して、凍寒の患を生ず、而して、女は美衣や、錦繡や、綦組の飾を以て、相稱るなり、之を逆と謂ふ、
萬乘藏兵之國、卒不能野戰、應敵、社稷必有危亡之患、而士以毋分役、相稱也、謂之逆、

萬乘の兵を藏るの國にして、卒かに野戰し敵に應ずる能はずんば、社稷必ず危亡の患あり、而して、士は分役(上より分布せらるゝ役)なきを以て相稱る、之を逆と謂ふ、

爵人不論能、祿人不論功、則士無爲行制、死節、而群臣必通外、諸謁取權、道行事、便辟以貴富、爲榮華、以相稱也、謂之逆、
人に爵位を與ふるに、其才能を論せず、人に祿を與ふ

るに、其功勞を論せず、妄りに之を與ふるときは、士は法制を守らず、節義に死せず、而して、群臣は必ず外人と交通して、請謁を受け、權威を取る、我の操行を言ひ説きて、便辟に事へ、貴富を以て、榮華と爲して、非義の恥たるを知らず、之を逆といふ。

朝有經臣、國有經俗、民有經產、何謂朝之經臣、察身能而受官、不誣於上、謹於法令、以治、不阿黨、竭能盡力、而不尙得、犯難離患、而不辭死、受祿、不過其功、服位、不侈其能、不以毋實、虛受者、朝之經臣也。

朝廷に經臣あり、國には經俗あり、民に經産あり、(經は常といふことなり) 何をか朝の經臣といふ、曰く、身の才能を察して、官を受く、上を誣ひ欺かず、不能を以て能とせず、法令を慎みて、政治に従事す、敢て

阿り徒黨することなし、能を竭し力を盡して、妄りに得ることを尙はず、難を犯し患にかゝりて、死を辭せず、祿を受るに、其功に過ぎず、位に服し就て其能に修らず、無實を以て虚受せず、此を朝の經臣といふ、何謂國之經俗、所好惡、不違於上、所貴賤、不逆於令、毋上拂之事、毋下比之說、毋侈泰之養、毋踰等之服、謹於鄉里之行、而不逆本朝之事者、國之經俗也。

何をか國の經俗といふ、曰く、其好惡する所は、上と違はず、上の好む所を好み、上の惡む所を惡む、貴び賤しむ所も、上の令に逆はず、上の意に拂ふ所なく、下と比周するの說なく、飲食に侈り泰にするの養ひなく、分限等級を踰るの衣服を用ひず、郷里の行ひを謹しみて、本朝の事に逆はず、此を國の經俗といふ、

何謂民之經産、畜長樹藝、務時、

殖穀、力農、墾草、禁止末事者、民之經産也。

何をか民の經産と謂ふ、曰く、馬牛を畜ひ、長せしめ、森木を養ひ、穀物を殖し、草田を開墾し、末事の商販を禁止す、此を民の經産といふ、

故曰、朝不貴經臣、則便辟得進、毋功虚取、奸邪得行、毋能上通、國不服經俗、則臣下不順、而上令難行、民不務經産、則倉廩空虚、財用不足。

故に曰く、朝廷が經臣を貴ばざれば、便辟のもの進むを得て、無功のもの、虚しく爵祿を取る、奸邪のものが經俗に服せざれば、臣下のもの上に通じ、昇任すべし、國も行はれ難し、民が經産を務めざるときは、倉廩は空虚となりて、財用足らざるに至る、

便辟得進、毋功虚取、奸邪得行、毋能上通、則大臣不和、臣下不順、上令難行、則應難不捷、倉廩空虚、財用不足、則國毋以固守、三者見一焉、則敵國制之矣。

便辟のもの進むを得て、無功のもの虚く取り、奸邪のものが行ふを得て、毋能のもの上通するときは、大臣和合せず、臣下は順はず、上の法令行はれ難きときは、難患に應ずるに敏捷ならず、倉廩空虚となり、財用足らざるときは、國家固く守ることなし、此の三の者の内に、一を見れば、敵國が我國を制することあり、

故國不虛重、兵不虛勝、民不虛用、令不虛行、凡國之重也、必待兵之勝也、而國乃重。

故に、國は實力を要す、實力なくして、虚に重くなることなし、兵は虚にして勝つことなし、民は虚に用ひ

られず、令は虚に行はれず、凡そ國の重きや、必ず兵の勝を待つ、而して國乃ち重くなるなり、

凡兵之勝也、必待民之用也、而兵乃勝、凡民之用也、必待令之行也、而民乃用、凡令之行也、必待近者之勝也、而令乃行、

凡そ兵の勝や、必ず民の用ひらるを待ちて、兵乃ち勝つなり、凡そ民の用ひらるや、必ず令の行はるを待ちて、民乃ち用ひらる、凡そ令の行はるや、必ず近者の親貴なるものに勝つを待ちて、令乃ち行はる、

故禁不勝於親貴、則罰不行於便辟、法禁不誅於嚴重、而害疎遠、慶賞不施於卑賤、二三而求令之必行、不可得也、

故に禁すること、親貴に勝ち行はねば、罰は便辟のも

のに行はれず、法禁は威嚴ある貴重の臣に誅せずして、疎遠なるものを害し、慶賞は卑賤なるものに施さず、二三に疑ふ、而して令の必ず行はるを求むるも、得べからざるなり、

二三 賞罰の信ならざるをいふ、

能不通於官、受祿爵不當於功、號令逆於民心、動靜詭於時變、有功不必賞、有罪不必誅、令焉不必行、禁焉不必止、在上位、無以使下、而求民之必用、不可得也、

才能あるも、官に通じ進まず、祿爵を受るも、功に相當せず、號令は民心に逆ふ、動靜は時變に違ひ詭はる、功あるも、或は賞せられ、或は賞せられず、罪あるも、或は誅せられ、或は誅せられず、令するも、或は行はれ、或は行はれず、禁するも、或は止み、或は止まず、上位に在りて、下を使ふことなく、而して民の必

す用ひらるを求むるも、得べからざるなり、
不必は、或は爲し、或は爲さず、の双方に涉る意なり、必不と異なり、

將帥不嚴威、民心不專一、陳士不死制、卒士不輕敵、而求兵之必勝、不可得也、

將帥たるもの、威嚴なく、民心は專一ならず、陳士は、制の爲に死することなく、卒士は、敵を恐れて、之を輕んずるの心なし、而して兵の必ず勝つことを求むるは、得べからざるなり、

陳士 一隊の長なり、卒士は戰卒なり、

内守不能完、外攻不能服、野戰不能制、敵侵伐不能威、四隣而求國之重、不可得也、德不加於弱小、威不信於疆大、征伐不能服天下、而求霸諸侯、不可得也、

内の守は、完全なる能はず、外を攻るに、敵を服する能はず、野戰は敵を制すること能はず、侵伐は四隣の國を威すこと能はず、而して國の重からんことを求るも得べからず、德は弱小の國に加へず、威力は強大なる國に信びず、征伐は天下を服すること能はずして諸侯の上に覇たるを求むるも、得べからざるなり、

變、

威有與、兩立、兵有與、分爭、德不能懷遠國、令不能一諸侯、而求王天下、不可得也、地大國富、人衆兵彊、此霸王之本也、然而與危亡爲隣矣、天道之數、人心之變、

國威は、我と兩立するものあり、兵力は、我と分爭するものあり、德は遠國を懷くる能はず、令は諸侯を一にする能はず、而して天下に王たるを求るも、得べからざるなり、地は大にして國は富む、人は衆多にして、兵は強剛なり、此れ霸王の本なり、然して危亡と

隣を爲すは、天道の數と、人心の變とを以てなり、
天道之數、至則反、盛則衰、人心
之變、有餘則驕、驕則緩怠、夫驕
者、驕諸侯、驕諸侯者、諸侯失於
外、緩怠者、民亂於內、諸侯失於
外、民亂於內、天道也、此危亡之
時也、

天道の數は、至れば反る、盛なれば衰ふ、四時の移り
易るが如し、人心の變は、餘りあれば驕る、驕れば緩
怠となる、夫れ驕る者は、諸侯に驕る、諸侯に驕るも
のは、諸侯の心を外に失するなり、緩怠なるものは、
民が内に亂る、諸侯は外に失し、民は内に亂る、是れ
天道なり、此れ危亡の時なり、

若夫地雖大而不併兼、不攘奪、
人雖衆、不緩怠、不傲下、國雖富、

もの、六つあり、明王は、能く其攻むるものに勝つ、故
に三器に益さずして、國を有つ諸侯よりして、天下を
正す所の君となる、亂王は、其攻るに勝つ能はざる故
に、三者を損し滅せざるも、天下を有つ所の天子たる
身よりして、亡滅するに至る、

三器者何也、曰號令也、斧鉞也、
祿賞也、六攻者何也、曰親也、貴
也、貨也、色也、巧佞也、玩好也、

三器とは何ぞや、曰く、號令することなり、斧鉞にて
刑罰することなり、祿賞を以て勸獎することなり、六
攻とは何ぞや、曰く、親しきもの、曰く、貴きもの、曰
く、貨財なり、曰く、女色なり、曰く、巧佞の人なり、曰
く、玩好の具なり、

三器之用何也、非號令、毋以使、
下、非斧鉞、毋以威衆、非祿賞、毋
以勸民、六攻之敗何也、曰、雖不
聽、而可以得存者、雖犯禁、而可

不侈泰、不縱欲、兵雖彊、不輕侮、
諸侯動衆、用兵必爲天下政理、
此正天下之本、而霸王之主也、
若し夫れ、地は大なれども、他の弱國を併せ吞むこと
なく、他國を攘み奪ふことなく、人民は衆多なれども
緩怠せず、傲りて人を下し賤むことなく、國は富めり
といへども、侈泰ならず、欲を縱にせず、兵は強しと
いへども、諸侯を輕んじ侮ることなく、衆を動かし兵
を用ひて、必ず天下政治の道を爲す、此れ天下を正す
の本にして、覇王の主となるなり、

凡先王治國之器、三攻而毀之、
者六、明王能勝其攻、故不益三
者、而自有國、正天下、亂王不能
勝其攻、故亦不損三者、而自有
天下、而亡、
凡そ先王の國を治るの器、三つあり、攻めて之を毀つ

以得免者、雖毋功、而可以得富
者、

三器の用とは何ぞや、號令に非れば、下を使ふことな
し、斧鉞に非れば、衆を威すことなし、祿賞に非れば、
民を勸ることなし、六攻の敗は何ぞや、曰く、上の令
を聽かずと雖も、存するを得べきは、親と貴となり、
禁を犯すと雖も、刑罪を免るべきものは、貨財あるも
のと、美色あるものとなり、功なしといへども、富を
得べきものは、巧佞と玩好とを進むるものなり、

凡國有不聽、而可以得存者、則
號令不足以使下、有犯禁、而可
以得免者、則斧鉞不足以威衆、
有毋功、而可以得富者、則祿賞
不足以勸民、

凡そ國に令を聽かずして、存を得るものあれば、號令
も下を使ふに足らず、禁を犯して罪を免るものあれ

ば、斧鉞も衆を威すに足らず、無功にして富を得るものあれば、祿賞も民を勸むに足らず、

號令不足以使下、斧鉞不足以威衆、祿賞不足以勸民、若此則民毋爲自用、民毋爲自用、則戰不勝、戰不勝、則守不固、守不固、則敵國制之矣、

號令も下を使ふに足らず、斧鉞も衆を威すに足らず、祿賞も民を勸むに足らず、此の若くなれば、民は自ら其力を用ふることを爲すなし、民自用を爲すなければ、戦争も勝たず、戦ひ勝たざれば、守ること堅固ならず、守る固からざれば、國は敵に制せらる、

然則先王將若之、何曰、不爲六者變更於號令、不爲六者疑錯於斧鉞、不爲六者益損於祿賞、

若此、則遠近一心、遠近一心、則衆寡同力、衆寡同力、則戰可以必勝、而守可以必固、非以并兼攘奪也、以爲天下政治也、此正天下之道也、

然らば、先王は之を如何せんとなす、曰く、六攻の爲に號令も變更せず、六者の爲に斧鉞を加ふることを疑ひ錯らす、六者の爲に祿賞を益し損することなし、此の如くなれば、遠近のもの心を一にす、遠近心を一にすれば、衆寡となく力を同じくす、衆寡力を同じくせば、戦ひ必ず勝つべし、守り必ず固かるべし、是れ并兼し攘奪するに非ず、以て天下の政治を爲す、此れ天下を正す道なり、
五死を以て五衛を絶ち、四逆を去り、三經を正すときは、民用得て、兵戰勝つ、霸王成る可し、然れども天道人心の間を謹み、意氣を挟み以て數變を行ふを知らざる可らず、是れ本篇の綱要なり、

法法第十六 外言七

此篇は、法に合ふものを以て、法と爲すを論じて、重を君の身に歸す、故に之を法法といふ、

不法、法、則事毋常、法不法、則令不行、令而不行、則令不法也、法而不行、則修令者不審也、審而不行、則賞罰輕也、

法に合ふものを以て、法とせざれば、事は常定せず、變更する多し、法の法ならざるときは、上の命令は、下に行はれず、上の命令は、下に行はれざれば、命令は法に一致するを得ず、法に合はず、行はれざるは、命令の事を、審かに悉さざるなり、審かにして行はれざるは、賞罰の輕ければなり、

重而不行、則賞罰不信也、信而

不行、則不以身先之也、故曰、禁勝於身、則令行於民矣、

賞罰重くして、令の行はれざるは、賞罰の信ならざるなり、信にして尚ほ行はれざるは、之を行ふに、身を以て先だたざればなり、故に曰く、禁すること、先づ君自身に於てせば、令は自然に行はる、
禁勝於身、君自身に、禁令を犯さざることなり、
聞賢而不舉、殆、聞善而不索、殆、見能而不使、殆、親人而不固、殆、同謀而離、殆、危人而不能、殆、廢人而復起、殆、可而不爲、殆、足而不施、殆、幾而不密、殆、

賢名あるを聞て、其人を舉げざるは殆し、善なることを聞て、索め行はざるも殆し、才能あるものを見て、之を使はざる殆し、人に親みて、固く結ばざるは殆し、同く謀をなして、心の離るは殆し、人を危くして、

制する能はざるは殆し、人を廢して、後其人を起し用ゆるは殆し、可として之を首肯し、既にして之を爲さざるは殆し、富足りて、人に施さざるもの殆し、機密なることを、密にせざるもの殆し、

人主不周密、則正言直行之士危、正言直行之士危、則人主孤、而毋内、人主孤而毋内、則人臣黨而成群、使人主孤而毋内、人臣黨而成群者、此非人臣之罪也、人主之過也、

人主は周密ならざれば、正言直行之士は危し、正言直行之士危ければ、人主は孤立して、人の直言を納るゝなし、人主孤立して、納るなければ、人臣朋黨をなし、群を成す、人主孤立し納るなく、人臣黨して群を成す、此れ人臣の罪にあらず、人主の過なり、
民毋重罪、過不大也、民毋大過、

上無赦也、上赦小過、則民多重罪、積之所生也、故曰、赦出則民不敬、惠行則過日益、惠赦加於民、而囹圄雖實、殺戮雖繁、姦不勝矣、

民に重罪なきは、過の大ならざるなり、民に大過なきは、上に赦すなければなり、上に小過を赦せば、民に重罪多し、是れ小過の積て生ずる所なり、故に曰く、赦出れば、民は怠りて敬せず、惠實行はれて、民の過は日に益す、故に惠と赦と民に加はるときは、囹圄（監獄）に人が實るとも、殺戮が繁くなるとも、姦邪の徒は、日に増して、禁するに勝えざるなり、
故曰、邪莫如蚤禁之、赦過遺善、則民不勵、有過不赦、有善不遺、勵民之道、於是乎用之矣、故曰、明君者事斷者也、

故に曰く、姦邪は蚤く之を禁するに如くはなし、過あるものを赦し、善なるものを遺し棄れば、民は勵まざるなり、過ありて赦さず、善ありて遺さざれば、民を勵ますの道、是において用ひらる、故に曰く、明君とは、果斷を事とするものなり、

君有三欲於民、三欲不節、則上位危、三欲者何也、一曰、求、二曰、禁、三曰、令、求必欲得、禁必欲止、令必欲行、

君たるものは、民に對して、三の欲あり、三欲を節せざるときは、上位危し、三欲とは何ぞや、一に曰く、求めるなり、二に曰く、禁するなり、三に曰く、令するなり、求ることは必ず得んと欲し、禁すれば必ず止めんと欲し、令すれば必ず行はれんと欲す、

求多者其得寡、禁多者其止寡、令多者其行寡、求而不得、則威

日損、禁而不止、則刑罰侮、令而不行、則下凌上、

上より求ること多くし、重税を取るときは、民散亡して、其得る所寡し、禁すること多ければ、民盡く守る能はず、令すること多ければ、民之を行ふこと寡し、求めて得ざれば、威光は日に損ず、禁じて止まざれば、民は刑罰を侮る、令して行はれざれば、下たるもの、上を凌ぐに至る、
故未有能多求而多得者也、未有能多禁而多止者也、未有能多令而多行者也、

故に未だ能く多く求めて多く得るものあらず、未だ能く多く禁じて多く止むものあらず、未だ能く多く令して多く行はるものあらず、
故曰、上苛則下不聽、下不聽而彊以刑罰、則爲人上者衆謀矣、

爲人上而衆謀之、雖欲無危、不可得也、

故に曰く、上たるもの苛酷にしては、下のもの聽かざるなり、下聽かすして、強ひて之を求むるに、刑罰を以てするときは、衆人は上の者を害せんと謀る、人の上となりて衆に謀らる、斯くては、危害なきを欲するも、得べからざるなり、

號令已出、又易之、禮義已行、又止之、度量已制、又遷之、刑法已錯、又移之、如是、則慶賞雖重、民不勸也、殺戮雖繁、民不畏也、故曰、上無固植、下有疑心、國無常經、民力必竭、數也、

號令は既に出で、又之を變易す、禮義は已に行はれるに、又之を中止す、度量已に制定して、又之を遷す、刑法も已に錯きて、又之を移す、是の如くなれば、慶

賞は重くするとも、民は勸えず、殺戮は繁くするも、民畏れず、故に曰く、上に一定動かざるの固植なく、下民に疑心ありて、上を信せず、國に常法なくすれば、民力は必ず竭く、是れ自然の數なり、

遷之移之。皆改め易ふことをいふ、○固植。心を固く立て、一定動かざるをいふ、○常經。一定の常法をいふ、

明君在上位、民毋敢立私議、自貴者、國毋怪嚴、毋雜俗、毋異禮、毋私議、倨傲易令、錯儀、畫制、作議者、盡誅、

明君の上位に在るや、民は敢て私議を立つる無し、自ら貴び傲る無し、國に怪しき嚴急なる號令なく、雜合の風俗なく、異禮を行ふものなく、私かに上を議するもの無し、若し倨り傲りて、上を畏れず、猥りに、令文を易へ、儀式を錯誤し、制度を改易し、議論を作すものあらば、盡く之を誅するなり、

故疆者折、銳者挫、堅者破、引之、

以繩墨繩之、以誅戮故、萬民之心、皆服而從、上推之而往、引之而來、彼下有立其私議、自貴、分爭而退者、則令自此不行矣、

故に、民の強きものは折り、銳きものは挫き、堅きものは破る、之を導き引くに、繩墨の法を以てし、之を正し繩すには、誅戮を以てす、故に萬民の心は、皆服して上に従ふ、之を推せば往き、之を引けば來る、上の令に能く従ふなり、彼の下において、其私議を立て、自ら貴しとして分爭し、官に仕へず、自ら退くものあらば、令は此より行はれざるなり、

故曰、私議立、則主道卑矣、況主倨傲、易令、錯儀、畫制、變易風俗、詭服殊說、猶立上不行、君令下不合於鄉里、變更自爲、易國之成俗者、命之曰、不牧之民、

故に曰く、私議立てば、主道は卑し、况や倨傲を主として、令を易へ、儀を錯まり、制を改め、風俗を變易し、詭異の服をして、殊怪なる説を陳べ、此事猶立ち行はれ、上は君の令を行はず、下は郷里の俗に従はず、變更自ら爲し、國の成俗を易へるもの、之を命じて、不牧の民といふ、

不牧之民。君の牧養する能はざる人民をいふ、使賢者食於能、鬪士食於功、賢者食於能、則上尊、而民從、鬪士食於功、則卒輕、患而傲、敵、上尊、而民從、卒輕、患而傲、敵、二者設於國、則天下治、而主安矣、

不牧の民は、繩墨の外なり繩の外なるもの之を誅す、賢者をして才能に食み、鬪士は功に食ましむ、賢者が能に食むときは、上尊くして、下民従ふ、鬪士が功に食めば、兵卒も患ひを輕んじ、敵に傲る、上尊く民從

ひ、卒は患を輕んじ敵に傲る、此二の者、國に立つときは、天下治りて、主君も安泰なり、

凡赦者、小利而大害者也、故久而不勝其禍、毋赦者、小害而大利者也、故久而不勝其福、故赦者、犇馬之委轡、毋赦者、痤、疔、之礦石也、

凡そ罪あるものを赦すは、輕罪のもの、速に囹圄を出るを得、是れ小利なり、而して邪惡のもの、大罪を犯すに至る、是れ大害なり、此の如くするときは、久くして其禍に勝えざるなり、又赦す毋きは小害なり、而して大利あり、蓋し當初人民は、嚴法を惡むも、罪を犯すものなきに至る、故に久くして其福に勝えざるなり、故に赦は、犇馬の其轡を委るもの、如し、必ず人を傷くべし、赦す毋きは、痤疔に石ばりを擴つが如し、小痛あれども、病遂に全治す、
痤疔 疔は疽と音近きを以て誤る、痤は小腫にて、疽

は癰といふ、腫物なり、○礦石 石は硃のこと、病を治するに、イシバリすること、礦は擴と通じ用ゆ、打つことなり、

爵不尊、祿不重者、不與圖難、犯危、以其道爲未可以求之也、是故先王制軒冕、所以著貴賤、不求其美、設爵祿、所以守其服、不求其觀也、

爵位の尊からざるもの、祿の重からざるものは、與に難を圖らず、危きを犯さず、蓋し爵祿の輕微を以ては、未だ危難を犯すに足らずと爲すなり、是故に先王が軒(馬車)冕(禮冠)を制するは、貴賤を著明にする所以にして、其美麗を求めざるなり、爵祿を設くるは其服事する所を守る爲めにして、其外觀を求めざるなり、

使君子食於道、小人食於力、君

子食於道、則上尊、而民順、小人食於力、則財厚、而養足、上尊而民順、財厚而養足、四者備體、則胥足、上尊、時而王不難矣、

君子をして道に食み、小人をして力に食ましむ、君子道に食めば、上は尊くして民は順ふ、小人力に食めば、財厚くして養足る、上尊くして民順ひ、財厚くして養ひ足る、四の者體を備ふれば、民胥足り上尊し、此時にして、王たることは、難事にあらざるなり、

文有三侑、武毋一赦、惠者多、赦者也、先易而後難、久而不勝其禍、法者先難而後易、久而不勝其福、故惠者民之仇讎也、法者民之父母也、

文には三たび侑し寛にすることあり、武には一赦な

し、惠は赦多きものなり、易を先にして難を後にす、蓋し小人は始に惠を喜び、終に慣れて罪を犯す、故に久くして其禍に勝えず、法は難を先にして易を後にす、蓋し小人は始に刑を受けて、終に徳を修む、故に久くして其福に勝えず、故に惠は其禍を生ず、民の仇讎なり、法は其福を生ず、民の父母なり、

太上以制制度、其次失而能追之、雖有過、亦不甚矣、明君制宗廟、足以設賓祀、不求其美、爲宮室臺榭、足以避燥濕寒暑、不求其大、爲雕文刻鏤、足以辨貴賤、不求其觀、

太上は禮制を以て、法度を制す、其次は制するを失ふも、之を求め、能く追ひ及ぶなり、過ちありといへども、甚しからず、明君は宗廟を制して、賓祀を設くるに足るに止め、其美麗にするを求めず、又宮室や臺榭を造りて、燥き濕き寒きと暑きとを避くるに止め、其

大なることを求めず、彫文や刻鏤の飾りは、貴賤の身分を辨別するに止め、其外観を求めざるなり、賓祀は敬ひ祭るなり、

故農夫不失其時、百工不失其功、商無廢利、民無游日、財無砥滯、故曰、儉其道乎、

故に、農夫は其耕耘の時を失はず、百工は其功勞を失はず、商は廢棄する利なく、民は手を遊ばすの日なく、財貨は、底滯することなし、故に曰く、儉にして浪費せざるは、道なり、
砥滯 底滯と同じ、物の久しく積りて、流通せざるをいふ、

令未布而民或爲之、而賞從之、則是上妄予也、上妄予、則功臣怨、功臣怨、而愚民操事於妄作、愚民操事於妄作、則大亂之本

也、

命令未だ發布せざるに、民或は之を爲す、而して賞與之に従ふは、是れ上の妄りに予ふるなり、上妄予するときは、功臣は怨む、功臣怨みて、愚民は益す妄作を事とす、愚民妄作を事とすれば、大亂の本なり、

令未布而罰及之、則是上妄誅也、上妄誅、則民輕生、民輕生、則暴人興、曹黨起、而亂賊作矣、

命令未だ布かざる、民未だ知らず、而して罰を之に及ぼすは、是上の妄りに誅するなり、上妄誅すれば、人民生を輕んじ、命を惜まず、此の如くなれば、人民は強暴の事を爲し、又群黨を爲し、亂賊作るに至る、

令既布而賞不從、則是使民不勸勉、不行制、不死節、民不勸勉、不行制、不死節、則戰不勝、而守不固、戰不勝、而守不固、則國不

安矣、

令既に布きて、賞從はず、民の令を守り行ふものに、賞を與へざるときは、是れ民に勸勉せず、制を行はず、節に死せざらしむるなり、此の如くすれば、戦ひ勝たずして、守ること堅固ならず、國家安泰ならざるなり、

令既布而罰不及、則是教民不聽、民不聽、則疆者立、疆者立、則主位危矣、故曰、憲律制度、必法道、號令必著明、賞罰必信密、此正民之經也、

令既に布て、罰の及ばざるときは、是れ民に令を聽かざるを教ゆるなり、民聽かざれば、疆者は立つ、疆者立つときは、主位危し、故に曰く、憲律制度は、必ず道に法どる、號令必ず著明にし、賞罰は信密にす、此れ民を正すの經なり、

凡大國之君尊、小國之君卑、大國之所以尊者、何也、曰、爲之用者衆也、小國之君、所以卑者、何也、曰、爲之用者寡也、然則人主安能不欲民之衆爲己用也、
凡そ大國の君は尊く、小國の君は卑し、大國の尊き所以は、何ぞや、曰く、之が用を爲すもの衆多なり、小國の君の卑しき所以のものは、何ぞや、曰く、之が用を爲すもの寡きなり、然らば人主は安ぞ能く民の衆く己の用を爲すを欲せざらんや、
使民衆爲己之用、奈何、曰、法立、令行、則民之用者衆矣、法不立、令不行、則民之用者寡矣、故、法之所立、令之所行、多而所廢者寡、則民不誹議、

民衆をして、己の用を爲さしむるは、奈何ん、曰く、法立ち令行はるれば、民の用者衆し、法立たず、令行はれざれば、民の用者寡し、故に法の立つもの、令の行はるもの多くして、廢するもの寡ければ、民は誹議せざるなり、

民不誹議、則聽從矣、法之所立、令之所行、與其所廢者、均則國無常經、國無常經、則民妄行矣、法之所立、令之所行者、寡而所廢者多、則民不聽、民不聽、則暴人起、而姦邪作矣、

上を誹議することなければ、民は聽從す、法の立る所、令の行はる所と、其廢すること、均しくなれば、法令の發する十度にして、之を廢するも十度なり、國に常法なきなり、國に常法なければ、民は妄りに行ふ、又法令の立ち行はるもの寡くして、却て廢すること多ければ、民は上の法令を聽かざるなり、民聽か

ざれば、暴人も起る、姦邪も作る、計上之所以愛民者、爲用之愛之也、爲愛民之故、不難毀法、虧令、則是失所謂愛民矣、

上たる人の民を愛する所以のものを計り考ふるに、蓋し之を用ゆるが爲に、之を愛するなり、民を愛するが爲の故に、法を毀り令を虧くことを難からざるときは、是れ所謂民を愛する道を失ふに至る、

爲愛民之故、不難毀法、虧令、則是失所謂愛民矣、夫以愛民用民、則民之不用明矣、

民を愛する爲の故に、法を毀ち令を虧くを難からざるときは、是れ所謂民を愛することを失ふなり、夫れ民を愛するを以て、民を用ゆるときは、民の用ひられざることは明白なり、愛に過れば侮を啓く、民は命令を聽かざるなり、法令の漸く廢するや、民漸く弛む、故に法令を以て、

人を愛すれば、人は用ゆ可きなり、

夫至用民者、殺之危之、勞之苦之、飢之渴之、用民者將致之此極也、而民毋可與慮害己者、

夫れ至善の民を用ゆるや、之を殺すことあり、之を危するあり、之を勞するあり、之を苦しむることあり、之を飢すあり、之を渴すあり、民を用ゆるものは、之を此の極に致す、而して民の與に己を害するを慮るべきものなし、

夫至 至は善といふことにて、法を用ゆるの善なるものをいふなり、

明王在上、道法行於國、民皆舍所好、而行所惡、故善用民者、軒冕不下、儼而斧鉞不上、因如是、則賢者勸、而暴人止、賢者勸、而暴人止、則功名立、其後矣、

明智の君の上にいるや、道法は國內に行はる、民皆其好む所の私欲を捨て、惡む所の公法を行ふ、故に善く民を用ゆるものは、下に私寵を以て、軒冕を許すあらず、上に私恨を以て、妄りに誅戮することあらず、是の如くなるときは、賢者は勸み勵みて、暴人は止む、賢者は勸み、暴人は止むに至れば、功名は從ひて成るなり、

蹈白刃、受矢石、入水火、以聽上令、上令盡行、禁盡止、引而使之、民不敢轉其力、推而戰之、民不敢愛其死、

白刃を踏み、敵と戦ひ、矢石を受けて驚かず、水火に入りて、死を畏れず、以て上の命令を聽く、上の令は盡く行はれ、禁ずれば止む、引て之を使へば、敢て其力を轉じ避くることなく、推して之を戦はしむれば、民は敢て其死を恐れず、愛は吝なり、

不敢轉其力、然後有功、不敢愛

其死、然後無敵、進無敵、退有功、是以三軍之衆、皆得保其首領、父母妻子、完安於內、故民未嘗可與慮始、而可與樂成功、是故仁者、知者、有道者、不與人慮始、

敢て其力を轉せずして、然る後に功あり、敢て其死を恐れずして、然る後に敵なし、進で敵なく、退て功あり、是を以て、三軍の衆は、皆其首を保つを得、父母妻子も、内に安全なり、故に民は、與に始を慮るべからずして、與に成功を樂む可し、是の故に、仁者知者有道者は、人と與に始を慮らざるなり、

國無以小與、不幸而削亡者、必主與大臣之德行、失於身也、官

職、法制、政教、失於國也、諸侯之謀慮、失於外也、故地削而國危矣、

國が小なると不幸の事となきに、削り亡さるゝものは、必ず主と大臣との德行、身に失するあり、官職法制政教も、國に失するあり、諸侯に應ずる謀慮の外に失するあるなり、故に地削られて國危きに至る、

然則國何可無道、人何可無求、得道而道之、得賢而使之、將有所大期於興、利除害、期於興、利除害、莫急於身、而君獨甚傷也、必先令之失、

然らば國は何ぞ道なかる可き、人は何ぞ求め無る可き、道を以て之を道びく、賢を得て之を使ふ、將に大に利を興し、害を除くに期する所あらんとす、利を興し害を除くを期すれば、其身を以て急とす、而して人君は獨り其身を害す、必ず先づ令の失するあればなり、

人主失令而蔽、已蔽而劫、已劫而弑、凡人君之所以爲君者、勢也、故人君失勢、則臣制之矣、

人主たるもの、令を失へば、下のものに蔽はれて、聰明を失す、已に蔽はれて劫かざる、已に劫かざるれば

勢在下、則君制於臣矣、勢在上、則臣制於君矣、故君臣之易位、勢在下也、在臣期年、臣雖不忠、君不能奪也、在子期年、子雖不孝、父不能服也、

勢の下に在るときは、君も臣に制せらる、勢の上に在るや、臣は君に制せらる、故に君臣の位を易ふるは、勢の下に在るなり、勢の臣に在る期年(全一年)なれば、臣不忠なれども、君之を奪ふ能はず、勢の子に在る期年なれば、子不孝なりといへども、父之を服する能はず、

故春秋記、臣有弑其君、子有弑其父者矣、故曰、堂上遠於百里、

堂下遠於千里門廷遠於萬里今步者一日百里之情通矣堂上有事十日而君不聞此所謂遠於百里也步者十日千里之情通也堂下有事一月而君不聞此所謂遠於千里也步者百日萬里之情通矣門廷有事期年而君不聞此所謂遠於萬里也

故に諸侯の國史に記す、曰く、臣の其君を弑するあり、子の其父を弑するあり、故に曰く、堂上は百里より遠し、堂下は千里より遠し、門廷は萬里より遠しと、今や歩みて來る者は、一日にして、百里外の事情を通達す、然るに君の堂上に事ありて、十日間も君之を聞かず、此れ所謂百里より遠しといふなり、步者は

十日にして、千里の情を通ず、堂下に事あり、一月にして、君之を聞かざるは、此れ所謂千里よりも遠きなり、步者は百日にして、萬里の情を通ずるに、門廷に事あり、一年にして、君之を聞かざるは、此れ所謂萬里よりも遠きなり、

百里 周の行程百里は、本邦現時の十里よりも短し、〇期 は四時なり、期年は壹年なり、

故請入而不出謂之滅出而不入謂之絕入而不至謂之侵出而道止謂之壅

故に請ひ告ることあり、事入りて令出でざる、此れ左右の臣が、之を上に通せず、其事消滅するなり、令出でて事入らざる、是れ左右の臣が抑制して、其事斷絶するなり、事既に入りて、君に至るを得ず、此れ左右の臣が君事を侵すなり、令既に出て、中道にして止るは、此れ左右の臣が之を壅ぐなり、滅、絶、侵、壅之君者、非杜其門、而守其戸也、爲政之有所不行也

故曰令重於寶社稷先於親戚法重於民威權貴於爵祿故不爲重寶輕號令不爲親戚後社稷不爲愛民枉法律不爲爵祿分權威

前文に在る滅絶侵壅の爲に害せらるる君は、其門を杜ぐに非ず、其戸を守るには非ず、政を爲して行はれざる所あるなり、故に曰く、令は寶よりも重く、社稷は親戚よりも先なり、法は民よりも重く、威權は爵祿よりも貴し、故に重寶の爲に、號令を輕んぜず、親戚の爲に、社稷を後にせず、民を愛するが爲に、法律を枉げず、爵祿の爲に、權威を分たさず、

故曰勢非所以予人也政者正也正也者所以正定萬物之命也是故聖人精德立中以生正明正以治國

故に曰く、勢は人に予ふる所以のものにあらず、政は正すなり、正すは萬物の命を正し定むる所以のものなり、是故に、聖人は徳を純精にし、中を立て正を生ず、精と中とにより生ずる所の正を、著明にし以て國を治るなり、立中 中は正中はり、不偏不倚をいふ、法の精中ならざるは、之を令といふ可からざるなり、

故正者所以止過而逮不及也過與不及也皆非正也非正則傷國一也故勇而不義傷兵仁而不法傷正

故に正しとは過ぐるを止めて不及を選ばしむる所以なり、過と不及とは、正に非るなり、正に非れば、國を傷る一様なり、故に勇にして義あらざれば、兵を傷ぶる、仁にして法あらざれば、正を傷るなり、故軍之敗也、生於不義、法之侵也、生於不正、故言有辯而非務

者、行有難而非善者、故言必中、務不苟爲、辯行必思善、不苟爲難、

故に軍の敗るは、不義に生ず、法の侵さるゝや、不正に生ず、故に言は辯して務に非る無用の言なるものあり、行ひも難にして善に非るものあり、故に言は必ず務に中るを要す、苟も辯を爲さず、行ひは必ず善を思ふ、苟も難しき事を爲さず、

規矩者方圓之正也、雖有巧目利手、不如拙規矩之正、方圓也、故巧者能生規矩、不能廢規矩、而正、方圓雖聖人能生法、不能廢法、而治國、故雖有明智高行、倍法而治、是廢規矩、而正、方圓也、

規矩は方と圓との正なり、巧目利手の人あるも、拙なる規矩の方形と圓形とを正すに如かざるなり、故に巧者能く規矩を作り生ずるなれども、規矩を廢して方圓を正すこと能はず、聖人能く法を作成するとも、法を廢して國を治ること能はず、故に明智高行の人ありと雖も、法に倍きて治むるは、是れ規矩を廢して方圓を正すなり、決して成らず、

一曰、凡人君之德行威嚴、非獨能盡賢於人也、曰、人君也、故從而貴之、不敢論其德行之高卑、有故爲其殺生急於司命也、

一に曰く、凡そ人君の德行威嚴は、獨り能く盡く人に賢るにあらず、曰く、人君なり、故に従ひて之を貴ぶなり、敢て其德行の高卑を論せず、是れ故あり、君の人を殺し生ずは、司命よりも急なるが爲なり、

一曰、外言八篇は、管學を承るもの、其聞く所を述べ、一再傳受の後、聞く所は、詞を異にして、統一する能はず、並に之を録して、異聞を傳ふ、因て一曰と云

ふ、師説を重する所以なり、此後に一曰と稱するもの皆之に倣ふ、○司命 文昌星の第四星にて、人命の長短を司る、

富人貧人、使人相畜也、貴人賤人、使人相臣也、人主操此六者、以畜其臣、人臣亦望此六者、以事其君、

人を富まし人を貧くし、人をして相畜はしむ、人を貴くし人を賤くし、人をして相臣たらしむ、富者は貧者を畜ひ、貴者は賤者を臣とす、人主は此六のもの即ち生、殺、貧、富、貴、賤の制を操り、以て其臣を畜ふ、人臣も亦此六のものを望み、以て其君に事ふ、

君臣之會、六者謂之謀、六者在臣、期年、臣不忠、君不能奪、在子、期年、子不孝、父不能奪、故春秋之記、臣有弑其君、子有弑其父、

者、得此六者、而君父不智也、

君と臣との會合に、此六のものを操るを謀といふ、六の者即ち生殺貧富貴賤の制が、臣の手に在る満壹年なれば、臣不忠なるも、君は之を奪ふこと能はず、子の手に在る満壹年なれば、子不孝なるも、父之を奪ふ能はず、故に國史の記に、臣の其君を弑するあり、子の其父を弑するあり、是れ此六者を、臣に取られて、君父之を知らざるに由るなり、

六者在臣、則主蔽矣、主蔽者、失其令也、故曰、令入而不出、謂之蔽、令出而不入、謂之壅、令出而不行、謂之牽、令入而不至、謂之瑕、

六の者、臣の手に在るときは、人主は蔽はる、主の蔽はるゝは、其令を失ふなり、故に曰く、事入りて令出でざるは、蔽と謂ふ、令出で事入らざるは之を壅といふ、令出で事行はれざるは之を牽といふ、事入りて君

に達せざるは之を瑕といふ、
謂之牽、左右の臣に牽制せらるるをいふ、○謂之
瑕、瑕隙ありて、物其中に没する如きをいふなり、○
令入、は、命令となるべき事件が、君の耳に達するな
り、

牽、瑕、蔽、壅、之事、君者非敢杜其
門而守其戸也、爲令之有所不
行也、此其所以然者、由賢人不
至而忠臣不用也、故人主不可
以不慎其令、令者人主之大寶
也、

前文にいふ牽瑕蔽壅の事あるは、君の敢て其門を杜
るに非ず、其戸を守るに非ず、令の行はれざる所ある
が爲なり、此れ其然る所以は、賢人至らず、忠臣の用
ひられざるに由るなり、故に人主は其令を慎まざる
可らず、令は人主の大寶なり、

上の情の好む所に従ふ者なり、上が勇を好めば、民は
死を輕んず、上が仁を好めば、民は財を輕んず、故に
上の好む所は、民必ず上よりも甚だしく好むに至る、
是故明君知民之必以上爲心
也、故置法以自治、立儀以自正
也、故上不行、則民不從、彼民不
服法、死制、則國必亂矣、是以有
道之君、行法、修制、先民服也、

是の故に、明君は民の必ず上を以て心と爲すを知る、
故に法を置きて自ら治め、儀を立て、自ら正す、故に
上行はざれば、民從はず、彼の民が法に服従し、制を
守りて死するにあらざれば、國は必ず亂る、是を以て
有道の君は、法を行ひ制を修め、民に先だつて、自身
が法制に服従し、之を民に示す、

凡論人有要、務物之人、無大士
焉、彼矜者滿也、滿者虛也、滿虛

一曰、賢人不至、謂之蔽、忠臣不
用、謂之塞、令而不行、謂之障、禁
而不止、謂之逆、蔽、塞、障、逆之君
者、不杜其門而守其戸也、爲賢
者之不至、令之不行也、

一に曰く、賢人の至らざる、之を蔽といふ、忠臣の用
ひられざる、之を塞といふ、令して行はれざる、之を
障といひ、禁じて止まざる、之を逆といふ、蔽塞障逆
の君は、其門を杜ぐに非ず、其戸を守るに非ず、賢者
の至らず、令の行はれざるが爲なり、

凡民從上也、不從口之所言、從
情之所好者也、上好勇、則民輕
死、上好仁、則民輕財、故上之所
好、民必甚焉、

凡そ下民の上に従ふや、口の言ふ所には從はずして、

在物爲制也、矜者細之屬也、

務物の務の字は、矜の誤なり、凡そ人の才行を論する
に、各網要あり、物を矜る人は大智の士にあらず、彼
の矜り驕るは自から誇りて、滿と爲すのみ、内心は虛
なり、滿に非ず、蓋し小人は、滿と虚とを、物に依りて
分つ、例へば官位や金錢の爲に制せらる、故に矜る人
は、細(小人)の屬類なり、

凡論人而遠古者、無高士焉、既
不知古而易其功者、無智士焉、

凡そ人の才行を論じて、古の事に疎遠なるものは、節
操の高き士なし、既に古の事を知らずして、其事功を
輕易に言ふものは、智士となるなし、

德行成於身而遠古、卑人也、事
無資、遇時而簡其業者、愚士也、
鈞名之人、無賢士焉、鈞利之君、
無王主焉、賢人之行其身也、忘

其有名也、王主之行其道也、忘其功也、賢人之行、王主之道、其所不能已也、

德行は身に成るとも、古道を知らざるは、鄙き人なり、其事の道に資る無く、時君に遇ひて、心力を盡すべきに、其職業を簡慢にするは、愚士なり、名譽を巧みに釣り取る人は、賢士にあらず、賢士は實を務めて、名を忘るゝなり、利を巧みに釣り取る君は、王道を行ふ所の人主にあらず、賢人の其身を行ふや、其名のことを忘るゝなり、王道の主の其道を行ふや、其功を忘るゝなり、賢人の行ひ、王主の道は、心に自から之を好み、已まんと欲して、已むこと能はざるなり、

明君公國一民以聽於世忠臣直進以論其能明君不以祿爵私所愛忠臣不誣能以干爵祿君不私國臣不誣能行此道者

雖未大治正民之經也

明君は、國を以て私有とせず、公共のものとする、民を統一にして、世の可否を聴く、忠臣は、直に進みて、左右の臣に由らず、以て其能する所を論ず、明君は祿爵を以て、自身の愛するものに私せず、忠臣は、才能なきを有ると誣わす、之を誣めて爵祿を求ることなし、君は國に私せず、臣は能を誣わす、此の如き道を行ふものは、未だ大に治らずといへども、民を正す經なり、

今以誣能之臣事私國之君而能濟功名者古今無之誣能之人易知也臣度之先王者舜之有天下也禹爲司空契爲司徒臯陶爲李后稷爲田此四士者天下之賢人也猶尙精一德以事其君

今や能を誣ふる臣を以て、國を私する君に事ふ、而して能く功名を濟すものは、古今に之れ無し、能を誣ふる人は知り易きなり、臣(管子自ら稱す)之を先王に度るに、舜の天下を有つや、禹は内務大臣となり、契は文部大臣となり、臯陶は司法大臣となり、后稷は農務大臣となれり、此の四士は、皆天下の賢人なれども、諸職を兼ねず、其才徳を、一定の本務に盡くして、其君に事へたり、

今誣能之人服事任官皆兼四賢之能自此觀之功名之不立亦易知也故列尊祿重無以不受也勢利官大無以不從也以此事君此所謂誣能篡利之臣者也

今や能を誣ふる人は、事に服し官に任ず、皆禹契臯稷四賢の職を兼ね、此に由り之を觀れば、功名の立ざるは、知り易きなり、故に此小人は、列尊く祿重ければ、

之を受けざるなし、無能を以て辭するなし、勢は利に官は大なれば、之に従はざるなし、此を以て君に事ふ、此所謂能を誣めて利を篡ふものなり、
列尊、列は位なり、尊位といふに異ならざるなり、
世無公國之君、則無直進之臣、
無論能之主、則無成功之臣、昔者三代之相授也、安得二天下而殺之、

世に國を公共のものとする君なければ、直進の士なし、能を論ずる主なければ、功を成す臣なし、昔し三代の時に、有能の士は、無能の君に代りて、立てり、是れ國を公共のものとして、害を除き利を擧げしなり、別に天下を設けて、民を殺すに非ず、

貧民傷財莫大於兵危國憂主莫速於兵此四患者明矣古今莫之能廢也兵當廢而不廢則

古今惑也、此二者不廢而欲廢之、則亦惑也、此二者傷國一也、民を貧くし財を傷ぶるは、兵より大なるものなし、國を危くし主を憂へしむるは、兵より速かなるものなし、此の貧傷危憂の四患は、明かなるも、古今能く兵を廢することなし、兵廢すべくして廢せざるは、是れ古今人の惑なり、此の古と今と廢せざるに、猶之を廢せんとなす、亦惑なり、此の廢すると廢せざると二つの者の、國を傷るは、一樣なり、傷國一也、兵を廢すれば、寇來りて禦ぐなく、遂に國を傷る、廢せざれば、財を費し主を憂へしめ、亦國を傷る、故に曰く一なり、

黃帝唐虞帝之隆也、資有天下、制在一人、當此之時也、兵不廢、今德不及三帝、天下不順、而求廢兵、不亦難乎、

黃帝、唐、虞の三帝は、徳の隆盛なるものなり、天下を

領有し、之を制する一人にあり、此の時に當りてや、兵廢せず、今徳は三帝に及ばず、天下も順はず、而して兵を廢するを求むるは、難し、

故明君知所擅、知所患、國治而民務積、此所謂擅也、動與靜、此所患也、是故明君審其所擅、以備其所患也、

故に明君は、専ら取る所を知る、患ふる所を知る、國治りて民積蓄すること務む、此れ専ら取る所なり、動と靜と宜を失ふは、此れ患ふる所なり、是故に明君は、其専ら取る所を審にして、其患ふる所に備ふるなり、

猛毅之君、不免於外難、懦弱之君、不免於内亂、猛毅之君者、輕誅、輕誅之流、道正者不安、道正者不安、則材能之臣去亡矣、

猛毅なる君は、外難を免れず、懦弱なる君は、内亂を免れず、猛毅の君は、誅することを輕卒にす、誅を輕卒にする流弊は、正道に依るものも、安心せず、正道に依るもの安んぜざるときは、材能の臣も去り逃るに至る、

輕誅、誅戮を輕卒にして、正道に背く、

彼智者、知吾情、僞爲敵、謀我、則外難自是至矣、故曰、猛毅之君、不免於外難、懦弱之君者、重誅、重誅之過、行邪者不革、行邪者久而不革、則群臣比周、群臣比周、則蔽美揚惡、蔽美揚惡、則内亂自是起、故曰、懦弱之君、不免於内亂、

彼の逃げ去りたる智者は、我邦の状態を詳知す、故に

敵の爲に我を謀るときは、外難は是より至る、故に曰く、猛毅の君は、外難を免かれず、懦弱の君は、誅を憚りて寛にす、誅を寛にする過は、邪を行ふもの革めず、邪を行ふもの久しく革めざれば、群臣比周す、群臣比周すれば、美を蔽ひ惡を揚ぐ、美を蔽ひ惡を揚れば、内亂は是より起る、故に曰く、懦弱の君は、内亂を免れず、

明君不爲親戚、危其社稷、社稷戚於親、不爲君、欲變其令、令尊於君、不爲重寶、分其威、威貴於寶、不爲愛民、虧其法、法愛於民、

明君は親戚の爲に其社稷を危くせず、社稷は親より戚し、君の欲の爲に、其令を變せず、令は君より尊し、重寶の爲に、其威を分たず、威は寶より貴し、民を愛する爲に、其法を虧かず、法は民よりも愛す、

兵法第十七 外言八

兵法を論じて、之を道に原け、之を徳に歸す、

明一者、皇、察、道者、帝、通、徳者、王、謀得、兵勝者、覇、故夫、兵雖非備、道至徳也、然而所以輔王成覇、
一は一元の氣、陰陽の本、萬物を生じ成す所以なり、故に生を好む所の徳を一と稱す、道は人の由て行ふ所のもの、所謂性に率ふを道といふ、徳は得にして、禮樂身に得るを徳と謂ふ、故に一の理を明にするもの、皇なり、道を察し知るものは、帝と爲り、徳に通ずるものは、王となる、謀る所必ず得て、兵を用ゆるとき必ず勝つは、覇と爲る、蓋し兵は不祥の器なり、已むを得ずして、之を用ゆ、道に於ては、未だ備はらず、徳に於ては、未だ至らず、然れども之を用ゆるは、王を輔け覇を成す所以なり、

今代之用兵者、不然、不知兵權、

者也、故舉兵之日、而境內貧、戰不必勝、勝則多死、得地而國敗、此四者用兵之禍者也、

今代の兵を用るものは、前述の道に背く、蓋し兵の輕重の節を知らざるなり、故に兵を舉る日にして、境內は貧となり、戰爭は或は勝ち或は勝たず、勝てば士卒多く死す、地を得るも我國は衰へ敗る、此の四の事起るは、兵の弊害なり、

四禍其國、而無不危矣、大度之書曰、舉兵之日、而境內不貧、戰而必勝、勝而不死、得地而國不敗、爲此四者、若何、

兵を舉げて、前述の四害を其國に起すものは、危からざるなし、故に大に法度を陳する書に曰く、兵を舉る日にして、境內貧ならず、戰ひて必ず勝つ、勝て我卒は死せず、敵の地を得て、我國は敗れず、此の四の者

を爲すは、何の法を取るか、

舉兵之日、而境內不貧者、計數得也、戰而必勝者、法度審也、勝而不死者、教器備利、而敵不敢校也、得地而國不敗者、因其民也、

曰く兵を舉ぐる日にして、境內貧しからざるは、計數を精密にして、糧食金錢の出納を完くすればなり、戰ひて必ず勝つは、將士進退の法度を明にすればなり、勝て士卒の死せざるは、教習備り、器械利なればなり、敵の地を得て、我國敗れざるは、其民を利用して、政を施せばなり、

因其民、則號制有發也、教器備利、則有制也、法度審、則有守也、計數得、則有明也、治衆有數、勝

敵有理、察數而知理、審器而識勝、明理而勝敵、

其民に因り、俗を改めざれば、號令制度を發するに便なり、教器備はり、利なれば、能く人を制するに便なり、法度詳審なれば、兵は守るに便なり、計數道を得れば、戰の費用を明知するに便なり、是に於て軍衆を治るに術あり、敵に勝つに理あり、數を察して理を知る、器備はり審にして、勝つことを識る、理を明にして敵に勝つ、

定宗廟、遂男女、官四分、則可以定威德、制法儀、出號令、然後可以一衆治民、

斯の如くして敵を制し、我宗廟を安定し、男女をして其生を遂げしめ、官吏を四方に分ち守れば、以て上の威徳を定め、法儀を制し、號令を出すを得べし、然る後に、衆民を統一して之を治むるを得べし、
兵無主、則不蚤知敵、野無吏、則

無蓄積、官無常、則下怨上、器械不巧、則朝無定、賞罰不明、則民輕其產、

兵に主將なければ、蚤く敵を知ること能はず、野に官吏の守るなければ、蓄積なく、官に常なくして、變更屢すれば、下は上を怨む、器械巧妙ならざれば、寇敵に凌がる、故に朝廷安定することなし、賞罰明白ならざれば、民は其産を輕んじ、生を樂まず、

故曰、早知敵、則獨行、有蓄積、則久而不匱、器械巧、則伐而不費、賞罰明、則勇士勸也、三官不繆、五教不亂、九章著明、則危危而無害、窮窮而無難、故能致遠、以數縱強、以制、

故に曰く、敵を知れば、敵をして抵抗する能はざらし

む、我は獨行する如し、蓄積あれば、久しく陣して乏しからず、器械巧なれば、攻伐して日数を要せず、戰費なし、賞罰明かなれば、勇士は勸む、三官(下に解す)繆らず、五教亂れず、九章著明なるときは、危きを危とし、窮するを窮として、其危窮を救はざるも、敵より忠害を來たす無し、故に我は此法に由りて、遠隔の民を誘致するに、術數を以てし、強大の威を振ふに制度を以てす、

三官と五教と九章とは、此の下段に詳解す、
三官、一曰鼓、鼓所以任也、所以起也、所以進也、二曰金、金所以坐也、所以退也、所以免也、三日、旗、旗所以立兵也、所以利兵也、所以偃兵也、此之謂三官、有三令、而兵法治也、

三官の一は鼓なり、鼓は士卒を戰に任せしめ、起立せしめ、進行せしむる所以なり、二は金(鉦のこと)な

り、余は士卒を坐せしめ、退かしめ、止らしむる所以なり、三は旗なり、旗は武器を擧げしめ、利ならしめ、伏せしむる所以なり、此れを三官といふ、即ち軍を指揮する具なり、故に此三者を以て號令すれば、兵法治る、

五教、一曰教其目、以形色之旗、二曰教其身、以號令之數、三曰教其足、以進退之度、四曰教其手、以長短之利、五曰教其心、以賞罰之誠、五教各習、而士負以勇矣、

五教とは、一に曰く、兵卒の目に教ゆるに、形と色と殊なるを以てす、二に曰く、其身に教ゆるに、號令の數を以てす、三に曰く、其足に教ゆるに、進退の度を以てす、四に曰く、其手に教ゆるに、長短の兵器を以てして、各利ある所に用ひしむ、五に曰く、其心を教ゆるに、賞罰の誠に信あるを以てす、此五教を、各練

習せしむれば、兵士其便利を恃みて、勇み戰ふに至る、

九章、一曰舉日章、則晝行、二曰舉月章、則夜行、三曰舉龍章、則行水、四曰舉虎章、則行林、五曰舉鳥章、則行陂、六曰舉蛇章、則行澤、七曰舉鵠章、則行陸、八曰舉狼章、則行山、九曰舉韓章、則載食、而駕、

九章とは、諸色の旗を擧げて、士卒に進行を命ずる方法なり、一に曰く、日章の旗には軍兵晝行く、二に曰く、月章には夜行く、三に曰く、龍章には水を行く、四に曰く、虎章には林中を行く、五に曰く、鳥章には、陂上を行く、六に曰く、蛇章には澤中を行く、七に曰く、鵠章には陸を行く、八に曰く、狼章には山中を行く、九に曰く、韓章(弓を縮みたる圖を畫く)には食糧

を載せて、車に忍し行く、
鳥章 古本に鳥に作るあり、下の鶴章に對して、鳥を
可とす、

九章既定、而動靜不過、三官、五
教、九章、始乎無端、卒于無窮、始
于無端者、道也、卒于無窮者、德
也、

九章既に定まりて、動靜過たざるなり、三官五教九章
は、無端に始り、其始る故を知らず、無窮に終る、其終
る所を知らず、無端に始るは道なり、道は貫かざる物
なし、無窮に卒はるは徳なり、徳は載せざる事なし、
無端無窮は、皆敵の不意に出るをいふ、彼れをして
測り知る能はざらしむるは、是れ兵法の神なる所な
り、

道不可量、德不可數也、故不可
量、則衆強不能圖、不可數、則偽

兩者備施、動乃有功、器成、教施、
追亡逐遁、若飄風、擊刺若雷電、
絕地不守、恃固不拔、

道と徳との兩者備はり施せば、動く乃ち功あり、器成
り教施せば、亡るを追ひ遁るを遂ひて、飄風の疾なる
如し、擊ち刺すとは、雷電の烈なる如し、地形の孤絶
なる所は、險固の恃むべきなし、故に守るを得ず、堅固
を恃む所は、之を取るに多く費ゆ、故に抜くを得ず、

中處而無敵、令行而不留、器成、
教施、散之無方、聚之不可計、教
器備利、進退若雷電、而無所疑、
賈、一氣專定、則傍通而不疑、厲
士利械、則涉難而不賈、

四鄰の國、敢て抵抗せず、故に中に處して敵なし、令
は行はれて、留ること無し、器械成り、教習施して、兵
を散じ用ふるに、四方自由なり、之を集聚するに、敵

詐不敢嚮、兩者備施、則動靜有
功、徑乎不知、發乎不意、

道あるものは、敵も量る可らず、徳あるものは、敵も
數ふ可らず、故に量るべからざるときは、衆強の兵も
圖る能はず、數ふ可らざるときは、偽詐のもの敢て嚮
ひ來らず、此の兩者は備はり施せば、動靜並に功あ
りて、敵の知らざる所を徑し、敵の意はざる所に發作
す、

徑乎不知、故莫之能禦也、發乎
不意、故莫之能應也、故全勝而
無害、因便而教、准利而行、教無
常、行無常、

知らざるに徑す、故に之を能く禦ぐものなし、意はざ
るに發作す、故に之に能く應ずるものなし、故に全勝
して害せらるるなし、便利に由りて、教へられ、利に
遊びて行ふ、教も常なく、行も常なし、唯便と利とに
因るなり、

より計る可らず、臂の指を使ふ如し、教備はりて、器
利なれば、進退すること、雷電の如く、迅疾にして、疑
ふ所無く、竭くる所なし、蓋し兵士の一氣専ら定まれ
ば、四方に傍通して、疑ふことなく、士を厲まし、器械
を利くせば、難に涉りて、兵氣の匿しく竭くることな
きなり、

疑匿 疑は決定の心無きなり、匿は兵氣の缺乏なり、
進無所疑、退無所匿、敵乃爲用、
凌山阬、不待鈎梯、歷水谷、不須
舟楫、徑於絕地、攻於恃固、獨出
獨入、而莫之能止、

進みては疑ふ所なく、退きて士氣の竭るなし、敵乃ち
降服して、我の用を爲す、山阬の險を登るに、鈎梯
を待たず、水谷を歴渉するに、舟楫を須ひず、敵皆我
の用となる、孤絶の地を徑し、險要の所を攻む、我兵
獨り出で獨り入る、之を止るものなし、
寶不獨入、故莫之能止、寶不獨

見故莫之能斂、無名之至、盡而不意、故不能疑神、

敵の寶玉を獲るときは、精勇の士と與にして獨り入れず、故に之を止るものなし、之を觀るも精勇のものと與に見る故に之を貪り取るものなし、蓋し兵を用る道は、神の如くにして、名くべからず、其理を盡すに至る、而して敵の意はさる所に出づ、故に敵は我兵の神機に服す、

畜之以道、則民和、養之以德、則民合、和合故能諧、諧故能輯、輯以悉、莫之能傷、

之を畜ふに道を以てすれば、民和ぐ、之を養ふに徳を以てすれば、民合ふ、和合する故に能く諧ふ、諧ふ故に能く輯ぐ、諧ひ輯きて、其理を悉くす、故に敵の能く之を傷害するなし、

定一至、行二要、縱三權、施四教、

一之原也、

故に至善なるものは、戰を爲さず、之を服するに、徳を以てす、其次は、一たび戰ふことあり、大國を破り強邦に勝つ、是一戰して天下を安んずる一の至極なるものなり、敵を亂すに、變計を以てせず、敵に乗するに、詭策を以てせず、敵に勝つに、詐謀を以てせず、一戰して敵を伏する實効なり、近國を服するに、實効を以てす、遠國を服するに、號令を施す、我の力は量る可らず、我の強は度るべからず、我の兵氣の盛大なるは、窮む可らず、我の徳は測るべからず、是れ一戰して敵を服する本源なり、

衆若時雨、寡若飄風、一之終也、利適器之至也、用敵教之盡也、不能致器者、不能利適、不能盡教者、不能用敵、不能用敵者、窮不能致器者、困、

我兵の衆多なるときは、好雨の物を濕すが如く、徳を

發五機、設六行、論七數、守八應、審九器、章十號、故能全勝、

一至より以下、管子其數目を言はず、後人得て知るなし、

大勝無守也、故能守勝、數戰則士罷、數勝則君驕、夫以驕君使罷民、則國安得無危、

大勝あるも、之を我の專有とせず、故に能く勝つべき道を守る、數々戰へば兵士罷る、數々勝てば君驕る、驕りたる君を以て、罷れたる民を使ふは、國危し、

故至善不戰、其次一之破、大勝強、一之至也、亂之不以變、乘之不以詭、勝之不以詐、一之實也、近則用實、遠則施號、力不可量、彊不可度、氣不可極、徳不可測、

以て之を懷く、我兵の寡少なるときは、飄風の震動するが如く、其戰烈し、是れ一戰して敵を服する終なり、利適とて履の足に適する如く、適合するは、器の至極なるものなり、敵人の我用となるは、敵の道を盡したるなり、器の巧を致す能はざるは、利適することなし、教を盡す能はざるは、敵を用ゆること能はざるなり、敵を用ゆる能はざれば、敵反りて侵す、故に我は窮することあり、器を巧に致す能はざれば、敵に抗る難くして、困むことあり、

遠用兵、則可以必勝、出入異塗、則傷其敵、深入危之、則士自修、士自修、則同心、同力、

遠く兵を用ゆるときは、我兵の反顧の心を絶つ、必ず勝つべし、又出ると入るを、塗を異にするときは、敵は我が由る所を測る能はず、故に我は彼を傷る、深く敵國に入りて、其居る危し、所謂我兵を死地に置くなり、斯るときは、兵士自ら修めて生を求む、士自ら修むるときは、同心戮力して、敵を破る、

善者之爲兵也、使敵若據虛、若搏景、無設無形焉、無不可以成也、無形無爲焉、無不可化也、此之謂道矣、若亡而存、若後而先、威不足以命之、

善く兵を用ゆる者の軍を行は、敵をして我軍を見るに、虚に據るが如く、撃つこと能はず、景を搏つが如く、獲る所なからしめ、設け施すことなく、形の見る可きなからしむ、故に我の爲す事は、成る可らざるなく、化すべからざるなく、變化行動自在なり、之を道といふ、蓋し亡するが如くにして存し、後るが如くにして先にある、是皆道の深き所にして、遠く威武の上在り、威力などは之に當るに足らざるなり、

大匡第十八 内言一

大中小の三匡は、何れも桓公の天下を匡正

せし事を録す、大匡は其大端を述ぶ、内言は管子の桓公を相けて、内政を修むるを陳ぶ、蓋し其學を承るもの、記する所なり、

齊僖公生公子諸兒、公子糾、公子小白、使鮑叔傅小白、鮑叔辭稱疾不出、管仲與召忽往見之、曰、何故不出、鮑叔曰、先人有言、曰、知子莫若父、知臣莫如君、今君知臣不肖也、是以使賤臣傅小白也、賤臣知棄矣、

齊の僖公は、公子諸兒、及び公子小白を生む、鮑叔をして、小白の傅たらしむ、鮑叔之を辭して、疾と稱し出でず、管仲は召忽と共に往て、之を見て曰く、何故に出でざるか、鮑叔曰く、先人言へるあり、曰く、子を知るは、父に若くはなし、臣を知るは君に若くはなしと、今君は臣が不肖なるを知るなり、是を以て賤

臣をして小白に傅たらしむ、賤臣は棄てられたるを知ると、蓋し小白の君位に上るを得ざるを言へり、召忽曰、子固辭無出、吾權任子、以死亡、必免子、鮑叔曰、子如是、何不免之有乎、管仲曰、不可持社稷宗廟者、不讓事、不廣間、將有國者、未可知也、子其出乎、

召忽は鮑叔に謂て曰く、子固く小白の傅たるを辭して、疾と稱し出る勿れ、君は疑ひて之を許さざるも、吾は權りに子の疾を保證し、今死亡に瀕すと云はん、斯くせば必ず免さるることあらん、鮑叔曰く、子が是の如く言はば、何ぞ免さること有んや、管仲曰く、召忽の言は不可なり、國家宗廟を持するものは、難事とても譲らず、官職は間暇なるも、曠しくすべからず、抑も國を有つ人は、誰たるか、未だ知的可らず、小白が君位に上るも、知る可らず、子は其れ出づべし、辭するなかれ、

召忽曰、不可、吾三人者、之於齊國也、譬之猶鼎、之有足也、去一焉、則必不立矣、吾觀小白、必不爲後矣、管仲曰、不然也、夫國人憎惡糾之母、以及糾之身、而憐小白之無母也、諸兒長而賤、事未可知也、夫所以定齊國者、非此二公子者、將無已也、小白之爲人、無小智、惕而有慮、非夷吾、無容小白、天不幸降禍、加殃于齊、糾雖得立、事將不濟、非子定社稷、其將誰也、

召忽曰く、不可なり、吾三人の齊國に於けるや、之を譬ふれば鼎の三足あるが如し、一足を去れば、必ず立

たす、吾れ小白を觀るに、必ず後嗣たるを得ず、管仲曰く、然らず、夫れ國人は、皆公子糾の母を憎み惡んで、其子の糾の身に及べり、而して小白の母なきを憐れむ、諸兒は年長なれども賤し、後嗣たる事は、未だ知るべからず、夫れ齊國を定る所以のもの、此二公子の中に在らん、小白の性質は、小智なく、放恣にして、大慮あり、群臣に疑はる、我に非んば、之を容るものなし、天運不幸にして、齊國に禍殃ある、公子糾は立つを得るも、事は濟らざらん、子(鮑叔)が小白を輔けて國家を治むることに務めずんば、誰れか之を能せん、

管夷吾字は仲なり、他より仲と稱す、自分は夷吾といふ、
召忽曰、百歲之後、吾君卜世、犯吾君命、而廢吾所立、奪吾糾也、雖得天下、吾不生也、兄與我齊國之政也、受君命而不改、奉所立而不濟、是吾義也、

二四〇
召忽曰く、他日吾君(僖公)が世を去りたる後、吾君の命を犯して、吾が立る所を廢し、吾が公子糾を奪ふものあらば、吾は天下の大利を得るも、生を欲せず、况や齊一國の政事を任す如き小利に於てをや、吾心は決して迷はず、君命を受けて改めず、立る所を奉じて事を濟さんと欲す、事濟らざれば、吾は死して國に報するのみ、是れ臣たる義なり、
兄は况の字と通じ用ゆ、○卜世、トは下の誤ならん下世は此世を去ることなり、

管仲曰、夷吾之爲君臣也、將承君命、奉社稷、以持宗廟、豈死一糾哉、夷吾之所死者、社稷破、宗廟滅、祭祀絕、則夷吾死之、非此三者、則夷吾生、夷吾生、則齊國利、夷吾死、則齊國不利、鮑叔曰、然則奈何、

管仲曰く、吾の君臣たるや、君命を受け、國家を奉じ、以て宗廟を持せんとす、豈に一の公子糾の爲に死せんや、吾の死するは、國家破れ、宗廟滅び、祭祀絶ゆるときなり、此の三の場合に非んば、吾は生ん、吾生きて、齊國利なり、吾死すれば、齊國不利なり、鮑叔曰く、然らば奈何せん、

管子曰、子出奉令、則可、鮑叔許諾、乃出奉令、遂傅小白、鮑叔謂管仲曰、何行、管仲曰、爲人臣者、不盡力於君、則不親信、不親信、則言不聽、言不聽、則社稷不定、夫事君者、無二心、鮑叔許諾、

管子曰く、子は出て令を奉せば可なり、鮑叔許諾し、出て令を奉じ、遂に小白の傅となる、管仲に謂つて曰く、何を行はん、管仲曰く、人臣たるものは、力を君に盡さざれば、親信せられず、親信せられずんば、言聽かれず、言聽かれずんば、國家定らず、夫れ君に事ふ

るものは、二心なし、鮑叔許諾す、

僖公之母弟夷仲年、生公孫無知、有寵於僖公、衣服禮秩如適、僖公卒、以諸兒長、得爲君、是爲襄公、襄公立、後緇無知、無知怒、公令連稱、管至父、戍葵丘、曰、瓜時而往、及瓜時而來、期戍、公問不至、請代、不許、故二人因公孫無知、以作亂、

僖公と母を同じくしたる弟に、夷仲年といふ人あり、公孫無知を生む、僖公に寵あり、衣服も禮秩(待遇すること)も嫡子の如し、僖公薨去して、諸兒は年長じたるを以て、君と爲るを得たり、是を襄公とす、襄公立て後に、無知を緇く、無知怒れり、此時に襄公は、連稱と管至父とに命じ、葵丘の地を守らしむ、曰く、今や瓜の熟する時にして往け、來年の瓜の時節に歸り

來れよとて、滿一年まで成りしに、公の問ひ至らず、交代を請へども、許されず、是に於て、二人は公孫無知に従ひて、叛亂を作せり、(此段及下段には、諸兒の君となり悪行を爲すを説く、)

魯桓公夫人文姜、齊之女也、公將如齊、與夫人偕行、申諭諫曰、不可、女有家、男有室、無相瀆也、謂之有禮、公不聽、遂以文姜會齊侯於濼、文姜通於齊侯、桓公聞、責文姜、文姜告齊侯、齊侯怒、饗公、使公子彭生乘魯侯脇之、公薨于車、

魯の桓公の夫人文姜は、齊の僖公の女なり、公は齊に往んとて、夫人と與に行き、申諭は之を諫めて曰く、不可なり、女は夫の家を有し、男は夫人の室を有して相瀆すなく、堅く守るを有禮と謂ふ、桓公聽かず、文

説

齊の大夫豎曼曰く、賢者は忠に死して疑を救ふ、人民も之に依頼して、心を寓す、智者は理を究めて長く慮る、故に身は危亡を免る、今彭生は君に二心ありて諫めず、諂諛の行をなして、吾君に戯れ狎れ、吾君をして親戚の禮命を失はしむ、(文姜は襄公の妹なり)、又力めて吾君の禍を成して、二國の怨を構へしむ、彭生は禍を免るを得ず、蓋し禍の筋は、彭生に屬せり、夫れ吾君は、怒を以て禍を遂げ、其親戚を害する外聞を恐れず、昏迷の主にして、醜恥の心なきなり、豈に彭生に對して、能く禍を止めんや、魯若し來り責問するあらば、吾君は必ず彭生を殺して、其罪を謝することあらん、

二月、魯人告齊曰、寡君畏君之威、不敢寧居、來修舊交、禮成而不反、無所歸死、請以彭生除之、

姜を伴ひて、齊の襄公と濼の地に會合す、文姜は遂に齊侯に姦通す、桓公聞て文姜を責問す、文姜之を齊侯に告ぐ、齊侯は怒り、桓公を殺さんとして、之を饜應し、大に醉はしめ、車に乗らんとするとき、公子彭生をして、之を扶けて、其脇骨を折らしむ、桓公は、車中に於て薨去せり、

豎曼曰、賢者死、忠以振疑、百姓寓焉、智者究理、而長慮、身得免焉、今彭生二於君、無盡言、而諛行以戲我君、使我君失親戚之禮命、又力成吾君之禍、以構二國之怨、彭生其得免乎、禍理屬焉、夫君以怒、遂禍、不畏惡、親聞容、昏生無醜也、豈及彭生而能止之哉、魯若有誅、必以彭生爲

齊人爲殺彭生、以謝於魯、

二月に、魯人は齊に告げて曰く、敝邦の主は、君の威勢に畏れ、敢て自から安んぜず、來り舊交を修めしに、其會合の禮成りて、身は反らず、死罪を歸するに所なし、請ふ彭生を得て之を除かんと、齊人爲に彭生を殺して、魯に謝罪す、

五月、襄公田于貝丘、見豕彘、從者曰、公子彭生也、公怒曰、公子彭生安敢見射之、豕人立而啼、公懼墜於車下、傷足亡屨、反誅屨於徒人費、不得也、鞭之見血、費走而出、遇賊於門、脇而束之、費袒而示之背、賊信之、使費先入、伏公、而出、鬪死于門中、石之

紛如死于階下、孟陽代君、寢于牀、賊殺之曰、非君也、不類、見公之足于戶下、遂殺公而立公孫無知也。

八月に、襄公は貝丘に田す、豕彘を見る、從者曰く、公子彭生なり、公怒りて曰く、公子彭生安ぞ敢て見るかと、之を射る、豕は人の如く立て啼く、公懼れて車下に墜落し、足を傷り、屨を亡ふ、歸りて屨を僕の費といふものに求めしも、屨は得られず、因て費を鞭うち出血す、費は走り出で門に至り、賊の公を殺さんとするものに遇ひ、脇かされて束られたり、費は公に鞭うたれて遁るなりといひ、袒て其背を示したれば、賊も之を信じ、費を案内者として、先づ宮に入らしむ、費は入りて、公を伏し匿し、出で、賊と闘ひ、門中に死せり、石之紛如は戰つて階下に死し、孟陽は君に代りて、牀の上に寢ねしに、賊之を殺して曰く、是は君に非ず、君に類せずと、既にして公の足を戸下に見て、遂に公を殺し、公孫無知を立てたり、

鮑叔牙奉公子小白奔莒、管夷吾召忽奉公子糾奔魯、九年公孫無知虐於雍廩、雍廩殺無知也、桓公自莒先入魯、人伐齊入公子糾、戰於乾時、管仲射小白中鉤、魯師敗績、桓公踐位、於是劫魯、使魯殺公子糾。

鮑叔牙は、公子小白を奉じて、莒に奔る、管夷吾、召忽は、公子糾を奉じ、魯に奔る、九年に公孫無知は、雍廩を虐す、雍廩反つて無知を殺せり、是に於て桓公(小白)は、莒より先づ齊國に入る、魯人齊を伐て、公子糾を入れんとし、乾時(地名)に戰ふ、管仲は桓公を射て其腹の帶鉤に中つ、然れども魯の軍大敗して、桓公遂に位を踐みたり、是に於て齊は魯を劫かして、公子糾を殺せり、

桓公問於鮑叔曰、將何以定社

稷、鮑叔曰、得管仲與、召忽、則社稷定矣、公曰、夷吾與、召忽、吾賊也、鮑叔乃告公其故、圖、公曰、然則可得乎、鮑叔曰、若亟召則可得也、不亟不可得也、夫魯施伯知夷吾爲人之有慧也、其謀必將令魯致政於夷吾、夷吾受之、則彼知能弱齊矣、夷吾不受、彼知其將反齊也、必將殺之。

桓公は鮑叔に問ひ曰く、何の術を以て、此の國を安定にせんとするか、鮑叔曰く、管仲と召忽とを得ば、國は治まらん、公曰く、夷吾と召忽とは、吾が賊なり、鮑叔乃ち公に、其昔し圖りたる事、即ち管仲が鮑叔を勸めて、小白に傳たらしめしことを告ぐ、公曰く、然らば此二人得べきか、鮑叔曰く、若し亟かに召さば得べ

きなれども、亟かにせざれば、得可らず、夫れ魯の施伯といふ人は、夷吾の人となり、慧智あるを知る、故に謀りて、魯君に説き、政を夷吾に致さしめんとす、夷吾之を受くれば、彼は能く齊を弱くするを知る、夷吾受けずんば、施伯は彼が齊に反らんとするを知り、必ず之を殺さんとす、

公曰、然則夷吾將受魯之政乎、其否乎、鮑叔對曰、不受、夫夷吾之不死、糾也、爲欲定齊國之社稷也、今受魯之政、是弱齊也、夷吾之事、君無二心、雖知死、必不受也、公曰、其於我也、曾若是乎、鮑叔對曰、非爲君也、爲先君也、其於君不如親、糾、糾之不死、而況君也、君若欲定齊之社稷、則

亟迎之

桓公曰、然らば夷吾は、魯の政を受けんとするか、其れ否らざるか、鮑叔對へて曰く、受けざるなり、夫の夷吾の公子糾の爲に死せざるは、齊の國家を定めんと欲するが爲なり、今魯の政を受ければ、是れ齊を弱くす、夷吾の君に事ふる二心なし、萬死の患を知るも、必ず受けず、公曰く、其の我に二心なき、此の如く堅きか、鮑叔對へて曰く、君の爲にするに非ず、先君の爲にするなり、其れ君に於けるは、糾に親むに如かず、既に糾の爲めに死せず、而るを况や君においておや、君若し齊の國を治めんと欲せば、亟かに之を迎へよ、

公曰、恐不及、奈何、鮑叔曰、夫施伯之爲人也、敏而多畏、公若先反、恐注怨焉、必不殺也、公曰、諾、施伯進對魯君曰、管仲有急、其事不濟、今在魯、君其致魯之政、

焉、若受之、則齊可弱也、若不、則殺之、殺之、以說於齊也、與同怒、尙賢於已、

桓公曰く、時後れたり、恐くは及ばざらん、之を奈何せん、鮑叔曰く、夫れ施伯の人となりや、敏なれども、畏るゝ心多し、故に公より先づ夷吾を反らしむることを爲さば、施伯は齊の怨を注入するを恐れて、必ず夷吾を殺さるべし、桓公曰く、諾と、此時に當りて、魯には施伯進んで魯君に對へて曰く、管仲急ありて、其事濟らず、其職ひ敗れたり、今彼れ魯に在るを幸として、君は魯の政を彼に任せよ、若し之を受けて、政を爲すときは、齊は弱くなるべし、夷吾若し政を受けざれば、之を殺すべし、之を殺して、齊に説くには、齊魯與に怒を同じくすといへ、斯くすれば、徒らに已むよりも勝れり、

君曰、諾、魯未及致政、而齊之使至、曰、夷吾與召忽也、寡人之賊、

也、今在魯、寡人願生得之、若不得也、是君與寡人賊比也、魯君問、施伯、施伯曰、君與之臣聞、齊君惕、而亟驕、雖得賢、庸必能用之乎、及齊君之能用之也、管子之事濟矣、夫管仲、天下之大聖也、今彼反齊、天下皆鄉之、豈獨魯乎、今若殺之、此鮑叔之友也、鮑叔因此以作難、君必不能待也、不若與之、

魯君は、施伯の言を聞いて曰く、諾すと、未だ政を致すに及ばずして、齊の使者至りて曰く、夷吾と召忽とは吾賊なり、今魯に在り、寡人願くは、之を生ながら得ん、若し反し得ざるときは、是れ魯君と寡人の賊と比周するなりと、魯君は之を如何せんと問ふ、施伯曰

く、君は之を與へよ、臣聞く、齊君は惕にして亟驕る、賢を得るも庸ぞ能く之を用ひんや、齊君之を用ふるならば、管子の志す所の事は濟るなり、夫れ管仲は天下の大聖人なり、今彼れ齊に反れば、天下の人皆之に嚮ひ服せん、豈に獨り魯のみならんや、今之を殺せば、此れ鮑叔の友人なれば、鮑叔此に因りて、魯に向つて難を作さん、君は之を待ち受ること能はず、管仲を與ふるに若かざるなり、寡人は、諸侯自身の謙遜したる稱なり、徳少きものとの意なり、

魯君乃遂束縛管仲、與召忽、管仲謂、召忽曰、子懼乎、召忽曰、何懼乎、吾不蚤死、將胥有所定也、今既定矣、令子相齊之左、必令忽相齊之右、雖然、殺君而用吾身、是再辱我也、子爲生臣、忽爲

死臣忽也。知得萬乘之政而死。公子糾可謂有死臣矣。子生而霸諸侯。公子糾可謂有生臣矣。死者成行。生者成名。名不兩立。行不虛至。子其勉之。死生有分矣。乃行入齊境。自刎而死。管仲遂入。

魯君は乃ち遂に管仲と召忽とを束縛したり、管仲は召忽に謂て曰く、子懼るゝか、召忽曰く、何をか懼れん、吾の蚤く死せざるは、齊の定まる所あるを待つのみ、今既に定まれり、子をして齊の左相たらしめば、必ず我をして齊の右相たらしめん、然れども、公子糾を殺して、我を用ひんとするは、再び我を辱しむるなり、子は生臣となれ、我は死臣とならん、我は萬乘の政を得るを知る、而して死す、公子糾は死臣ありといふべし、子は生て諸侯の覇となれば、公子糾は生臣ありといふべし、

りといふべし、死者は身を殺して、忠義の行を成す、生者は君を輔けて、功勳の名を成す、生名と死名とは兩立せず、行ひは實踐を待つ、虚言にしては至らず、子は其れ之を勉よ、死生各天分ありと、乃ち行きて、齊の境に入り、召忽は自殺し、管仲獨り齊に入る、君子聞之、曰、召忽之死也、賢其生也、管仲之生也、賢其死也、此時の君子、之を聞き評して曰く、召忽の死は、其生に勝ち、管仲の生は其死に勝ると、蓋し召忽は、諸侯九合の大功を成す能はざるを謂ふなり、

或曰、明年襄公薨、小白、小白走莒、三年襄公薨、公子糾踐位、國人召小白、鮑叔曰、胡不行矣、小白曰、不可、夫管仲智、召忽強武、雖國人召我、我猶不得入也、鮑叔曰、管仲得行、其智於國、國可

謂亂乎、召忽強武、豈能獨圖我哉、

書を集るもの、更に異説を聞く、故に或曰といふ、襄公位に立つ、明年に小白を逐ふ、小白は莒に走る、三年にして、襄公薨す、公子糾位を踐む、國人は小白を召ぶ、鮑叔曰く、胡ぞ行かざるや、小白曰く、不可なり、夫の管仲は智あり、召忽は強武なり、國人我を召ぶといへども、我は猶ほ入るを得ず、鮑叔曰く、管仲其智を國に行ふを得ば、國は亂ると謂ふ可からず、然れども今實に亂る、是れ其智を行ふを得ざる證據なり、召忽は強武なりといへども、國人皆召ぶに、豈に獨力を以て、我を圖るを得んや、

小白曰、夫雖不得行、其知豈且不有焉乎、召忽雖不得衆、其及豈不足以圖我哉、鮑叔對曰、夫國之亂也、智人不得作內事、朋友不能相合、膠而國乃可圖也、

乃命車篤、鮑叔御、小白乘而出、莒、小白曰、夫二人者、奉君命、吾不可以試也、乃將下、鮑叔履其足、曰、事之濟也、在此時、事若不濟、老臣死之、公子猶之免也、乃行至於邑郊、鮑叔令車二十乘先、十乘後、

小白曰く、管仲は、其智を國に行ふを得ずといへども、豈に智有らざらんや、召忽は、衆人を得ずといへども、其急なるに及んで、豈に我を圖るに足らざらんや、鮑叔對へて曰く、夫の國の亂るゝや、智人も内事を作すを得ず、朋友も相ひ親しむを得ず、故に、其國は取る可きなりと、乃ち車篤を命ず、鮑叔は小白の御者となりて、莒を出づ、小白曰く、夫の二人は、君命を奉ずるならん、吾は以て事の成否を試む可らずと、乃ち車を下らんとす、鮑叔其足を履み、之を止めて曰

く、事の濟るは、此時に在り、事若し濟らずんば、老臣
之に死せん、公子は進むも退くも、均しく害を免るを
得べしと、遂に京の郊に至る、鮑叔は千五百人の兵を
先鋒と爲し、自ら之を率ゐて、京に入り、七百五十人
を後陣と爲して、小白を護らしめたり、

合摎 摎は交の互に入るをいふ、朋友相交る深きな
り、○猶之免也 猶は均なり、○邑郊 國都の外を郊
といふ、公邑此に在り、故に邑郊といふ、

鮑叔乃告小白曰、夫國之疑二
三子莫忍、老臣事之未濟也、老
臣足以塞道、鮑叔乃誓曰、事之
濟也、聽我令、事之不濟也、免公
子者爲上、死者爲下、吾以五乘
之實距路、

鮑叔は乃ち小白に告て曰く、君を立てるを疑ひ、國論未
だ定らざるときは、國の二三の権力者も、此衰老の臣
を殺さるべし、故に事の未だ濟らざるも、臣能く道

を塞ぎ、敵を制して、公子を進ることを得んと、乃ち
從者に誓て曰く、事の濟るや、我命令を聽け、事の濟
らざるや、公子小白を援けて、逃れしむるものは、上
とす、自から戰死すものは、下とす、吾は二十乗の内
より、五乗の質を取り、三百七十五人を帥ゐて、先行
し、路を距ぎ、糾の黨を制せんと、

鮑叔乃爲前驅、遂入國、逐公子
糾、管仲射小白、中鉤、管仲與公
子糾、召忽、遂走魯、桓公踐位、魯
伐齊、納公子糾、而不能、桓公二
年踐位、召管仲、管仲至、公問曰、
社稷可定乎、管仲對曰、君霸王、
社稷定、君不霸王、社稷不定、公
曰、吾不敢至于此、其大也、定社
稷而已、管仲又請、君曰、不能、

出至門、公召管仲、管仲反、公汗
出曰、勿已、其勉霸王乎、管仲再拜
稽首而起曰、今日君成霸業、臣
貪承命、趨立於相位、乃令五官
行事、

鮑叔は乃ち前驅を爲し、遂に國都に入り、公子糾を逐
ふ、管仲は小白を射て、帶鉤に中る、管仲公子糾召忽
皆魯に走る、小白は位を踐む、魯は齊を伐ちて公子糾
を納んとす、而して能はず、小白は即位の二年に、管
仲を召す、管仲至る、乃ち問ひて曰く、國家治む可き
か、管仲對て曰く、君は覇者の王とならば、國家治ま
る、君は霸王たらずんば、社稷定らず、公曰く、吾才德
は此に至る能はず、其大なる志にても、社稷を定るの
みにあり、何ぞ霸王たるを望まんやと、管仲は再び請
ひしかども、君曰く能はず、
霸、研、伯の三字は同意に用ふ、覇は把なり、諸侯の威
力信用あるものが、其時の王の政令を執り行ふこと
なり、

管仲辭於君曰、君免臣於死、臣
之幸也、然臣之不死糾也、爲欲
定社稷也、社稷不定、臣祿齊國
之政、而不死糾也、臣不敢、乃走

管仲は桓公に辭して曰く、君の恵を以て、臣を死に免
れしめたるは、臣の幸なり、然れども臣が糾の爲に死
せざるは、社稷を安定せんと欲するが爲なり、社稷定
らざれば、臣は齊國の政を執らんが爲めに生存して、
糾を棄てたることとなる、是れ臣の爲さる所なり
と、乃ち走り出て門に至る、公は管仲を召し還す、管
仲反る、公は汗を出し曰く、必ず霸王たらしめんとし
て已まざれば、我も勉めて覇を爲ん、管仲再拜稽首
し、起て曰く、今日より君は覇を成んとせば、臣は好
んで命を承くべしと、乃ち趨りて宰相の坐位に立ち、
教、禮、武、刑、工、の五官を設けて、事を行はしめた
り、

稽首。首を地に稽め、敬禮を極むるなり。○貪承命、甚だ好み欲して、命を承るなり。

異日公告管仲曰、欲以諸侯之間無事也。小修兵革。管仲曰、不可。百姓病。公先與百姓而藏其兵。與其厚於兵、不如厚於人。齊國之社稷未定。公未始於人。而始於兵。外不親於諸侯。而內不親於民。公曰、諾。政未能有行也。

二年桓公彌亂。又告管仲曰、欲繕兵。管仲又曰、不可。公不聽。果爲兵。桓公與宋夫人飲船中。夫人蕩船而懼。公怒。出之。宋受而嫁之。蔡侯明年公怒。告管仲曰、欲伐宋。管仲曰、不可。臣聞內政不修。外舉事不濟。公不聽。果伐宋。

他日桓公は、管仲に告て曰く、今や諸侯の間に於て、事無し、此時に乘じ、少しく兵革を修めんと欲すと、管仲曰く、不可なり、今日人民窮困する甚し、公先づ人民に與へよ、兵革を出す勿れ、其兵を厚くするよりは、人民に厚くするに如かず、齊國未だ定らざるに、公は未だ人に始めずして、兵に始るときは、諸侯に親します、民に親します、内外並に危しと、公は之

二年桓公は行ひ彌亂る、又管仲に告て曰く、兵を繕んと欲す、管仲又曰く不可なりと、公聽かず、果して兵を爲る、桓公は宋より娶りたる夫人と船中に飲む、夫人は船を搖蕩して公を懼れしむ、公怒り、夫人を出す、宋之を受けて、蔡侯に嫁す、明年桓公怒りて、管仲に告て曰く、宋を伐んと欲す、管仲曰く不可なり、臣聞く内政修らざるに、外事を舉ぐるも、濟らざ

るなり、公聽かず、果して宋を伐つ、

諸侯興兵而救宋。大敗齊師。公怒。歸告管仲曰、請修兵革。吾士不練。吾兵不實。諸侯故敢救吾。內修兵革。管仲曰、不可。齊國危矣。內奮民用。士勸於勇。外亂之本也。外犯諸侯。民多怨也。爲義之士。不入齊國。安得無危。

齊の宋を伐つや、諸侯兵を興して、宋を救ひ、大に齊の師を敗る、桓公怒り歸りて、管仲に告て曰く、請ふ兵革を修めん、吾將士は練習せず、兵卒は實効あらず、諸侯は故意に吾が讎なる宋を救ふ、故に軍事を修めんと欲す、管仲曰く、不可なり、齊國は危し、夫れ兵を修むるときは、財足らざるに至る、其弊や必ず民の財用を奪はん、士を練るときは、士は勇に勸んで、必ず敵を凌がんとす、是れ外亂の本なり、外は諸侯を犯

し、民は内に怨み多し、故に義を爲す士は、齊國に入らず、安ぞ危きなきを得んや、

鮑叔曰、公必用夷吾之言、公不聽。乃令四封之內修兵。關市之征修之。公乃遂用。以勇授祿。鮑叔謂管仲曰、異日者公許子鞞。今國彌亂。子將何如。管仲曰、吾君惕。其智多。誨姑少。胥其自及也。

鮑叔曰く、公必ず夷吾の言を用ひよと、公聽かずして、四境の内に兵を修めしむ、關門市區の征稅は、之を増し修る、公乃ち遂に用て、勇なるものに祿を授く、鮑叔は管仲に謂て曰く、異日は公も弱たることを諾す、今國內彌亂る、子之を何如んせんとするや、管仲曰く、吾君は惕にして其智は多く誨らし、姑少の間其自ら禍に及ぶを待たん、然らざれば悟ること

鮑叔曰、比其自及也、國無闕亡乎、管仲曰、未也、國中之政、夷吾尚微爲焉、亂乎、尚可以待、外諸侯之佐、既無有吾二人者、未有敢犯我者、

鮑叔曰、其自ら禍ひに及ぶ時には、國力缺亡するに至らん、管仲曰、未だし、國中の政は、吾尚ほ微しく爲す所あり、焉ぞ亂れんや、尚ほ以て公の患に及ぶを待つべきなり、今や外諸侯の輔佐には、吾輩二人の如きものあらず、敢て我を犯すものあらざるなり、

明年、朝之爭祿、相刺、褻領而刎頸者、不絶、鮑叔謂管仲曰、國死者衆矣、毋乃害乎、管仲曰、安得已、然此皆其貪民也、夷吾之所

患者、諸侯之爲義者、莫肯入齊、齊之爲義者、莫肯仕、此夷吾之所患也、若夫死者、吾安用而愛之、

明年に至りて、朝廷の士は、祿を争ひて相刺し殺し、領を褻て頸を刎るもの絶えず、鮑叔は管仲に謂て曰く、國內に死するもの多し、乃ち害なる毋きか、管仲曰く、安ぞ已むを得ん、君の然らしむる所なり、然れども此皆貪慾の民なり、深く患るに足らず、吾の患ふる所のものは、諸侯の國の義を爲し行ふものが、齊に入るなく、齊の義を行ふものが、肯て仕へざるに在り、夫の利を争ひて、死する者のごときは、皆貪慾の民なれば、生存するも用るに足らず、吾何ぞ之を愛まん、

公又内修兵、三年、桓公將伐魯、曰、魯與寡人近、於是其救宋也、

疾、寡人且誅焉、管仲曰、不可、臣聞有土之君、不勤於兵、不忌於辱、不輔其過、則社稷安、勤於兵、忌於辱、輔其過、則社稷危、公不聽、興師伐魯、造於長勺、魯莊公與師逆之、大敗之、

桓公又内に兵を修む、三年、桓公魯を伐たんとす、曰く、魯は寡人の國に接近す、彼が先年宋を救ふことの疾速なりしは、惡むべし、寡人之を責めんとす、管仲曰く、不可なり、臣聞く、有土の君は、兵を勤勞せしめず、其耻辱を忌まず、其過を増さしめず、斯くすれば國家安泰なり、之に反して、兵を勤め、辱を忌み、過ちを輔ければ、社稷は危殆なりと、公聽かず、師を興じて、魯を伐ち、長勺の地に造る、魯の莊公は、師を興して之を逆へ、大に齊の師を破れり、

桓公曰、吾兵猶尙少、吾參圍之、

安能圍我、四年、修兵、同甲十萬、車五千乘、謂管仲曰、吾士既練、吾兵既多、寡人欲服魯、管仲喟然歎曰、齊國危矣、君不競於德、而競於兵、天下之國、帶甲十萬者、不鮮矣、吾欲發小兵、以服大兵、内失吾衆、諸侯設備、吾人設詐、國欲無危、得已乎、公不聽、

桓公曰く、吾が兵は猶ほ尙ほ少數なり、吾は魯に三倍の兵を以て、之を圍まば、安ぞ能く我を圍がんと、四年に、完堅の同等なる鎧十萬領と、戰車五千乗とあり、管仲に謂て曰く、吾士は、既に練習し、吾が兵は衆多なり、寡人魯を服せんと欲す、管仲嘆息して曰く、齊國危し、君は德に競はずして、兵に競ふ、天下の國に、帶甲十萬のもの寡からず、吾は小兵を發して大兵を服せんと欲す、内は吾が衆心を失ひ、諸侯は備を

設く、吾人民は詐りて上を害す、國の危難無きを欲するも禍を免る能はずと、公聽かず、

果伐魯魯不敢戰去國五十里而爲之關魯請比於關內以從齊齊亦毋復侵魯桓公許諾魯人請盟曰魯小國也固不帶劍今而帶劍是交兵聞於諸侯君不如已請去兵桓公曰諾乃令從者毋以兵管仲曰不可諸侯加忌於君君如是以退可君果弱魯君諸侯又加貪於君後有事小國彌堅大國設備非齊國之利也桓公不聽

果して魯を伐つ魯は敢て戰はず國都を去る五十里

にして更に國境の關を建つ魯は齊に請ひて曰く魯は齊の關内に比し其徵求に應じて齊に従はん齊も亦魯を侵すなかれと桓公許諾す魯再び請ひて曰く魯は小國なり盟の席に劍を帯びず今にして劍を帯ぶるときは是れ兵を交ること諸侯に聞えん願くは齊も盟の席に劍を帶る勿れ互に兵を去りて會せんと桓公諾す乃ち從者に令して兵を去てする勿れといふ管仲曰く不可なり諸侯は常に怨を君に加ふ必らず變あらん君是の如くするよりは盟はずして退くを可とす君果して魯を弱とし地を取らば諸侯は貪慾の君に加ふ可し此後に事あらば小國は彌々堅固にし大國は備を設けん齊國の利に非るなりと桓公聽かず

管仲又諫曰君必不去魯胡不用兵曹劌之爲人也堅強以忌不可以約取也桓公不聽果與之遇莊公自懷劍曹劌亦懷劍踐壇莊公抽劍其懷曰魯之境

去國五十里亦無不死而已左攄桓公右自承曰均之死也戮死於君前管仲走君曹劌抽劍當兩階之間曰二君將改圖無有進者管仲曰君與地以汶爲竟桓公許諾以汶爲竟而歸桓公歸而修於政不修於兵革自圍辟人以過弭師

管仲は又諫て曰く君必ず魯を去らざれば胡ぞ兵を用ゐざる曹劌の人となりや志堅く氣は強くして人を怨み忌む盟約を以て地を取る可らずと桓公聽かず遂に魯君と會す莊公は自ら劍を懷にし曹劌も亦劍を懷にし共に盟の壇に登り莊公劍を其懷より抽きて曰く魯の境は國都を去る五十里ならば國人は遂に死せんのみと左に桓公の胸を搦へて右に自ら劍を執りて曰く地を獻するも死し今君を殺

すも死す均しく死なり寧ろ君の前に死せんと管仲は桓公を助けんとて走り向へり曹劌劍を抽き兩階の間(盟壇の昇降する所)に當りて曰く二君は先の圖る所を改めんとす今進む無れと管仲曰く君は魯に地を與へよ汶水を以て境とせよ桓公許諾し汶を以て境となして歸る桓公歸りて政を修め兵革を修めず自ら身を圍ぎて人を用ゆる路を辟き其過を以て師を興すことを弭めたり

五年宋伐杞桓公謂管仲與鮑叔曰夫宋寡人固欲伐之無若諸侯何夫杞明王之後也今宋伐之予欲救之其可乎管仲對曰不可臣聞內政之不修外舉義不信君將外舉義以行先之則諸侯可令附桓公曰於此不救後無以伐宋管仲曰諸侯之

君不貪於土、貪於土、必勤於兵、勤於兵、必病於民、民病則多詐、夫詐密而後動者、勝詐則不信於民、夫不信於民、則亂內、動則危於身、是以古之人、聞先王之道者、不競於兵、桓公曰、然則爰若、

五年に、宋は杞を伐つ、桓公は管仲と鮑叔とに謂て曰く、夫れ宋は寡人、固より之を伐んと欲す、但諸侯に對し、之を若何ともするなく、默して今に及べり、夫れ杞は聖王の後裔なり、而るに宋之を伐つ、予れ之を救はんと欲す、其れ可なるか、管仲對へて曰く、不可なり、臣聞く、内政の修らざる時は、外に義を擧ぐるも、信ならず、君は外に義を擧んとすれば、行ひを以て、之に先んせよ、斯くすれば、諸侯は服すべし、桓公曰く、此時に於て救はざれば、後に宋を伐つを得

ず、管仲曰く、諸侯の君は、土地を貪るべからず、土地を貪るときは、必ず兵を勤む、兵を勤むるときは、必ず民を病ましむ、民病めば、上を詐ること多く、夫れ詐り密に止みて、後に動くものは、勝つ、詐るは、民に信なきなり、夫れ民に信なきは、内に亂るゝなり、故に動けば身を危くす、是を以て、古の人にして、先王の道を知る者は、兵を競はざるなり、桓公曰く、然らば如何せん、

管仲對曰、以臣則不然、若令人以重幣使之、使之而不聽、君受而封之、桓公問、鮑叔曰、奚若、鮑叔曰、公行夷吾之言、公乃命曹孫宿、使於宋、宋不聽、果伐杞、桓公築緣陵、以封之、予車百乘、甲一千、

管仲對へて曰く、臣を以て考れば然らず、使臣を遣

り、重き贈り物を以て、宋に至らしめ、杞を伐つを止めしむべし、宋聽かざれば、杞の亡るを受けて、新に杞に地を與へん、桓公は鮑叔に問ひ曰く、如何せん、鮑叔曰く、夷吾の言を行へと、公乃ち曹孫宿に命じて、宋に使ひす、宋聽かず、果して杞を伐ち、之を亡せり、桓公乃ち緣陵に新築して、杞を封じ、車百乘と甲一千とを予へたり、

明年狄人伐邢、邢君出致於齊、桓公築夷儀、以封之、予車百乘、卒千人、明年狄人伐衛、衛君出致於虛、桓公且封之、

明年に、狄人は邢を伐ち、之を亡す、邢君身親ら齊に至りて、救を求む、桓公は夷儀といふ地に新築して、之を封ず、車百乘と卒千人とを予ふ、其明年に、狄人は衛を伐つ、衛君出て走りて、虚といふ處に來り、身を齊に致し、救を乞ふ、桓公は之を封せんとす、

隰朋、賓胥無、諫曰、不可、三國所

以亡者、絕以小、今君斷封亡國、國盡若何、桓公問、管仲曰、奚若、管仲曰、君有行之名、安得有其實、君其行也、公又問、鮑叔、鮑叔曰、君行夷吾之言、桓公築楚丘、以封之、與車三百乘、甲五千、既以封衛、

隰朋と賓胥無と諫めて曰く、不可なり、杞、邢、衛、の三國亡ぶる所以は、其國乏絶して、又小國なればなり、今君は新めて亡國を封ず、國用既に盡く、若何するか、桓公は管仲に問ひ曰く、奚若せん、管仲曰く、君は既に封を行ふとの發表あり、安ぞ富實あることを得ん、損乏するも、之を行へと、公又鮑叔に問ふ、鮑叔曰く、夷吾の言を行へよ、桓公乃ち楚丘に城を築きて、之を封ず、車三百乘と甲五千とを與へ、以て衛を封じたり、

明年桓公問管仲將何行管仲對曰公內修政而勸民可以信於諸侯矣君許諾乃輕稅弛關市之征爲賦祿之制既已

明年に至り、桓公は管仲に問ひ曰く、何を行はんと、管仲對へて曰く、公は内に政を修めて、民を善に勸む、以て諸侯に信あるべしと、君之を許諾し、乃ち税を軽くし、關市の征税を弛め、祿を賦するに田を以てする制を爲し、既にして其事も已る、

管仲又請曰問病臣願賞而無罰五年諸侯可令傅公曰諾既行之管仲又請曰諸侯之禮令齊以豹皮往小侯以鹿皮報齊以馬往小侯以犬報桓公諾行之管仲又請賞於國以及諸侯

を賀し、凡そ諸侯の臣下其君を諫めて、善なるものは、齊侯署名の書を以て、之を問ひ、其諫言を信ならしむ、公既に之を行ふ、

璽は玉の印なり、天子或は諸侯の印章なり、

又問管仲曰何行管仲曰隰朋聰明捷給可令爲東國賓胥無堅強以良可令爲西土衛國之教危傅以利公子開方之爲人也慧以給不能久而樂始可游於衛魯邑之教好邇而訓於禮季友之爲人也恭以精博於糧多小信可游於魯楚國之教巧文以利不好立大義而好立小信蒙孫博於教而又巧於辭不

君曰諾行之管仲賞於國中君賞於諸侯諸侯之君有行事善者以重幣賀之從列士以下有善者衣裳賀之凡諸侯之臣有諫其君而善者以璽問之以信其言公既行之

管仲又桓公に請ひて曰く、臣下の病あるものを問ひ、賞ありて、罰するなきを期せよ、斯くする五年ならば、諸侯をして親附せしむべし、公曰諾すと、既に之を行ふ、仲又請ひて曰く、諸侯交際の禮として、齊は豹皮を以て往けば、小侯は鹿皮を以て報禮とし、齊は馬を以て往けば、小侯は犬を報禮とせしめん、公諾し之を行ふ、仲又請ふ、國內のものを賞し、以て外の諸侯に及ぶまで賞せんと、公曰諾すと、之を行ふ、是に於て、仲は國中に賞を行ひ、公は諸侯を賞す、諸侯の事を行ひ善なるものには、厚き贈り物を以て之を賀し、列士より以下善あるものには時服を以て、之

好立大義而好結小信可游於楚小侯既服大侯既附夫如是則始可以施政矣君曰諾乃游公子開方於衛游季友於魯游蒙孫於楚

桓公又管仲に問ひ曰く、何を行はん、管仲曰く、隰朋は聰明にして、捷給なり、東國を爲めしむべし、賓胥無は堅く強くして以て良なり、西國を爲めしむべし、衛國の教は、疾に令を布きて、利に趨く、公子開方の人となりや、慧にして敏給なり、久しきに耐る能はざれども、始を樂みて、着手に便なり、衛に游ばしむべし、魯邑の教は、唯だ目前の近き事を好んで、遠大の計なし、而して禮に順ふ、季友の人となりや、恭しくして精密なり、禮に博く通じて、小信多し、魯に游ばしむべし、楚國の教は、法に巧にして、利に趨く、大義を立るを好まずして、小信を立るを好む、蒙孫は教に博く通じて、辭に巧みなり、大義を立るを好まずし

て、小信を結ぶを好む、楚に遊ばしむべし、小侯既に服し、大侯既に附く、是の如くならば、始て政を天下に施すべし、君曰く諾と、乃ち公子開方を衛に遊ばし、季友を魯に遊ばし、蒙孫を楚に遊ばす、

五年諸侯附、狄人伐、桓公告諸侯曰、請救伐、諸侯許諾、大侯車二百乘、卒二千人、小侯車百乘、卒千人、諸侯皆許諾、齊車千乘、卒先致、緣陵戰於後、故敗狄、其車甲與貨、小侯受之、大侯近者、以其縣分之、不踐其國、北州侯莫來、桓公遇南州侯於召陵、曰、狄爲無道、犯天子之令、以伐小國、以天子之故、敬天之命、令以

救伐、北州侯莫至、上不聽天子、令下無禮、諸侯寡人、請誅於北州之侯、諸侯許諾、

五年に諸侯附服す、狄人來り齊を伐つ、桓公は諸侯に告て曰く、請ふ狄人の伐ち來るを救へ、大侯は車兵壹萬五千人、雜卒二千人、小侯は車兵七千五百人、雜卒千人を出せと、諸侯皆許諾す、齊は車兵七萬五千人、雜卒若干を以て先づ進み緣陵に陣し、後故の地に戰ひて、狄を敗る、其の捕獲したる車や甲や財貨は、小侯に受けしめ、大侯には其近き所より、狄の地を削りて、分ち與へ、狄の國都を犯さず、此戰に北州の侯は、齊を救はず、桓公、南州の侯と、召陵の地に遇ひ曰く、狄人無道を爲し、天子の令を犯し、我小國を伐つ、我は天子の命を重んずる故を以て、諸侯に請ひ、來り救はしめしに、北州の侯至らず、是れ上は天子の令を聽かず、下は諸侯に禮無きなり、願くは北州の侯を誅せんと、諸侯許諾す、
南州は楚に屬する諸國、北州は晉に屬する諸國なり、

桓公乃北伐、令支、下、梟之山、斬孤竹、過山戎、顧問管仲曰、將何行、管仲對曰、君教諸侯爲民聚食、諸侯之兵不足者、君助之、發如此、則始可以加政矣、桓公乃告諸侯、必足三年之食、安以其餘修兵革、兵革不足以引其事、告齊、齊助之、發、既行之、

桓公乃ち北の方令支國を伐ち、梟といふ山を下りて、孤竹國を伐ち、山戎の地を過ぎ、顧て管仲に問ひて曰く、何を行はんか、管仲對て曰く、諸侯をして民の爲に食を聚めしめ、諸侯の兵の足らざるものは、君之を助けて兵を發せよ、此の如く兵食足りて、政を加ふべし、桓公乃ち諸侯に告ぐ、必ず三年の食を足せば、安泰なり、其餘を以て兵革を修めよ、兵革足らずして、其事を維持するに難ければ、齊に告げよ、齊之を

助けて兵を發せんと、既にして之を行ひたり、公又問管仲曰、何行、管仲對曰、君會其君臣父子、則可以加政矣、公曰、會之道奈何、曰、諸侯毋專立妾、以爲妻、毋專殺大臣、無國勞、毋專予祿、士庶人毋專棄妻、毋曲隄、毋貯粟、毋禁林、行此卒歲、則始可以罰矣、君乃布之於諸侯、諸侯許諾、受而行之、卒歲、吳人伐穀、桓公告諸侯、未徧、以車千乘、會諸侯于竟、都師未至、吳人逃、諸侯皆罷、
桓公又管仲に問ひて曰く、何を行はん、管仲對て曰

く、君臣父子を會せば、政を加ふべし、公曰く、之を會する道は、如何ん、管仲曰く、諸侯は、側室の妾を以て正妻と爲す母れ、大臣を殺す母れ、國勞なきものに、祿を予ふる母れ、士庶人は妻を棄る母れ、隄を曲げて鄰國を害する母れ、粟を私かに貯ふること母れ、木材を取るを濫りに禁ずる母れ、時に従ひ之を發せよ、此法を行ふ一歳にして、犯す者は罰す可しと、桓公乃ち之を諸侯に布く、諸侯許諾す、受けて之を行ふ一歳を卒り、吳人齊の下邑殺といふ地を伐つ、桓公之を諸侯に告ぐる徧ねからざるに、諸侯の師悉く至りて、桓公を待つ、桓公車千乘を以て、國境に至り、諸侯と會す、此時都師即ち卿大夫采邑の兵未だ集らざるに、吳人逃れ去り、諸侯も皆退く、

桓公歸問管仲曰、將何行、管仲曰、可以加政矣、曰、從今以往二年、適子不聞孝、不聞愛、其弟不聞敬、老國良三者無一焉、可誅

也、諸侯之臣、及國事、三年不聞善、可罰也、君有過、大夫不諫、士庶人有善、而大夫不進、可罰也、士庶人聞之、吏賢孝悌、可賞也、桓公歸、管仲に問ひて曰く、何を行はんか、管仲曰く、既往二年、諸侯の嫡子にして、孝を聞かず、弟を愛するを聞かず、老國良(元老)を敬するを聞かざる、此三の内にて、一者に當るも、誅す可し、諸侯の臣にして、國政を執るもの、三年も善あるを聞かざれば、罰すべし、君に過ありて、大夫諫めざる、士庶人に善行ありて、大夫之を進めざる、皆罰すべし、士庶人と雖も之を官吏に聞して、賢才、孝悌との行ひあるは、賞す可きなり、

桓公受而行之、近侯莫不請事、兵車之會六、乘車之會三、饗國四十有二年、桓公踐位十九年、

弛關市之征、五十而取一、賦祿以粟、案田而稅、二歲而稅一、上年什取三、中年什取二、下年什取一、歲饑不稅、歲饑弛而稅、

桓公は管仲の言を受けて、之を行ひしに、齊に近き諸侯は、事を請ひ問はざるなし、斯くして、兵を興し征伐する會合六度あり、好を結び、民を息ふ、乘車の會合三度あり、桓公世に立つ四十二年、君となる十九年、關市の征稅を弛め、五十分の一を取る、祿を賦するは、粟を以てし、田の肥瘠を案へて、稅するに二歲を平均して、一を課す、上年(大豊稔)ならば、什にして其三分を取る、中年(平常成熟)ならば、什にして二を取る、下年(凶災)ならば、什にして一を取る、一歲饑饉ならば、稅を取らず、歲の飢る弛くして、飢るあり飢ざるあるときは、其飢えざるものに稅す、

桓公使鮑叔識君臣之有善者、晏子識不仕與耕者之有善者、

高子識工賈之有善者、國子爲李、隰朋爲東國、賓胥無爲西土、弗鄭爲宅、

桓公は、鮑叔をして、君臣の善あるものを記さしめ、晏子をして、仕へざるものと、耕すものとの善ある者を記さしめ、高子をして、工人商人の善あるものを記さしめ、國子は獄官たらしめ、隰朋には東國を爲めしめ、賓胥無には西國を爲めしめ、弗鄭には宅地に稅することを爲めしむ、

李は理なり、獄訟の事なり、凡仕者近宮、不仕與耕者近門、工賈近市、三十里置遠委焉、有司職之、從諸侯欲通吏、從行者令一人爲負、以車若宿者、令人養其馬、食以委、客與有司別契、至國八契、費義數、而不當有罪、

凡そ仕官するものは、君の宮に近く住居せしむ、仕へざるものと、耕すものとは、郊外の門に近く居らしめ、工賈は市街に近く住せしめ、三十里毎に郵驛の場と其委積(食糧芻秣)とを置く、有司之を職る、又諸侯より齊國に事を通せんとして、使の來るものには、驛の有司が、驛夫を出して、荷物を負載するに車を以てせしむ、若し途中において、宿泊するときは、驛の秣を以て其馬を養はしむ、其客は、有司と契(割符)を別ち、國に至るには、八契を用ゆ、徒らに義數を費して、事の宜しきに當らざるものは、罪あり、

費、義數、義は、客に供する禮なり、徒らに表面の手數のみをして、不都合なるを、義數を費すといふなり、○邊は驛の馬なり、○委は積みたる物なり、

凡庶人欲通郷吏不通七日囚、出欲通吏不通五日囚、貴人子欲通吏不通三日囚、

凡そ庶人の齊に陳訴する所ありて、君に通せんとするに、驛吏之を抑へて通せず、七日を経過するとき

は、其吏を捕縛して、囚人とする、士人自ら君に通せんとするに、吏が之を通せざる、五日に及べば、其吏を囚人とする、貴人の子が情を陳訴するに、吏が之を通せざる、三日ならば、其吏を囚人とする、是れ下情の上達を勉むるなり、

出欲通、上に庶人といひ、下に貴人子といふ、中間に士の事をいふべし、因て考ふれば、出は士の誤ならんとの説、採るべきなり、

凡縣吏進諸侯士而有善觀其能之大小以爲之賞有過無罪、凡そ縣吏が諸侯の士を進るに、善あるときは、其才能の大小を觀に、之が賞を爲す、假令過ちて賞するも、罪することなし、是れ勉めて善士を進めしむるなり、令鮑叔進大夫勸國家得之、成而不悔爲上舉、從政治爲次、野爲原、又多不發起訟不驕、次之、勸國家得之、成而悔從政雖治、

而不能野原又多發起訟驕、行此三者爲下、

鮑叔をして、局長を進め舉げしむ、其新任の人、國政に勤勉し、國事を經營し、之を得て、成功あり、悔ゆることなきは、是を上舉とす、其國政に従ひて、事治るは、是を次舉とす、國內の野は、原田となり、開墾能く行はれ、多く人夫を發用せず、訟を起すもの、驕傲の態度なし、此を第三舉とす、之に反して、國家の事に勤勉し、此人を得て成功あるも、過失を生じて、悔ゆることあり、政に従ひて治るも、才能無く、野を原田とするも、多く人夫を發し用ひ、訟を起すものは、驕傲の色あり、此の三者を行ふは、此を下舉と爲す、

令晏子進貴人之子、出不仕、處不華、而友有少長、爲上舉、得二、爲次、得一、爲下、士處靖、敬老與貴交、不失禮、行此三者爲上舉、

得二爲次、得一爲下、耕者農、農用力、應於父兄、事賢多、行此三者爲上舉、得二爲次、得一爲下、晏子をして貴人の子を進めしむ、其出るに飲食を事とせず、處るに華美を務めず、友に交るに、少長の順序を正し、貴を以て人に驕らざるもの、此を上舉とす、此の三の内に二を得るものは、次舉とす、此の一を得るものは、下舉とす、士の辭に處るに、老人及び貴人を敬し、實際に禮を失はず、此三者を行ふものは、此を上舉とす、此の二を得るものを、次舉とし、一を得るものを、下舉とす、其耕すもの農とす、農に力を用ひ、勉め耕し、父兄の命に應じ従ひ、賢能多材の人に事ふ、此の三者を行ふを、上舉とす、此二を得るもの、次舉とす、此一を得るもの、下舉とす、

令高子進工賈、應於父兄、事長養老、承事敬、行此三者爲上舉、得二者爲次、得一者爲下、

高子をして工人商人を進めしむ、能く父兄の言に應じ、長者に事へ、老人を養ひ、事を承けて敬し、疎略にせざる、此の三者を行ふもの、上舉とし、此の二を得るもの、次舉とし、一を得るものを、下舉とす、

令國子以情斷獄、三大夫既已選舉、使縣行之、管仲進而舉言、上而見之於君、以卒年君舉、

國子をして情實を得て、獄を決斷せしむ、三大夫(鮑叔晏子高子)をして、既に選舉を行はしめ、新人材を、縣より送りて國都に來らしむ、管仲は其行爲を、桓公に上言し、登して拜謁せしめ、其歳の末に、之を擧げ用ゆ、

管仲告鮑叔曰、勸國家不得成、而悔從政不治、不能野原又多、而發訟驕、凡三者有罪、無赦、告晏子曰、貴人子處華、下交好飲、

食行此三者有罪無赦、士出入無常、不敬老、而營富、行此三者有罪無赦、耕者出入不應於父兄、用力不農、不事賢、行此三者有罪無赦、告國子曰、工賈出入不應於父兄、承事不敬、而違老治危、行此三者有罪無赦、

管仲は鮑叔に告て曰く、新人材が、國都に出で、成功を得ず、悔ゆることあり、政に従ひ治らざるあり、野を開く能はず、多く人夫を發し、訟には驕るあり、凡そ此の三者は、罪あり赦すなし、晏子に告げて曰く、貴人の子にして、家に處るに、華美を盡し、交は人を下に視て驕り、飲食を好む、此の三者を行ふものは、罪あり、赦すなし、士の出入するに常なく、老を敬せず、富を營む、此の三者を行ふは、罪あり赦なし、耕すもの出入に、父兄に應せず、農事を勉めず、賢者に

事へず、皆罪あり、國子に告げて曰く、工人商人の出入に、父兄の言に應せず、事を承けて敬せず、老人の心に違ひ、危険なる不正の事を爲す、皆罪あり、

凡於父兄無過、州里稱之、吏進之、君用之、有善無賞、有過無罰、吏不進、廉意於父兄無過、於州里莫稱、吏進之、君用之、善爲上賞、不善吏有罰、

凡そ士にして、父兄に對し過ちなく、州里之を稱譽するものは、吏之を進め、君之を用ふ、其善不善の成績は、吏に關係無し、善も賞せず、不善も罰せず、又士にして、吏之を進めざるときは、政府に於て、其士の情態を視察す、又士にして、父兄に對し過ちなく、州里稱譽するなきに、吏進めて、君之を用ひ、善なるものは、吏に上賞を與へ、不善なるときは、吏を罰す、

君謂國子、凡貴賤之義、入與父

兄俱、出與師俱、上與君俱、凡三者遇賊不死、不知賊、則無赦、斷獄、情與義易、義與祿易、易祿可無斂、有無可赦、

君は國子に謂ふ、凡そ貴賤の義として、入りては父兄と俱にし、出ては師と俱にし、上は君と俱にす、凡そ此の三者、賊に遇ふときは、人たるもの之に死す可し、苟も死を免ると、賊の何者たるを知らざるとは、之を誅して赦すなし、其裁判を決斷するには、情は憫むべきも、義に赦す可らざるときは、誅せざるを得ず、義は誅す可しといへども、其祿あるものは、其祿を沒收して、其刑を減することあり、斯くて減刑の爲めに、祿を沒收すれば、贖罪金を徵收するに難し、故に祿の殘餘ありて、贖金に當るに足れば、之を徵收す、決して赦すことなし、

中匡第十九 內言二

此篇は、貨財兵甲に及びて、記する所細小に渉る、故に中匡といふ、

大匡は天下を経營す、小匡は一國を理す、中匡は君を導く、君正しければ、國事正しからざるなきをいふ、

管仲會國用三分二在賓客其一在國管仲懼而復之公曰吾子猶如是乎四隣賓客入者悅出者譽光名滿天下入者不說出者不譽汚名滿天下壤可以爲粟木可以爲貨粟盡則有生貨散則有聚君人者名之爲貴財安可有管仲曰此君之明也管仲は一歲の國用を會計するに三分の二は賓客の爲に費ゆ其一分を以て國用を爲す管仲懼れて之を復申す桓公曰吾子も猶ほ懼れて之を復すか

四隣の賓客、入る者は悦服し、出る者は稱譽す、我の光名は、天下に滿つ、若し入る者悦ばず、出る者は譽めずんば、我の汚名は、天下に滿つべし、壤土あれば、穀物を産すべく、木材あれば、貨財を致すべし、穀物盡れば、生ずるあり、貨財散すれば、聚ることあり、人に君たるものは、名譽を貴しと爲す、財は何ぞ有つに足らんや、管仲曰く、此れ君の聰明なるなり、

公曰民辨軍事矣則可乎對曰不可甲兵未足也請薄刑罰以厚甲兵於是死罪不殺刑罪不罰使以甲兵贖死罪以犀甲一戟刑罰以脇盾一戟過罰以金軍無所計而訟者成以束矢桓公曰民は軍事を辨別すれば可なるか、管仲對て曰く、不可なり、甲兵未だ足らざるなり、請ふ刑罰を薄くして、甲兵を厚くせん、是に於て、死罪は殺さず、輕罪は罰せず、甲兵を以て、之を贖はしむ、死罪に當

るものは、犀の皮にて造りたる甲と一本の戟とを以てし、輕罰は脇盾と一戟とを以てし、過料の罰は、金を以てせしむ、軍中に計畫する所なく、私情を以て訟を爲すものは、之を治むるに、一束(五十本)の矢を出さしむ、

公曰甲兵既足矣吾欲誅大國之不道者可乎對曰愛四封之內而後可以惡竟外之不善者安卿大夫之家而後可以危救敵之國賜小國地而後可以誅大國之不道者舉賢良而後可以廢慢法鄙賤之民是故先王必有置也而後必有廢也必有利也而後必有害也

桓公曰く、甲兵既に足る、吾は大國の不道なる者を誅

せんと欲す、可ならんか、管仲對て曰く、四境の内を愛し、我民を悦ばしめて、而る後に境外の不善なる者を惡むべし、我が卿大夫の家を安んじ、而る後に敵を救ふ所の國を危くし敗るべし、小國に地を賜ひて、後に大國の不道なるものを誅すべし、賢良の行ひあるものを擧げて、後に法を慢りにする鄙賤の民を廢す可し、是故に、先王は必ず置くことありて、後に必ず廢することあり、必ず利する有りて、後に害すること有り、

桓公曰昔三王者既弑其君今言仁義則必以三王爲法度不識其故何也對曰昔者禹平治天下及紂而亂之武王伐紂以定禹功也且善之伐不善也自古至今未有改之君何疑焉

桓公曰く、昔し夏殷周の三王は、既に其君を殺す、然るに、今や仁義を言ふときは、必ず三王を以て、法度

とす、識らず其故は何ぞや、管仲對て曰く、昔し禹は天下を平治し、紂に及んで亂る、武王は紂を伐て、禹の功を定む、且つ善の不善を伐つや、古より今に至るまで、未だ之を改むることあらず、君何ぞ疑はん、

公又問曰、古之亡國、其何失、對曰、計得地與寶、而不計失、諸侯計得委財、而不計失、百姓計見親而不計見棄、三者之屬、一足以削、遍而有者亡矣、古之隳國家、隳社稷者、非故且爲之也、必少有樂焉、不知其陷於惡也、

桓公又問ひて曰く、古の國を亡すものは、其れ何の失あるや、管仲對て曰く、地と寶とを得るを計りて、諸侯の心を失ふを計らず、財貨及び委積したる米薪等の事を計りて、百姓の心を失ふを計らず、人に親まるゝを計りて、人に棄てらるゝを計らず、此の三者の

屬に、一あれば、土地を削らるに足る、三のもの遍くあれば、其國は亡ぶ、古の國家を隳ち社稷を隳すものは、故意に之を爲すに非ず、必ず少しく樂むことありて、其惡に陷るを知らざるなり、

桓公謂管仲曰、請致仲父、公與管仲父而將飲之、掘新井而柴焉、十日齊戒、召管仲、管仲至、公執爵、夫人執尊、觴三行、管仲趨出、公怒曰、寡人齊戒十日、而飲仲父、寡人自以爲修矣、仲父不告寡人、而出、其故何也、

桓公は管仲に謂て曰く、請ふ仲に父號を致さん、公は管仲に父號を與へて、將に酒を飲しめんとし、新井を掘りて、柴の祭を爲し、十日の間、齋戒し、管仲を召す、管仲至る、公は爵を執り、夫人は尊を執り、觴三行す、管仲趨り出づ、公怒りて曰く、寡人齊戒十日にし

て、仲父に飲す、寡人自ら以爲らく修れりと、仲父は寡人に告げずして、出で去る、其故何ぞや、柴、祭の名なり、肉を柴に實をて、之を焼き、天に告るなり、

鮑叔、隰朋、趨而出、及管仲於途、曰、公怒、管仲反入、倍屏而立、公不與言、少進、中庭、公不與言、少進、傅堂、公曰、寡人齊戒十日、而飲仲父、自以爲脫罪矣、仲父不告寡人、而出、未知其故也、對曰、臣聞之、沈於樂者、洽於憂、厚於味者、薄於行、慢於朝者、緩於政、害於國家者、危於社稷、臣是以敢出也、

鮑叔と隰朋と趨り出て、管仲を追ひ、途に及びて曰

く、公怒ると、管仲乃ち反りて入り、内屏に至り、堂に向ひ、屏に背きて立つ、公は與に言はず、少しく進みて、庭の中に至る、公猶ほ言はず、復進みて堂に傳く、公曰く、寡人齊戒十日にして、仲父に飲す、自ら以爲く罪を脱すと、然るに仲父は寡人に告げずして出づ、未だ其故を知らず、管仲對て曰く、臣之を聞く、樂みに沈むものは、憂に洽ねし、味に厚きものは、行に薄し、朝廷に慢るものは、政事に緩し、國家に害するものは、社稷を危くすと、臣は是を以て出づ、

公遽下堂曰、寡人非敢自爲修也、仲父年長、雖寡人亦衰矣、吾願一朝安仲父也、對曰、臣聞壯者無怠、老者無偷、順天之道、必以善終者也、三王失之、非一朝之莖、君奈何其偷乎、管仲走出、君以賓客之禮、再拜送之、

桓公遊かに堂を下りて曰く、寡人敢て自ら修むと爲すに非ず、仲父も年長じ、寡人といへども亦衰ふ、吾れ願くは一朝に仲父を安んせんと、管仲對て曰く、臣之を聞く、壯年のものは、忘るなく、年老いたるものは、苟且することなく、天の道に順ひ、勉めて止まざるときは、必ず善を以て終る、昔し三王の天下を失ふや、一朝の萃りたる禍にあらず、唯だ怠と偷とによるなり、君何ぞ其れ苟且にするやと、管仲走り出づ、君は賓客の禮を以て、再拜して之を送る、

明日、管仲朝公曰、寡人願聞國君之信、對曰、民愛之、鄰國親之、天下信之、此國君之信、公曰、善、請問信安始而可、對曰、始於爲身、中於爲國、成於爲天下、公曰、請問爲身、對曰、道血氣以求長年、長心、長德、此爲身也、

明日管仲出仕す、桓公曰く、寡人願くは國君の信を聞ん、對て曰く、民之を愛し、隣國之を親しみ、天下之を信す、此れ國君の信なり、公曰く、善し、信はいづれの事より始て可なるか、對て曰く、身を爲るより始め、國を爲るに中して、天下を治るに成る、公曰く、身を爲るは如何、對て曰く、血氣を道き調へ、以て齡を長くし、心を緩くし、徳を厚くす、此れ身を爲るなり、公曰、請問爲國、對曰、遠舉賢人、慈愛百姓、外存亡國、繼絕世、起諸孤、薄稅斂、輕刑罰、此爲國之大禮也、法行而不苛、刑廉而不赦、有司寬而不凌、菀濁困滯、皆法度不亡、往行不來、而民游世矣、此爲天下也、

桓公曰く、國を治るは如何、對て曰く、遠く賢人を舉げ、衆民を慈愛し、亡びたる國を復興し、絶えたる世

を繼ぎ、國事に死したる諸家の遺子を舉げ用ひ、租稅を薄くし、刑罰を軽くす、此れ國を治る大禮(法)なり、斯くして、法は行はる、而も苛酷ならず、刑は省き減せらる、而も罪を赦さず、有司は寛大にするも、民は凌がず、菀濁即ち屈辱するもの、困滯即ち用ひられざるもの、是等も法度ありて安泰ならしめ、喪亡の患ひなく、民の他國に往くものは、強ひて招かず、天下を以て家とす、民は喜びて、此世に遊ぶ、此れ天下を治むる道なり、

小匡第二十 内言三

此篇は、國を治る法を述ぶ、最も精細に渉る、故に小匡と曰ふ、

桓公、自莒反於齊、使鮑叔牙爲宰、鮑叔辭曰、臣君之庸臣也、君有加惠於其臣、使臣不凍飢、則是君之賜也、若必治國家、則非

臣之所能也、其唯管夷吾乎、

桓公は莒より齊に反り、鮑叔牙をして宰相たらしめんとす、鮑叔辭して曰く、臣は凡庸の臣なり、君は惠を其臣に加ふ、臣にして凍飢せざらしめば、是れ君の賜なり、國家を治るは、臣の能する所にあらず、其れは唯だ管夷吾ならんか、

臣之所不如管夷吾者五、寬惠愛民、臣不如也、治國不失秉、臣不如也、忠信可結於諸侯、臣不如也、制禮儀、可法於四方、臣不如也、介冑執枹、立於軍門、使百姓皆加勇、臣不如也、夫管仲民之父母也、將欲治其子、不可棄其父母、

臣(鮑叔)の管夷吾に如かざるもの五つあり、寬に惠

む心ありて、民を愛するは、臣如かず、國を治め其道を失はざるは、臣如かず、忠信にして、諸侯と結合するは、臣如かず、禮義を制し、四方に法たる可きは、臣如かず、介冑を着けて、太鼓の袍を執り、軍門に立ち、衆民をして勇を加へしむるは、臣如かず、夫れ管仲は民の父母なり、君は其子即ち民を治めんとするに、其父母たる仲を棄つべからず、
乗は柄なり、

公曰、管夷吾、親射寡人中鉤、殆於死、今乃用之、可乎、鮑叔曰、彼爲其君動也、君若宥而反之、其爲君亦猶是也、公曰、然則爲之奈何、鮑叔曰、君使人請之、魯公曰、施伯魯之謀臣也、彼知吾將用之、必不吾予也、

桓公曰く、管夷吾は親ら寡人を射て、帶鉤に中て、死

に殆かりしなり、今之を用ゆる可ならんか、鮑叔曰く、彼は其君たる公子糾の爲めに、動き勤めしのみ、君若し宥して反らしめば、君の爲にすること、猶ほ是のごときなり、公曰く、然らば、之を爲す如何、鮑叔曰く、人をして之を魯に請はしめよ、公曰く、施伯は魯の謀臣なり、彼は吾の夷吾を用ひんとするを知り、必ず吾に予へざらん、

鮑叔曰、君詔使者曰、寡君有不令之臣、在君之國、願請之以戮於群臣、魯君必諾、且施伯之知夷吾之才、必將致魯之政、夷吾受之、則魯能弱齊矣、夷吾不受、彼知其將反於齊、必殺之、

鮑叔曰く、君は使者に詔けて曰はしめよ、敵邦に不良の臣あり、君の國に在り、願くは之を請ひ得て、群臣の前に誅戮せんと、魯君は必ず諾すべし、且つ施伯は夷吾の才あるを知る、必ず魯の政を致さんとす、夷吾

之を受けば、魯は能く齊を弱くすべし、夷吾受けずんば、施伯は夷吾が齊に反らんとするを知り、必ず之を殺すべし、
令は良なり、

公曰、然則夷吾受乎、鮑叔曰、不受也、夷吾事君、無二心、公曰、其於寡人、猶如是乎、對曰、非爲君也、爲先君與社稷之故、君若欲定宗廟、則亟請之、不然、無及也、公乃使鮑叔行成、曰、公子糾、親也、請君討之、魯人爲殺公子糾、又曰、管仲、讎也、請受而甘心焉、魯君許諾、

桓公曰く、然らば夷吾は魯の政を受けるか、鮑叔曰く、受けざるなり、夷吾は君に事ふるに二心なし、公曰

く、寡人に於けるも、是の如くなるか、對て曰く、君の爲にあらず、先君と社稷との爲めにするなり、君若し國家を定めんと欲せば、亟かに之を請へ、然らずんば及ぶことなし、公乃ち鮑叔をして、平和を行はしめ、曰く、公子糾は、桓公の肉親の兄弟なり、請ふ魯君において、之を討せよと、魯人は爲に公子糾を殺す、公又曰く、管仲は讎なれば、請ふ受けて、心に満足する誅戮を爲んと、魯君之を許諾す、

施伯謂魯侯曰、勿予、非戮之也、將用其政也、管仲者、天下之賢人也、大器也、在楚則楚得意於天下、在晉則晉得意於天下、在狄則狄得意於天下、今齊求而得之、則必長爲魯國憂、君何不殺而授之、其屍、魯君曰、諾、將殺管仲、

施伯は魯侯に謂て曰く、管仲を齊に予ふること勿れ、齊は之を戮するにはあらず、其政を用ひんとするなり、管仲は、天下の賢人なり、又大器なり、楚に在らば楚は意を天下に得べし、晋に在らば、晋は意を天下に得べし、狄に在らば、狄は意を天下に得べし、今齊は求めて、之を得ば、必ず長く魯國の憂とならん、君何ぞ殺して、之に其屍を授けざるか、魯君曰く諾と、管仲を殺さんとす、

鮑叔進曰、殺之、齊は戮、齊は殺、之、魯は戮、魯は弊、魯は寡、君、願、生、得、之、以、徇、於、國、爲、群、臣、戮、若、不、生、得、是、君、與、寡、君、之、賊、比、也、非、弊、邑、之、君、所、謂、也、使、臣、不、能、受、命、乎、魯、君、乃、不、殺、遂、生、束、縛、而、桺、而、以、予、齊、鮑叔受而哭之、三、舉、施伯從而笑之、謂大夫曰、管

仲必不死、夫鮑叔之忍、不僂賢人、其智稱賢、以自成也、

鮑叔は、管仲の殺されんとするを知り、進みて曰く、之を齊に殺せば、齊に戮するなり、之を魯に殺せば、魯に戮するなり、弊邑の寡君、願くは之れを生得し、齊國に徇して、群臣の戮とせん、若し生得せずんば、是れ君は寡君の賊と比しむなり、弊邑の君の請ふ所にあらず、使臣も命を受る能はずと、魯君乃ち殺さずして、之を束縛し桺(檻)に入れて、齊に予ふ、鮑叔受取りて、之を哭する三舉す、(三たび哭を擧ぐ)施伯は其僂り哭するを知り、之を笑ひ、大夫に謂て曰く、管仲必ず死せず、夫れ鮑叔は忍べるも、賢人を戮せず、其智は賢人を擧げて、自ら功を成すなり、

鮑叔相公子小白先入得國、管仲召忽奉公子糾後入與魯以戰、能使魯敗、功足以得天、與失天、其人事一也、今魯懼殺公子

糾、召忽囚、管仲以予齊、鮑叔知無後事、必將勤管仲以勞其君、願以顯其功、衆必予之、有得力死之功、猶尙可加也、顯生之功、將何如、是昭德以貳君也、鮑叔之知不是失也、

施伯又曰く、鮑叔は公子小白に相となり、先づ入て、齊國を得たり、管仲と召忽とは、公子糾を奉じて、後に入る、魯と戦ひ、能く魯をして敗れしむ、其功は以て天を得るに足る、然れども、其人事に於ては、管仲の天を失ふと一にして、優劣あるに非ず、今魯は懼れて、公子糾を殺し、召忽は囚はれて、管仲は齊に予へらる、鮑叔其後事の難なきを知り、管仲を勤めしめて、其君を勞せしめ、以て管仲の功業を顯はさんとす、齊の衆民は必ず之に與すべし、勉力死事の功を得るは、猶ほ此上加ふ可きも、生者の功を顯はすは、何如ん、此上加ふ可らざるなり、鮑叔は管仲の徳を

昭明にして、君の副貳となす、鮑叔の知は、之を失はざるなり、右の一段は、鮑叔の知識と事功とを稱賛する、施伯の言なり、

至堂阜之上、鮑叔祓而浴之、三桓公親迎之、郊、管仲、誦、纓、挿、衽、使人操斧而立、其後、公辭斧、三然後退之、公曰、垂、纓、下、衽、寡人將見、管仲再拜稽首曰、應、公之賜、殺之、黃泉、死、且、不、朽、

既にして、鮑叔は管仲を率ゐて、齊魯の境なる堂阜と稱する丘上に至る、鮑叔は管仲の身を祓ひして、其凶邪の氣を除き、之を浴すること三度なり、而る後に齊都に進む、桓公親ら之を郊外に迎ふ、管仲衣冠の飾を去り、纓を細け、衽を挿み、人をして斧を操りて、背後に立しむ、是れ戮に就かんとするを示すなり、桓公は斧を去らしめんとし、三たび、然る後に之を退く、公

曰く、纓を垂れよ、衽を下せよ、寡人將に見んと、管仲再拜稽首して曰く、公の賜を受けたり、黄泉の下に死すとも、骨は朽ちず、恩に浴する深しと、

公遂と歸禮之於廟、三酌而問、爲政焉、曰昔先君襄公、高臺廣池、湛樂飲酒、田獵畢、弋不聽國政、卑聖侮士、唯女是崇、九妃六嬪、陳妾數千、食必梁肉、衣必文繡、而戎士凍飢、戎馬待游車之弊、戎士待陳妾之餘、倡優侏儒在前、而賢士大夫在後、是以國家不日益、不月長、吾恐宗廟之不掃除、社稷之不血食、敢問爲之奈何、

以刑罰糞除其顛旋、賜予以鎮撫之、以爲民終始、公曰爲之奈何、

管子對て曰く、昔し吾が先王、周の昭王穆王は、世々周の文王武王の遠き跡を法則として、名譽を爲す、群國を合せて、民の道あるものを比較して、最も賢なるものを擧げ用ひ、法度を設けて、民の紀律と爲し、美事を以て、其言と行と相應するものあらば、比綴して順次に之を策に書し、其本を原ね、其末を開糺し、之を勸むるときは、慶賞を以てし、之を糺すには、刑罰を以てす、山の高き顛を開墜して、糞ひ肥し、農事を行届かしめ、兵を指揮する旄を除きて、軍の濫りに起るを防ぎ、賜予を盛にして、民を鎮撫し、人生の終始を完くせしむと、桓公曰く之を爲すは如何、

管子對曰、昔者聖王之治其民也、參其國、而伍其鄙、定民之居、成民之事、以爲民紀、謹用其六

桓公は、管仲と與に宮に歸り、祖廟に禮し、三たび酒を酌みて、政を爲すを問ふ、曰く、先君襄公は、臺を高く築き、池を廣く掘り、湛樂して酒を飲み、田獵し、畢(網)を張り、弋して、國政を聽かず、聖を卑しむ、士を侮り、唯だ女色を崇め、九妃六嬪以下の侍妾は數千人あり、食は必ず良き米と良き肉とにして、衣は必ず文繡なり、而して軍士は凍飢するあり、軍馬は君の游行車の疲弊したる馬を待て、之を用ゆ、戎士は侍妾の餘食を待て食とす、俳優侏儒(軀の短小なる俳優)は、君の前に在りて、賢士大夫は君の後に在り、是を以て國家は日に益さず、月に長せず、衰微に向ふのみ、吾恐らくは宗廟の掃除せず、社稷の血食(犧牲の具)せざることをあらん、敢て問ふ、之を爲すは如何せん、

管子對曰、昔吾先王周昭王、穆王、世法文武之遠跡、以成其名、合群國、比較民之有道者、設象、以爲民紀、式美、以相應、比綴、以書、原本、窮末、勸之以慶賞、糺之、

乘、如是、而民情可得、而百姓可御矣、桓公曰、六乘者、何也、管子曰、殺生、貴賤、貧富、此六乘也、

管子對て曰く、昔し聖王の人民を治むるは、其郊關の内なる都市を三にして、其郊外の鄙野を五にす、民の住居を定め、民の事を成し、以て民の紀律を正す、謹で其六乘なるものを用ゆ、是の如くすれば、民情も得べく、百姓も御すべし、桓公曰く、六乘とは、何ぞや、管子曰く、殺す、生ず、貴くす、賤くす、貧くす、富くす、此を六乘といふ、君たるもの、此六の權柄を持するときは、人民治め易きなり、

桓公曰、參國奈何、管子對曰、制國、以爲二十一鄉、商工之鄉六、農之鄉十五、公帥十一鄉、高子帥五鄉、國子帥五鄉、參國、故爲三軍、公立三官、之臣、市立三鄉、

工立三族澤立三虞山立三衡
制五家爲軌軌有長十軌爲里
里有司四里爲連連有長十連
爲鄉鄉有良人五鄉一帥

桓公曰、國を參にすとは、如何ん、管子對て曰く、都
市を制して、二十一郷と爲す、商工の郷は六にして、
農の郷は十五なり、公は其十一郷を帥ひ、高子(齊の
卿大夫)は五郷を帥ひ、國子(齊の卿大夫)は五郷を帥
ひ、國を參にす、故に三軍と爲す、公は國都に三官府
を立て、臣をして之を司らしむ、市には三郷を立て、
工には三族(族は聚なり)を立て、澤には三虞を立て、
山澤を掌らしむ、山には三衡を立て、林川を掌らし
む、五家を制して、軌となす、軌には長あり、十軌を里
とす、里には司あり、四里を連とす、連には長あり、十
連を一郷とす、郷には良人あり、五郷には一帥あり、
桓公曰、五鄙奈何、管子對曰、制
五家爲軌、軌有長、六軌爲邑、邑

有司十邑爲率、率有長十率爲
郷、郷有良人三郷爲屬、屬有帥
五屬一大夫、武政聽屬、文政聽
郷、各保而聽、毋有淫佚者、

桓公曰く、五鄙とは如何ん、管子對て曰く、五家を制
し、軌と爲す、軌には長あり、六軌を邑と爲す、邑に司
あり、十邑を率と爲す、率に長あり、十率を郷と爲す、
郷に良人あり、三郷を屬とす、屬に帥あり、五屬には、
一大夫あり、武に關する政事は、屬に聽く、文事に關
する政事は、郷に聽く、各自に保安して淫樂怠佚する
ものなし、

桓公曰、定民之居、成民之事、奈
何、管子對曰、士農工商四民者、
國之石民也、不可使裸處、裸處
則其言、唯其事亂、是故、聖王之
處、士必於間燕處、農必就田野、

處、工必就官府、處、商必就市井、
今夫士群萃、而州處、間燕、則父
與父言、義、子與子言、孝、其事、君
者言、敬、長者言、愛、幼者言、悌、且
昔從事於此、以教其子弟、少而
習焉、其心安焉、不見異物、而遷
焉、

桓公曰く、民の居を定めて、民の事を成す、如何ん、
管子對て曰く、士農工商の四民は、堅固なる民なり、
雜處す可らず、四民雜處すれば、其言語は曉る、其事
も混亂す、是故に聖王は、士を處くに、必ず清淨安息
なる地を以てす、農を處くには、必ず田野に於てす、
工は官府に就かしむ、商は市井に居らしむ、今夫れ士
は群り萃りて、清く穩なる地に類を以て居れば、父は
父と義のことを言ひ、子は子と孝のことを言ひ、其君
に事ふるものは、敬を言ひ、長者は愛のことを言ひ、

幼者は悌のことを言ひ、且昔(朝夕)此に従事して、其
子弟を教ゆ、少くしてこれに習ひ、其心に安んず、異
物異事を見るも、心を遷さざるなり、

是故、其父兄之教、不肅而成、其
子弟之學、不勞而能、夫是故、士
之子常爲士、

是の故に、其父兄の教は、嚴肅にせざるも成功す、其
子弟の學事も苦勞せずして能くす、夫れ是の故に、士
の子は常に士と爲る、

今夫、農群萃、而州處、審其四時、
權節、具備其械器用、比耒耜、穀
芟、及寒、擊橐、除田、以待時、乃耕、
深耕、均種、疾耰、先雨、芸耨、以待
時雨、時雨既至、挾其槍刈、耨、鑄、
以、且暮、從事于田、墾、稅衣、就功、

別苗莠列疏邀首戴苧蒲身服襪襍沾體塗足暴其髮膚盡其四支之力以疾從事於田野少而習焉其心安焉不見異物而遷焉是故其父兄之教不肅而成其子弟之學不勞而能

今夫農は群り萃りて、州處(類を以て居る)し、其四時春夏秋冬の季候を審にし、二十四節を權り、其器械の用ゆべきものを具備す、耒耜(二人用)殺(一人用)を比稱し、寒冬に至れば藁を擊ち(草鞋繩筵等を作る)田を除く時を待て耕す深く耕し均しく種を疾く糶し雨の降るに先だつて芸耨し以て好雨の至るを待つ好雨既に至れば其槍刈耨鋤を挾みて且暮に田野に従事す衣を税ぎ事に就き苗と莠とを別ち疎邀(疎はアラク邀はコマカ)に列ねて種を蒔き苗を栽ゆ首には苧蒲にて造りたる笠を戴き身には襪襍を服し體を沾し足を塗にし其髮や膚を暴らし其四支の力を

盡して疾く田野に従事す少くして習ひ其心に安んず異物を見るも心遷らず是故に其父兄の教嚴肅ならずして成る其子弟の學ぶ所も勞せずして能くす、是故農之子常爲農樸野而不慝其秀才之能爲士者則足賴也故以耕則多粟以仕則多賢是以聖王敬畏戚農

是の故に農の子は常に農となる、樸野にして邪慝の心なし、其秀才の能く士たるものは頼むに足る、故に耕せば粟多く、以て仕れば賢多し、是を以て聖王は敬み畏れて農民を戚しむ、

今夫工群萃而州處相良材審其四時辨其功苦權節其用論比計制斷器尙完利相語以事相示以功相陳以巧相高以知

事且昔從事於此以教其子弟少而習焉其心安焉不見異物而遷焉是故其父兄之教不肅而成其子弟之學不勞而能夫是故工之子常爲工

今夫れ工は群り居り、良材を相て、其四時の季候に應じ、俄り用ふ、夏は陰木を伐り、冬は陽木を伐るの類なり、斯くして、其功苦を辨ず、功は堅美をいひ、苦は濫惡をいふ、其用の宜しきを權り整へ、論辯比擬して甲乙を分ち、器を裁斷して、完利を貴び、相共に工事を語り、相示すに功を以てし、相陳するに巧を以てす、相高ぶるに器を制する事を知るを以てす、朝夕に此に従事して、其子弟を教ゆ、少時よりこれに習ひて、其心に安んず、異物を見るも、心を遷さず、是故に、其父兄の教は、嚴ならずして成り、其子弟の學ぶ所も勞せずして達す、是の故に工の子は常に工となる、

今夫商群萃而州處觀凶飢審國變察其四時而監其鄉之貨以知其市之賈負任擔荷服牛輅馬以周四方料多少計貴賤以其所有易其所無買賤鬻貴是以羽毛不求而至竹箭有餘於國奇恠時來珍異物聚且昔從事於此以教其子弟相語以利相示以時相陳以知價少而習焉其心安焉不見異物而遷焉是故商之子常爲商

今夫れ商人は群り萃りて、州處(類を以て居ること)し、凶年飢饉を觀て、國家の變動を審にし、其四時の季候に應じて、物價の變化あるを察し、其鄉村の貨物

を監察して、其市場の價格を知悉し、負任し、擔荷し、牛に服け、馬に輜し、以て四方を周り、多少を料り、貴賤を計り、其有る所を以て、其無き所に易へ、賤きものを買ひ、貴きを鬻ぐ、是を以て羽毛も求めずして至り、竹箭も國に餘りあり、奇恠なるもの時に來り、珍異なるものも聚まる、且昔此に従事して、其子弟を教へ、相語るに利を以てし、相示すに時を以てす、相陳するに價を知るを以てす、少時よりこれに習はし、其心これを安んず、異物を見るも遷らざるなり、是を以て其父兄の教は、嚴肅ならずして成り、其子弟の學ぶも、勞せずして能くす、夫れ是の故に、商人の子は、常に商人となる、

相地而衰其政、則民不移矣、正旅舊、則民不惰、山澤各以其時、至、則民不苟、陵陸丘井田疇均、則民不感、無奪農時、則百姓富、犧牲不勞、則牛馬育、

地の肥瘠を相て、其税を等差すれば、民は其所に安んじて、他に移らず、旅は寄留の民、舊は土着の民、此を正しく調査し、嚴重に待遇すれば、民情らず、山澤の出入は、其時を以て禁じ、或は發すれば、民は苟且從事せず、陸(高地)、陵(葬地)、丘(六個の井田)、井(九百畝)、田疇、均しく區別するときは、民憾むなし、農耕の時を奪ひて、人夫に使用することなければ、百姓は富有となる、犧牲を撈へたらざれば、牛馬は生育す、

桓公又問曰、寡人欲修政、以于時、於天下、其可乎、管子對曰、始於愛、曰、安始而可、管子對曰、始於愛、民、公曰、愛民之道、奈何、管子對曰、公修公族、家修家族、使相連、

以事相及、以祿、則民相親矣、放舊罪、修舊宗、立無後、則民殖矣、省刑罰、薄賦斂、則民富矣、鄉建賢士、使教於國、則民有禮矣、出令不改、則民正矣、此愛民之道也、

桓公又問ひて曰く、寡人は政を整へ、天下を經營して、天時を得んと欲す、其れ可なるか、管子對曰く、可なり、公曰く、何事より始めて可なるか、管子對て曰く、民を愛するに始まる、公曰く、民を愛する如何ん、管子對て曰く、公族を整へ、臣族を整へ、各族其類に依りて、相連り事を共にせしめ、相分つに祿を以てせしむ、斯くすれば、分離することなく、相親しむ、舊罪あるものは放赦し、舊家を修めて、其後繼のなきものを立て、嗣がしむれば、民は繁殖す、刑罰を省減し、賦斂を薄く取るときは、人民富有となる、賢士を用ひて、國に教へしむれば、民は禮義を行ふに至る、令を出し

て、能く定むれば、民信服して、令を守る正しくなる、此れ民を愛する道なり、

公曰、民富而以親、則可以使之、乎、管子對曰、舉財長工、以止民、用、陳力尚賢、以勸民、知加刑、無苛、以濟百姓、行之、無私、則足以容衆矣、出言必信、則令不窮矣、此使民之道也、

桓公曰く、人民富みて親しめば、之を使ふ可きか、管子對て曰く、財あるものは之を舉げ、其事を善くするものあれば、之を立て、什長或は伍長と爲し、以て民の財用を節止す、勤力を陳説し、賢哲を尚び、以て民の知識を勧めしめ、刑罰を加ふるは、苛酷にせず、能く人民を救ふ、斯くして、之を行ふに私心なければ、衆人を容るゝに足り、言を出すに必ず信なれば、其令通達して、窮苦することなし、此れ民を使ふ道なり、

桓公曰、民居定矣、事已成矣、吾欲從事於天下諸侯、其可乎、管子對曰、未可、民心未安、公曰、安之奈何、管子對曰、修舊法、擇其善者、舉而嚴用之、慈于民、予無財、寬政役、敬百姓、則國富而民安矣、

桓公曰く、民の居處は安定し、諸事已に成る、吾は天下諸侯の事に従はんとす、其れ可なるか、管子對て曰く、未だ可ならず、民心未だ安定せず、公曰く、之を安んずる如何ん、管子對て曰く、舊法を修め、其善なるものを擇び、舉て之を嚴用せよ、民に慈愛を施し、財なきに予へ、政役を寛くし、百姓を敬すれば、國富みて民安し、

公曰、民安矣、其可乎、管仲對曰、未可、君若欲正卒伍、修甲兵、則

大國亦將正卒伍、修甲兵、君有征戰之事、則小國諸侯之臣有守圉之備矣、然則難以速得意於天下、公欲速得意於天下、諸侯、則事有所隱、而政有所寓、

桓公曰く、民既に安定す、其れ可なるか、管子對て曰く、未だ可ならず、君若し卒伍を正しくし、甲兵を修めんと欲せば、他の大國も亦卒伍を正しくし、甲兵を修めんとす、其君が征伐戰爭の事を爲さば、小國諸侯の臣も、守り圍ぐ備へあり、然るときは、速かに意を天下に得ること難かるべし、公速かに意を天下の諸侯に得んと欲せば、事に隱す所あるを要す、政事上に於て本務以外の意味あるを要す、事有所隱、事とは政の小事をいふ、事を爲すの中に發表せぬ秘密あり、○寓、は寄托なり、表面以外の意なり、

公曰、爲之奈何、管子對曰、作內

政而寓軍令焉、爲高子之里、爲國子之里、爲公里、三分齊國、以爲三軍、擇其賢民、使爲里君、鄉有行伍、卒長、則其制令、且以田獵、因以賞罰、則百姓通於軍事矣、

桓公曰く、之を爲す奈何ん、管子對て曰く、國內の政事を作し、其中に軍令を寄托す、高子の里を爲り、國子の里を爲り、(高子國子は齊の大匠)公里を爲り、齊の士民を三分して、三軍を爲る、(一里を一軍とす)、其賢能の民を擇び、里君とならしむ、郷には行伍あり、卒長は其制度及び號令を整へ、且つ此法を以て、田獵し、戰法を習はし、因て賞罰を行ふ、斯くすれば、百姓も軍事に通達するに至る、

行伍、古は、五人を伍とし、二十五人を行とし、百人を卒とす、管子は、二百人を卒とす、其行伍も古に異なり、

桓公曰、善、於是乎管子乃制五家、以爲軌、軌爲之長、十軌爲里、里有司、四里爲連、連爲之長、十連爲鄉、鄉有良人、以爲軍令、是故五家爲軌、五人爲伍、軌長率之、十軌爲里、故五十人爲小戎、里有司率之、四里爲連、故二百人爲卒、連長率之、十連爲鄉、故二千人爲旅、鄉良人率之、五鄉一師、故萬人一軍、五鄉之帥率之、

桓公曰く、善し、是に於て、管子乃ち五家を制して軌と爲す、軌に長あり、十軌を里と爲す、里に司あり、四里を連と爲す、連に長あり、十連を郷と爲す、郷に良

人といふ長あり、以て軍令と爲す、是れ内政に軍令を
寓するなり、是故に五家を軌となす、五人を伍と爲
す、軌長之を率ひ、十軌を里となす、故に五十人を小
戎と爲す、里有司之を率ひ、四里を連と爲す、故に二
百人を卒と爲す、連長之を率ひ、十連を郷と爲す、故
に二千人を旅と爲す、郷良人之を率ひ、五郷に一師あ
り、萬人一軍とし、五郷の帥之を率ひ、

三軍故有中軍之鼓、有高子之
鼓、有國子之鼓、春以田、曰蒐、振
旅、秋以田、曰獮、治兵、是故卒伍
政定、於里、軍旅政定、於郊、内教
既成、令不得遷徙、故卒伍之人
人與人相保、家與家相愛、少相
居、長相游、祭祀相福、死喪相恤、
禍福相憂、居處相樂、行作相和、
哭泣相哀、

中軍(公の里卒)の鼓あり、高子の鼓あり、國子の鼓あ
り、以て三軍を治む、春は田獵して、其名を蒐といふ、
是れ戰を舉りて、軍隊を整へるなり、秋は田獵し、其
名を獮といふ、是れ戰に向ひて、兵を治るなり、是故
に卒伍の政は、里に定め、軍隊の政は、郊に定む、内教
既に成れば、令して其家を移遷するを得ざらしむ、故
に卒伍の人は、人と人と相保ち、家と家と相愛し、年
少の時より相居り、年長じては相與に遊び、祭祀には
相互に祭肉を贈り、死喪あるときは相恤み、禍災は相
憂ひ、居處は相樂み、他に出行して事を作すときは、
相和して之を爲し、哭泣するときは相哀しむ、
蒐 搜り取るなり、○獮 殺なり、○相福 祭肉を贈
るをいふ、○禍福 齊語に禍災相憂ふに作る、祭祀よ
り哭泣に至る、皆二字一義なり、唯禍福の二字、其義
二となる、齊語の災を可とす、○振旅 軍隊を整る
なり、

是故夜戰其聲相聞足以無亂
晝戰其目相見足以相識驩欣

足以相死是故以守則固以戰
則勝君有此教士三萬人以橫
行於天下誅無道以定周室天
下大國之君莫之能圍也

是の故に、夜戰の時は、其聲を聞き、其誰なるを知る、
混亂なきなり、晝戰には、其目相見れば、其誰たるを
知る、共に驩び欣んで相死するに足る、是の故に此兵
を以て、城を守れば堅固なり、戦へば勝利なり、君に
此教習せる兵士三萬人あれば、天下に横行して、無道
を誅し、周室を定むるに足る、天下大國の君も、能く
防禦することなきなり、

正月之朝、郷長復事、公親問焉、
曰、於子之郷、有居處爲義、好學、
聰明質仁、慈孝於父母、長弟聞
於郷里者、有則以告、有而不以

告謂之蔽賢其罪五有司已於
事而竣

正月の元朝に、郷長參朝して、公事を復す、公親ら問
ひて曰く、子の郷に於て、居常に義を行ひ、學事を好
み、聰明にして質樸に、父母に慈孝なる、長者に憐な
る、郷里に評判善きものあるか、有らば告げよ、有り
て告げざるは、之を賢を蔽ふといふ、其罪は五刑に入
れて赦さるるなりと、有司は復す事を已めて退き、後
命を俟つ、

公又問焉曰於子之郷有拳勇
股肱之力筋骨秀出於衆者有
則以告有而不以告謂之蔽才
其罪五有司已於事而竣

公又問ひて曰く、子の郷里に於て、拳勇股肱の力あ
りて、筋肉の衆人に秀出するもの有るか、有らば告げ
よ、有りて告げざれば、之を才を蔽ふといふ、其罪は
五刑に入るべしと、有司は事を已め、退て命を竣つ、

公又問焉曰於子之鄉有不慈孝於父母不長弟於鄉里驕躁淫暴不用上令者有則以告有不以告謂之下比其罪五有司已於事而竣於是乎鄉長退而修德進賢桓公親見之遂使役之官公令官長期而書伐以告

桓公又問ひて曰く子の郷に於て父母に慈孝ならず郷里に長弟ならざる驕り躁ぎ淫暴にして上の命を用ひざるもの有るか有らば告げよ有て告げざるものは之を下比といふ其罪五刑に入る有可は事を已めて命を竣つ是に於て郷長退きて徳を修め賢を進む桓公親ら之を見て遂に之を官に使役す公は官長に命じ一年にして其功を書せしめ之を告げしむ

下比 下の悪人と比周して其惡を蔽ふなり○期 一周年なり○伐 功なり

且令選官之賢者而復之曰有人居我官有功休徳維順端慤以待時使使民恭敬以勸其稱乘言則足以補官之不善政公宣問其郷里而有考驗乃召而與之坐省相其質以參其成功成事可立而時設問國家之患而不肉退而察問其郷里以觀其所能而無大過登以為上卿之佐名之曰三選

且つ又官の賢者を選びて之を復白せしむ曰く人物ありて我が總ぶる所の官に居るに功と美徳とあり柔順端慤なるものにして上の使ふを待つ其民

を治め恭敬にして勸ましむ其平常の持論を稱するに官の不善なる政を補ふに足るといふ公は其郷里を宣問してみれば考據する所あり又效驗する所あり乃ち召して之と坐し其性質を省み相して其成功と成事とを参考し立て官吏となす而して時に國家の患難なる事を以て題を設け問ひ裁決せしむるに羞ることなく之を處理する法を辨ず退て其郷里に察問し其所能を觀て大過なければ登庸して上卿の佐と爲す之を名づけて三選と曰ふ

功休徳 其人の功ありて且つ美徳あるなり休は美なり○待時使 君長の時ありて使ふを待つ○乘言 乘は持なり持論なり○省相 其性質を省み相る○設問 其事實あらざるに設け作りて之を問ふなり○不肉 齊語には不疚に作る故に肉は疚の誤ならん或は曰く肉は性之聲の誤なり性とは慙るとき顔色を赤くする貌なり此説も可なり○三選 始め郷長之を進め次に官長之を進め終に公之を詳觀す故に三選といふ

高子國子退而修郷郷退而修

連連退而修里里退而修軌軌退而修家是故匹夫有善故可得而舉也匹夫有不善故可得而誅也政既成郷不越長朝不越爵罷士無伍罷女無家士三出妻逐於境外女三嫁入於春穀

高子と國子と退て其自ら率ゆる郷良人の役人を修む郷良人は退て連長を修む連長退て里長を修む里長退て軌長を修む軌長退て家々を修む是故に匹夫に善ある得て推舉すべし匹夫に不善ある得て誅す可し政既に成りて郷は年齢を以て長者を越ゆることなく朝廷は爵位を以て貴を越ゆることなし徳義缺乏する罷士は伍に入ることなく不徳義なる罷女は嫁する家なし士の三度も妻を出すときは境外に放逐せらる女の三度も嫁するものは米

搗とせらる、
春穀 米を舂つくをいふ、○罷 疲るなり、行狀の悪
しきものなり、

是故民皆勉爲善士與其爲善
於鄉不如爲善於里與其爲善
於里不如爲善家是故士莫敢
言一朝之便皆有終歲之計莫
敢以終歲爲議皆有終身之功
是の故に、民は善行を爲すを勉む、其善を郷に爲すよ
りは、善を里に爲すに如かず、其善を里に爲すより
も、善を家に爲すに如かず、蓋し實着に善を爲すをい
ふなり、是の故に士たるものも、一日の便利を言ふな
くして、皆終歳の計あり、敢て終歳を以て議するなく
して、終身の功を爲すことあり、

正月之朝五屬大夫復事於公
擇其寡功者而譙之曰列地分

憐なること、郷里に聞ゆるものあるか、有らば告げ
よ、有て告げざる、之を賢を蔽ふといふ、其罪五刑に
入ると、有司は事を已めて、退て命を竣つ、

公又問焉曰於子之屬有拳勇
股肱之力秀出於衆者有則以
告有而不以告謂之蔽才其罪
五有司已事而竣公又問焉曰
於子之屬有不慈孝於父母不
長弟於郷里驕躁淫暴不用上
令者有則以告有而不以告者
謂之下比其罪五有司已事而
竣於是乎五屬大夫退而修屬
屬退而修連連退而修郷郷退
而修卒卒退而修邑邑退而修

民者若一何故獨寡功何以不
及人教訓不善政事其不治一
再則宥三則不赦公又問焉曰
於子之屬有居處爲義好學聰
明質仁慈孝於父母長弟聞於
郷里者有則以告有而不以告
謂之蔽賢其罪五有司已事而
竣

正月の元朝に、五屬の大夫は、政事を桓公に復す、其
功績の寡きものを責めて曰く、地を裂き分ち與へ、人
民を分ち與へて治めしむるは、他の大夫も同一なり、
何の故に汝は獨り功績の寡く、人に及ばざるか、汝の
教訓善からず、政事も治らざる、一度二度は之を宥す
と雖ども、三度に至れば赦さずと、公又問ひて曰く、
子の屬官に於て、居處に義を行ひ學を好み、聰明に
して其性質仁心あり、父母に對しては慈孝に、長者に

家は故匹夫有善可得而舉匹
夫有不善可得而誅政成國安
以守則固以戰則彊封內治百
姓親可以出征四方立一霸王
矣

此は、前の高子國子の郷を修ると、文辭大異なし、蓋
し公の屬する郷の官吏を修むるなり、末句に一霸王
を立つべしといふ、少差あるのみ、

桓公曰卒伍定矣事已成矣吾
欲從事於諸侯其可乎管子對
曰未可若軍令則吾既寄諸內
政矣夫齊國寡甲兵吾欲輕重
罪而移之於甲兵公曰爲之奈
何管子對曰制重罪入以兵甲

犀脇二戟、輕罪、入蘭盾、鞞革二戟、小罪、入以金鈞、分宥、薄罪、入以半鈞、無坐抑而訟獄者、正三禁之、而不直、則入一束矢、以罰之、美金以鑄、戈劍矛戟、試諸狗馬、惡金以鑄、斤斧鉏夷鋸、擣試諸木土。

桓公曰、卒伍の事既に定まる、諸事既に成る、吾は諸侯の事に従はんとす、其れ可なるか、管子對て曰く、未だ可ならず、軍令の若きは、吾既にこれを内政に寄せたり、夫れ齊國は、甲兵寡し、吾は重罪も輕くして、之を甲兵に移さんとす、公曰く、之を爲す奈何ん、管子對て曰く、制度を一定し、重罪のものは、鉞と、犀革にて造りたる脇盾と、二個の戟とを入れ納めしむ、輕罪は蘭鈞と稱する足附の盾と、鞞革にて造りたる胸當と、二個の戟とを、納れしめ、小罪は納るに金三十斤を以てし、薄罪は主犯と從犯とを分ち宥し

て、納るに金鈞の半(十五斤)を以てす、他人に屈抑せられずして漫に訴訟を起すものは、三たび之を禁ず、其直ならざるものは、罰するに一束の矢を納れしむ、其收納の美金は、鑄て、戈、劍、矛、戟と爲し、これを狗馬に試みて、利鈍を知る、惡金は斤、斧、鉏、夷、鋸、擣と爲し、これを木或は土に試みて、銳利を知る、

桓公曰、甲兵大足矣、吾欲從事於諸侯、可乎、管子對曰、未可治内者、未具也、爲外者、未備也、故使鮑叔牙爲大諫、王子城父爲將、弦子旗爲理、甯戚爲田、隰朋爲行、曹孫叔處、楚、商容處、宋、季勞處、魯、除開封、處、衛、區尙處、燕、審友處、晉、又游士八千人、奉之以車馬衣裳、多其資糧、財幣足

之、使出周游於四方、以號召、收求天下之賢士、飾玩好、使出周游於四方、嚮之、諸侯、以觀其上、下之所貴好、擇其沈亂者、而先政之。

桓公曰く、甲兵大に足る、吾は諸侯に従事せんとなす、可なるか、管子對て曰く、未だ可ならず、内を治るもの、未だ具らず、外を爲るものも、未だ備はらずと、是に於て、公は鮑叔牙をして大諫と爲らしめ、王子城父を大將とし、弦子旗を獄官とならしめ、甯戚を田官と爲らしめ、農事を司る、隰朋を行人とならしめ、賓客の禮を掌らしむ、曹孫叔を楚に、商容を宋に、季勞を魯に、徐開封を衛に、區尙を燕に、審友を晉に、各其任に處らしむ、又游士八千人に奉給するに、車馬衣裳を以てし、其資糧を多くし、財幣も之に十分ならしめ、四方に周游せしめて、天下の賢士を號び召し收め求めしめ、玩好のものを飾り齎らして、之を諸侯に嚮ぎ

以て其上下の貴好する所を觀て、其國の沈み亂るもの、を察せしむ、斯くして之を征伐す、先政之、古は正政征の三字通用す、此の政は讀んで征と爲す、齊語には征に作る、○游士、游説する學士をいふ、○沈亂、酒色に耽り亂る、なり、公曰、外内定矣、可乎、管子對曰、未可、鄰國未吾親也、公曰、親之奈何、管子對曰、審吾疆場、反其侵地、正其封界、毋受其貨財、而美爲皮幣、以極聘、類於諸侯、以安四鄰、則鄰國親我矣、桓公曰く、外内已に定まれり、是より諸侯を征するも、可なるか、管子對て曰く、未だ可ならず、鄰國は未だ吾を親しまざるなり、公曰く、之を親しむ奈何ん、管子對て曰く、吾が疆場を審にし、其諸侯よりの侵地を反し、其封界を正しくし、其貨財を受るなく、美しく皮幣を爲り、屢諸侯に聘問し、四隣を安定すれば

鄰國は我に親しむ、
聘類 聘とは人穿く來るをいひ、類とは人衆く來るをいふ、皆伺候することなり、

桓公曰、甲兵大足矣、吾欲南伐、
何主、管子對曰、以魯爲主、反其
侵地常潛、使海於有幣、渠彌於
有儲、綱山於有牢、

桓公曰、甲兵大に足る、吾は南方を征伐せんと欲す、何れの國を案内者として、從軍せしめんと、管子對て曰く、魯を以て案内者とせん、因て魯より取りたる常潛の地を反し、海には蔽障あらしめ、渠の瀾漫たるには、堤儲あらしめ、國の紀綱ある太山には、牢固なる險阻あらしめ、其國人を安心せしむ、海於有幣 是れ倒字文法にて、有幣於海と作るべきを、倒に置けるなり、次の二句も同體なり、幣は蔽と讀み、海濱に蔽障あるをいふなり、○渠彌 河渠の瀾漫なり、○綱山 一方に綱紀となる山をいふ、此は侵地を魯に反し、其國を堅固にして、他國の侵害を防

ぐに喩ふるなり、
桓公曰、吾欲西伐、何主、管子對
曰、以衛爲主、反其侵地、吉臺、原
姑、與、柴里、使海於有幣、渠彌於
有儲、綱山於有牢、桓公曰、吾欲
北伐、何主、管子對曰、以燕爲主、
反其侵地、柴夫、吠狗、使海於有
幣、渠彌於有儲、綱山於有牢、四
隣大親、既反其侵地、正其封疆、
地南至於岱陰、西至於濟、北至
於海、東至於紀隨、地方三百六
十里、三歲治定、四歲教成、五歲
兵出、有教士三萬人、革車八百
乘、諸侯多沈亂、不服於天子、

桓公曰く、吾は西方を伐んと欲す、何れの國を案内者
とせん、管子對て曰く、衛を以て案内者とせん、因て
衛より取りたる吉臺原始漆里の地を反し、海には蔽
障あり、渠彌に堤防あり、綱山に牢固なる險阻あらしめ
よ、桓公曰く、吾れ北方を伐んと欲す、何れを主とせ
ん、管子對て曰く、燕を以て主とせん、因て其侵地の
柴夫と吠狗とを反し、海には蔽障あり、渠彌には堤儲
ありて、水の溢るを防ぐ、綱山に牢固の險阻あり、四
隣の國は大に親しみ、既に其侵地を反し、其封疆を正
しくし、其有する所の地、南は岱陰に至り、西は濟河
に至り、北は渤海に至り、東は紀隨の邑に至る、地方
三百六十里あり、三歲にして治り定り、四歲にして教
成り、五歲にして兵出づ、教習したる軍士三萬人、革
車八百乘有り、是時に當り、諸侯は多く淫亂にして、
天子に服せず、
柴里 柴を齊語には漆に作る、地の名なり○渠彌 綱
山 前條に解す、
於是乎、桓公東救徐州、分吳半、
存魯、蔡陵、割越地、南據宋、鄭、征

伐楚、濟、汝水、踰方池、望汶山、使
貢絲于周室、成周、反詐於隴嶽、
荊州諸侯、莫不來服、中救晉侯、
禽狄王、敗胡貉、破屠何、而騎冠
始服、北伐山戎、制冷支、斬孤竹、
而九夷始聽、海濱諸侯、莫不來
服、
是に於てか、桓公東して、徐州を救ひ、吳の國一半を
取り、之を徐に分つ、魯の蔡陵も敵に取られんとする
を存し、越國を征し其地を割き取り、南の方は宋と鄭
とに據りて、楚を征伐し、汝水を濟り、方池を踰え、汶
山を望み、其産する所の絲を、周室に貢せしむ、成周
は胙(乾肉)を以て、楚の隴嶽を祭る、荊州の諸侯は、
來り服せざるなし、中原には、晉侯を救ひ、狄人の王
を禽にし、胡貉の國を敗り、屠何の地を破りて、北狄
の騎兵始て降服す、又北して山戎を伐ち、冷支の國を

制し、孤竹の君を斬り、九夷始て聽従す、海濱の諸侯は、來服せざるものなし、
方池齊語には方城に作る、楚の北方の阨塞なり、○ 縶縶絲といふ、琴瑟の絲なり、○ 隆嶽衡山なり、

西征攘白狄之地、遂至于西河、
方舟設柎、乘桴濟河、至于石沈、
縣車束馬、踰太行、與卑耳之貉、
拘秦夏、西服流沙、西虞、而秦戎、
始從、故兵一出、而大功十二、故、
東夷、西戎、南蠻、北狄、中諸侯、國、
莫不賓服、

西方を征伐して、白狄の地を攘ひ、遂に西河に至りて、舟を方へ、柎を設け、桴に乗り、河を濟りて、石沈といふ地に至り、車を懸け馬を束縛して、太行山と、卑耳山の貉と拘秦夏との二嶮を越え、西して流沙西虞といふ地を服し、秦人西戎始て従ふ、故に桓公の兵

舅、毋下拜、

諸侯と與に、牲を飾り清めて、盟約書を爲り、天地上下に誓ひ、之を神に告ぐ、然る後に天下を率ゐ、周室を定め、大に諸侯を陽穀の地に來朝せしむ、故に兵車を以て會合する六度にして、乘車の會合は三度なり、諸侯と九度の會合を爲して、天下を一統す、甲は索に束ねたるまゝにて解かず、兵器は其蔽ひたるまゝにして解かず、矜は弓衣にして、其中に弓なく、箠には矢なし、武事を止め、文道を行ひ、以て天子に謁す、葵丘の會に、天子は宰孔といふ大夫をして、胙を桓公に致さしめ、曰く余一人の命により、文王武王の廟に祭事を爲し、宰孔をして其祭に供する胙を致さしむ、且つ後命ありて曰く、爾の自ら卑くして勞するを以て、實に爾を伯舅と謂ふ、今此命あるも堂を下る勿れ、拜する勿れ、

戴書 盟の時に、誓約文を、牲の上に戴す、因て誓文を戴書といふ、○一匡 一樣に匡して、約を守らしむること、○縶は索のことなり、○縶 兵器の蔽とする鞘、○縶 止と同じ意なり、

は一たび出で、大功を立る十二あり、故に東夷も西戎も南蠻も北狄も、中州は諸侯の國も、賓ひ服せざるなし、
秦戎 秦人及び西戎の雍州に在るものをいふ、

與諸侯、飾牲爲戴書、以誓要于上下、薦神、然後率天下、定周室、大朝諸侯於陽穀、故兵車之會六、乘車之會三、九合諸侯、一匡天下、甲不解縶、兵不解矜、矜無弓、服無矢、寢武事、行文道、以朝天下、葵丘之會、天子使大夫宰孔致胙於桓公、曰、余一人之命、有事於文武、使宰孔致胙、且有後命、曰、以爾自卑、勞實謂爾伯

桓公、召管仲、而謀、管仲對曰、爲君不君、爲臣不臣、亂之本也、桓公曰、余乘車之會三、兵車之會六、九合諸侯、一匡天下、北至於孤竹、山戎、獫狁、拘秦夏、西至流沙、西虞、南至吳、越、巴、牂牁、不夷、雕題、黑齒、荊夷之國、莫違寡人之命、而中國卑我、昔三代之受命者、其異於此乎、

桓公は管仲を召し、天子の命を奈何せんと謀る、管仲對て曰く、君となりて君たらず、臣となり臣たらず、は、亂の本なり、桓公曰く、余は乘車の會三度にして、兵車の會六度なり、諸侯を九たび會合して、天下を一に匡す、北は孤竹の國、山戎の國、獫狁の國、拘秦夏といふ地に至り、西は流沙西虞の地に至り、南は吳、越、

巴、梓、柯、嶮、不、麻、雕、題、黑、齒、荆、夷、之、國、に、至、り、寡、人、の、命、に、違、ふ、も、の、な、き、な、り、而、る、に、中、國、の、人、は、我、を、卑、し、み、て、推、尊、す、る、も、の、な、し、昔、し、夏、殷、周、の、三、代、の、君、が、天、命、を、受、け、て、天、子、と、な、る、其、成、す、所、の、功、は、此、と、異、な、る、所、あ、る、か、

管仲對曰、夫鳳凰鸞鳥不降、而鷹隼鳴臯、豐庶神不格、守龜不兆、握粟而筮者屢、中時雨甘露不降、飄風暴雨數臻、五穀不蕃、六畜不育、而蓬蒿藜藿並興、夫鳳凰之文前德義、後日昌、昔人之受命者、龍龜假河出圖、雒出書、地出乘黃、今三祥未見、有者雖曰受命、無乃失諸乎、

管仲對へて曰、夫れ鳳凰や鸞鳥の如き瑞鳥は、降らず

して鷹隼や鸞鳥の如き惡鳥は、豊多なり、庶神は格らずして、守る龜も吉兆あらず、粟を握りて筮し占ふもの屢々中る、好雨や甘露は降らず、飄風暴雨は數々臻る、五穀は蕃殖せずして、六畜も生育せず、蓬蒿藜藿の如き雜草は、並に興る、夫れ鳳皇の文毛は德義を前にす、德は春を主とす、春の色は青し、義は秋を主とす、秋の色は白し、青毛と白毛と前に在るゆゑに、德義を前にすといふ、其後毛には紅色のものあり、故に日昌を後にすといふ、昔人の天命を受るときは、龍や龜の靈瑞の徵るあり、河より圖を出し、雒水よりは書を出す、地より乘黄とて四匹の黄馬を出すことあり、今や鳳凰、圖書、乘黄の三祥、未だ有るものを見ず、天子の命を受くと曰ふも、命を失する恐れあり、

桓公懼、出見客、曰、天威不違顔、咫尺小白承天子之命、而毋下拜、恐顛蹶於下、以爲天子羞、遂下拜、登受賞服、大路、龍旗、九游、

渠門、赤旂、

桓公は管仲の語を聞き、大に懼れ出て、客宰孔を見て曰く、天威の顔を違らざる咫(八寸)尺の間に在り、余は天子の命を承け、下拜するなくば、恐くは堂下に顛蹶して、天子の羞恥なることを爲んと、遂に堂を下りて拜し、登りて賜ふ所の賞服及び大路の車龍章の旗其旗に附く九游と渠門の法と赤色の旂とを受く、渠門 兩旗を建て、軍門と爲す、○大路 諸侯朝服の車なり、○小白 桓公の名なり、

天子致胙於桓公、而不受、天下諸侯稱順焉、桓公憂天下諸侯、魯有夫人慶父之亂、而二君弑死、國絕無後、桓公聞之、使高子存之、男女不淫、馬牛選具、執玉以見、請爲闕內之侯、而桓公不使也、狄人攻邢、桓公築夷儀以

封之、男女不淫、馬牛選具、執玉以見、請爲闕內之侯、而桓公不使也、狄人攻衛、衛人出旅於曹、桓公城楚丘、封之、其畜以散亡、故桓公予之繫馬三百匹、天下諸侯稱仁焉、

天子は、祖先を祭りし胙を、桓公に致さる、而るに之を受けず、蓋し胙を致さるべきは皇族の人のみ、故に辭す、天子の諸侯は、桓公の恭順なるを稱賛す、桓公は天下諸侯の事を憂へ恤む、魯に莊公の夫人と公子慶父と淫亂の行ひありて、公子子般を弑し、又問公を殺す、國絶えて後繼なし、桓公之を聞き、高子(齊の卿)をして之を存立せしめ、男女行ひを正しくして、淫亂せず、馬牛も選び具へ、魯の嗣君は玉を執りて、齊王に見え、闕内の侯たるを請ふ、桓公は之を使役せず、狄人は邢の國を攻め、邢亡びたり、桓公は夷儀といふ所に城を築きて、之を封じ、男女淫猥なく、馬牛

も選び具へたり、邢の嗣君は、玉を執り見え、關内侯
たらんと請ふ、桓公之を使役せず、狄人又衛の國を攻
めたり、衛人出て曹といふ地に寄旅す、桓公は楚丘に
城きて之を封ず、其畜ふ所の馬牛も散亡せしかば、桓
公之に繫馬三百匹を予へたり、天下の諸侯は、皆桓公
の仁なることを稱賛せり、

於是天下之諸侯、知桓公之爲
己勤也、是以諸侯之歸之也、譬
若市人、桓公知諸侯之歸己也、
故使輕其幣而重其禮、故使天
下諸侯、以疲馬犬羊爲幣、齊以
良馬報諸侯、以縷帛布鹿皮四
分、以爲幣、齊以文錦虎豹皮、報
諸侯之使、垂橐而入、攜載而歸、
故鈞之以愛、致之以利、結之以

信示之以武

是に於て天下の諸侯は、桓公の己の爲に勤勞するを
知る、是を以て諸侯の之に歸するや、譬へば市に赴く
人の如く、先を争ひ進み來る、桓公は諸侯の己に歸す
るを知り、故さら其諸侯の齊に來る幣を輕少にせ
しめ、齊よりは禮を重んじて報ゆ、故に天下の諸侯に
は、疲馬や犬羊を以て幣となさしめて、齊よりは良馬
を以て報禮とす、諸侯は縷帛布鹿皮の四分したるを
以て幣となす、齊よりは文錦虎豹皮を以て報禮とす、
諸侯の使は囊(囊)を垂れて入り來るに、攜(細)と同じ
滿(なり)載して歸る、故に之を鈞るには愛を以てし、
之を致すに利を以てし、之を結ぶに信を以てし、之に
示すに武を以てす、

鹿皮四分 全皮ならずして四分するものをいふ、又
一本には四个に作るあり、○垂橐 財布を垂れて來
る、何物をも持たぬをいふ、橐は弓囊なり、
是故天下小國諸侯、既服桓公、
莫之敢倍、而歸之、喜其愛、而貪

其利、信其仁、而畏其武、桓公知
天下小國諸侯之多、與己也、於
是又大施忠焉、可爲憂者、爲之
憂、可爲謀者、爲之謀、可爲動者、
爲之動、伐譚、萊、而不有也、諸侯
稱仁焉、

是の故に、天下の小國諸侯は、既に桓公に服す、之に
敢て倍くなくして之に歸服す、其愛するを喜んで、其
利するを貪る、其仁するを信じて、其威あるを畏る、
なり、桓公は天下小國の諸侯の、多く己れに與みする
を知る、是に於て又大に忠實を施す、爲に憂ふ可きも
のは、之が爲に憂へ、爲に謀るべきものは、之が爲に
謀る、爲に動く可きものは、之が爲に動く、譚と萊と
を伐て、其地を有せず、諸侯は桓公の仁あるを稱賛
す、
爲之動 兵を動かすことをいふ、○譚 齊語には
譚遂に作る、北杏の會に遂人至らず、故に之を討す、

萊は萊夷なり、齊之を伐ら滅すことあり、
通齊國之魚鹽于東萊、使關市、
幾而不征、廛而不稅、以爲諸侯
之利、諸侯稱寬焉、築蔡鄆、陵培
夏靈父丘、以衛戎狄之地、所以
禁暴於諸侯也、築五鹿、中牟、鄴、
蓋與、牡丘、以衛諸夏之地、所以
示勸於中國也、

齊國に産する魚や鹽を、東萊の地に通運し、關門市區
は、官を置き、不正なる人を譏察して、征稅を取らず、
市肆は廛を興へて、稅を取らず、以て諸侯の便利を爲
す、諸侯は寬大なることを稱賛す、蔡と鄆陵と培夏と
靈父丘とに築きて、戎狄の地を禦ぐ、諸侯に暴害を禁
ずる所以なり、五鹿中牟と鄴と蓋與と牡丘とに、城を
築きて、諸の中夏の地を衛るは、權を中國に示す所以
なり、

衛我狄之地、衛の字通せざるなり、齊語には御に作る、是れを可とす、○示勸、齊語に權に作る、是亦從ふべし、

教大成、是故天下之於桓公、遠國之民、望如父母、近國之民、從如流水、故行地滋遠、得人彌衆、是何也、懷其文、而畏其武、故殺無道、定周室、天下莫之能圍、武事立也、定三革、偃五兵、朝服以濟河、而無怵惕焉、文事勝也、

桓公の教は、既に大に成る、是の故に天下の桓公に於ける、遠國の民は之を望みて、父母の如く、近國の民は之に従ふ、流水の如くなり、故に地を行くに、人禦ぐなく、滋遠に至る、人を得ること彌よ衆し、是は何に由るか、其文に懷きて、其武を畏るゝなり、故に無道を殺し、周室を定めて、天下に之を能く圍ぐもの

なし、是れ武事の立つなり、甲冑盾の三革を定め、刀劍矛戟矢の五兵を偃せて、入朝の禮服し、河を濟りて恐るゝことなし、是れ文事の勝つなり、三革、車、馬、人に皆革甲ありといふも、甲冑盾の説可なり、定むとは用ゐざるなり、○怵惕、は恐るゝなり、

是故大國之君、慚愧、小國諸侯、附比、是故大國之君、事如臣僕、小國諸侯、驩如父母、夫然、故大國之君、不尊、小國諸侯、不卑、是故大國之君、不驕、小國諸侯、不懼、於是列廣地、以益狹地、損有財、以與無財、周其君子、不失成功、周其小人、不失成命、

是の故に、大國の君も慚愧し、小國の諸侯は附比す、是の故に大國の君は、齊に事ふる臣僕の如く、小國の

霸天下、名聲廣裕、不可掩也、則唯有明君在上、察相在下也、

諸侯は驩ぶこと、父母の如くなり、夫れ然るゆゑに、大國の君は尊からず、小國の諸侯は卑しからず、是の故に大國の君は驕らず、小國の諸侯は懼れず、是に於て廣地を分裂して、狹地に増す、有財を損じて無財に與ふ、其君子たるものを周へて、成功を失はしめず、其小人を整へて、成命を失はしめず、但し此の君子と小人とは、位を以て言ふなり、

夫如是、居處則順、出則有成功、不稱動兵甲之事、以遂文武之跡於天下、桓公能假其群臣之謀、以益其智也、其相曰、夷吾、大夫曰、甯戚、隰朋、賓胥無、鮑叔牙、用此五子者、何功、度義、光德、繼法、紹終、以遺後嗣、貽孝、昭穆、大

夫れ是の如く、内に居れば順にして、出ては成功あり、兵甲の事を稱げずして、文王武王の治迹を、天下に遂げたり、桓公は能く群臣の謀を假りて、其宰相を夷吾と曰ひ、其大夫を甯戚と隰朋と賓胥無と鮑叔牙と曰ふ、此五子を用ひて、如何なる功用あるか、義を度りて事を處分し、徳を光明にし、法度を繼ぎ、終を紹ぎ、以て後嗣に遺し、昭穆に孝を貽して、祖先の祭祀を怠らず、大に天下に覇となる、名聲は廣く裕にして、掩ふ可らず、是は唯だ明君の上に在り、察相の下に在るあればなり、

於政、因罰備器械、加兵、無道、諸侯、以事周室、桓公大說、於是齋戒十日、將相管仲、管仲曰、斧鉞之人也、幸以獲生、以屬其腰領、臣之祿也、若知國政、非臣之任也、

初め桓公は、管仲を郊外に出で迎へて、問ふに國事を以てすれば、管仲辭退し讓る、強て問ひしに、管仲對へて曰く、國を參分にし、鄙を五分にし、五郷を立てて、教化を崇重にし、五屬を建て、武を厲まし、兵を政事に寄せ、刑罰に因て、兵器を備へ、(大匡及中匡に詳なり)、兵を無道の諸侯に加へて、周室に事へんと、桓公大に説び、齋戒する十日にして、管仲を宰相にせんとす、管仲曰く、臣は斧鉞にて刑せらるべき人なり、幸に生を獲ば、其腰と領とを屬したるは、臣の祿福なり、國政を知るごときは、臣の任にあらざるなり、

公曰、子大夫受政、寡人勝任、子大夫不受政、寡人恐崩、管仲許諾、再拜而受相、三日、公曰、寡人有大邪三、其猶尙可以爲國乎、對曰、臣未得聞、公曰、寡人不幸、而好田、晦夜而至、禽側、田莫不見、禽而後反、諸侯使者無所致、百官有司無所復、對曰、惡則惡矣、然非其急者也、

桓公曰く、子大夫が政を受けば、寡人は任に勝えん、子大夫が政を受けざれば、寡人は崩れ墜ちて、位を保つ能はずと、管仲乃ち許諾し、再拜して相の位を受く、三日にして、桓公曰く、寡人は大なる邪心三つあり、其れ猶ほ尙ほ以て國を爲む可きかと、管仲對て曰く、臣は未だ聞くを得ず、桓公曰く、寡人不幸にして

田獵を好む、天の未だ明けざる晦き夜の中より、禽の居る側に至り、田に禽を見ざるなし、之を獲てかへる、諸侯の使者も命を致す所なく、百官有司も事を復す所なしと、管仲對て曰く、惡しきことは惡し、然れども其事たる、急務なるにあらず、今務めて急にすべきものあり、

公曰、寡人不幸而好酒、日夜相繼、諸侯使者無所致、百官有司、無所復、對曰、惡則惡矣、然非其急者也、

桓公曰く、寡人は不幸にして酒を好む、日夜相繼ぐ、諸侯の使者來るも、命を致す所なく、百官有司も事を復す所なしと、管仲對て曰く、惡しきことは惡し、然れども其急切なることにあらず、

公曰、寡人有汚行、不幸而好色、而姑姊有不嫁者、對曰、惡則惡矣、然非其急者也、公作色曰、此

三者、且可、則惡有不可者矣、對曰、人君唯優與不敏、爲不可、優則亡衆、不敏不及事、公曰、善、吾子就舍、異日、請與吾子圖之、對曰、時可、將與夷吾、何待異日乎、桓公曰く、寡人汚行あり、不幸にして女色を好む、而して姑の家の子も留めて嫁せざるものあり、管仲對て曰く、惡しきことは惡し、然れども其急切なることにあらずと、桓公は怒色を作して曰く、此の三者も、且つ可なりとせば、惡んか不可なるものあらんと、管仲對て曰く、人君は唯だ優柔不斷なると、不敏なることを不可とす、優柔なれば、衆心を亡失す、不敏にして遲鈍なるときは、事に及ばざるなり、桓公曰く、善し、吾子休息して舍に就けよ、他日に、吾子と俱に之を圖らんと、管仲對て曰く、此時可なり、即ち余と共に圖るべし、何ぞ他日を待んや、

公曰、奈何、對曰、公子舉、爲人博

聞而知禮好學而辭遜請使游於魯以結交焉公子開方爲人巧轉而兌利請使游於衛以結交焉曹孫宿其爲人小廉而苛怏足恭而辭結正荆之則也請使往游以結交焉遂立行三使者而後退

桓公曰、奈何せん、管仲對て曰く、公子舉の人となりは、博聞にして禮を知る、學を好みて辭遜す、請ふ魯に游びて交を結ばしめん、公子開方の人となりは、巧に轉じて才鋒は銳利なり、請ふ衛に游びて交を結ばしめん、曹孫宿の人となりは、小廉にして苛細に習ひたり、足恭にして辭は十分に行届く、正しく荆(楚)の式なり、請ふ楚に游びて交を結ばしめん、遂に立ちどころに此三使を行かして、後に退く、
兌利 銳利と同じ、○苛怏 苛は細なり、怏は習ふなり

り、小細なる習慣あるをいふ、○辭結 巧辭にして敏給なるをいふ、

相三月請論百官、公曰、諾、管仲曰、升降揖讓進退閑習辨辭之剛柔、臣不如隰朋、請立爲大行、墾草入邑、辟土聚粟、多衆盡地之利、臣不如甯戚、請立爲大司田、平原廣牧、車不結轍、士不旋踵、鼓之而三軍之士視死如歸、臣不如王子城父、請立爲大司馬、

管仲は相となり、三月を経て、百官の人材を論せんと請ふ、桓公諾す、管仲曰く、升降し揖讓し、進退の動作は閑習して、辭の剛柔を辨すること、臣は隰朋に如かず、請ふ擧げて大行の官とせん、大行は賓客の應接を

掌るなり、草萊を墾らき、邑里に入れ、土を辟き、米粟を聚め、人衆を多くし、地の利を盡す、臣は甯戚に如かざるなり、請ふ擧げて大司田とせん、平原廣牧の郊外に於て車を走らすに轍を交へず、一直線に行き、士は踵を旋らさず、之に鼓すれば、三軍の士は、死を視ること家に歸るが如し、臣は王子城父に如かざるなり、請ふ擧げて大司馬とせん、

決獄折中、不殺不辜、不誣無罪、臣不如賓胥無、請立爲大司理、犯君顔色進諫、必忠不辟死亡、不撓富貴、臣不如東郭牙、請立以爲大諫之官、此五子者、夷吾一不如、然而以易夷吾、夷吾不爲也、君若欲治國彊兵、則五子者存矣、若欲霸王、夷吾在此、桓公曰、善、

管仲又曰く、誣獄を決斷して、其輕重の中を取り、辜なきものを殺さず、無罪を誣ひず、臣は賓胥無に如かず、請ふ擧げて大司理と爲ん、君の顔色を犯し、諫を進むる、必ず忠にして、死亡を避けず、富貴に屈撓せず、臣は東郭牙に如かず、請ふ擧げて大諫の官とせん、此の五子は、賢才なり、夷吾は一も如かざるなり、然れども、夷吾は別に期する所あり、五子に代るも、五子に倣はず、君若し齊國を治め、兵を強くするのみを欲せば、五子に委任して足る、若し天下の霸王たらんと欲せば、夷吾此に在りと、桓公曰く善し、

王言第二十一 内言四
此篇は闕亡す、

霸形第二十二 内言五
霸者の形容を陳述す、

桓公在位、管仲隰朋見、立有間、

有二鴻飛而過之。桓公歎曰：仲父，今彼鴻鵠，有時而南，有時而北，有時而往，有時而來，四方無遠，所欲至而至焉。非唯有羽翼之故，是以能通其意於天下乎？管仲隰朋不對。

桓公は上席に在り、管仲と隰朋と見ゆ、立つこと問ありて、二羽の鴻飛び過ぐ、桓公見て嘆じて曰く、仲父よ、今彼の鴻鵠は時ありて南に飛び、時ありて北に飛ぶ、時ありて往き、時ありて來る、四方遠きなく、至らんと欲する所は至る、唯だ羽翼ある故に、其意を天下に通ずるに非ずや、管仲隰朋は黙して對へず、鴻鵠 鴻は雁の大なもの、俗に之を「ヒシクヒ」といふ、鵠は白毛にて鷺に似たるもの、俗に之を「クハヒ」といふ、

桓公曰：二子何故不對？管子對

言して、寡人に教へざれば、寡人耳あるも、安んぞ道を聞て、計度することを得んや、管子對て曰く、君若し霸王たらんと欲し、大事を舉んとせば、必ず其本根なる事に從へ、

桓公變躬遷席拱手而問曰：敢問何謂其本？管子對曰：齊國百姓公之本也。人甚憂飢而稅斂重，人甚懼死而刑政險，人甚傷勞而上舉事不時，公輕其稅斂，則人不憂飢，緩其刑政，則人不懼死，舉事以時，則人不傷勞。

桓公は躬を變じ動かし、席を遷して、手を拱て問ひて曰く、敢て問ふ、何を其本と謂ふや、管子對て曰く、齊國の百姓は、公の本なり、人は甚だ飢を憂ふ、而して稅斂重し、人は甚だ死を懼る、而して刑政峻險なり、人は甚だ勞を傷む、而して上の事を舉る時ならず、公は其稅斂を輕くすれば、人は飢を憂へず、其刑政を緩

曰：君有霸王之心，而夷吾非霸王之臣也，是以不敢對。桓公曰：胡爲然？蓋不當言，寡人其有鄉乎？寡人之有仲父也，猶飛鴻之有羽翼也，若濟大水有舟楫也，仲父不一言教寡人，寡人之有耳，將安聞道而得度哉？管子對曰：君若將欲霸王舉大事乎，則必從其本事矣。

桓公曰く、二子は何の故に對へざるか、管子對て曰く、君は霸王の心ありて、夷吾は霸王の臣に非るなり、是を以て敢て對へず、桓公曰く、胡爲れぞ然るや、蓋ぞ言ふ可らざらん、寡人が向ふ所ありて、覇を説くに足らざるか、寡人の仲父あるや、猶ほ飛鴻の羽翼あるがごとし、大水を濟りて、舟楫あるが如し、仲父一

桓公曰：寡人聞仲父之言，此三者聞命矣，不敢擅也。將薦之先君，於是命百官有司，削方墨筆，明日皆朝於大廟之門，朝定，令於百吏使稅者百一鍾，孤幼不刑，澤梁時，縱關譏而不征，市書而不賦，近者示之以忠信，遠者示之以禮義，行此數年，而民歸之，如流水。

桓公曰く、寡人は仲父の言を聞きたり、稅を輕くし、刑を緩くし、事を舉ぐるに時を以てす、此の三者は、命を聞く、敢て擅にせざるなり、之を先君に薦めて、之を定めんとす、是に於て百官有司に命じ、方板を削

り、筆に墨して、管仲の言を書し、明日大廟の門外なる參拜所に詣り、定めて百吏に令す曰く、税は百石にして一鍾を取り、孤幼のものは刑を加へず、澤梁には時に従ひ、禁を開き縦にせしむ、關門は讒察して征稅せず、市中は商賈の姓名と其販賣する物とを書して、税を賦せず、近き者は之に示すに忠信を以てし、遠きものは之に示すに禮義を以てすと、之を行ふこと數年にして、民の歸服し來るものは、流水の如し、一鍾、鍾は六斛四斗なり、○關讒、關を設け、往來の人を讒察するなり、

此其後、宋伐杞、狄伐邢、衛桓公不救、裸體紐胸、稱疾、召管仲曰、寡人有千歲之食、而無百歲之壽、今有疾病、姑樂乎、管子曰、諾、於是令之縣鍾磬之棖、陳歌舞、竽瑟之樂、日殺數十牛者、數旬、群臣進諫曰、宋伐杞、狄伐邢、衛

君不可不救

此れ其後に、宋は杞を伐つ、狄は邢と衛とを伐つ、桓公救はず、裸體にして、胸に紐を束ね、痛みある容をして、疾と稱し、管仲を召して曰く、寡人に千歳の食あり、而して百歳の壽なく、今や疾病あり、姑らく樂しまんか、管子曰く諾、是に於て鍾磬の棖を懸けて、歌舞や竽瑟の樂を陳せしめて、日夜に數十の牛を殺し、飲食すること數旬なりしかば、群臣進み諫めて曰く、宋は杞を伐ち、狄は邢と衛とを伐つ、君は救はざる可らず、

鍾磬之棖、鍾磬を卷きて、絲を絡ふものを棖といふ、○竽瑟、竽は籥をいふ、瑟は大琴二十五絃なり、

桓公曰、寡人有千歲之食、而無百歲之壽、今又疾病、姑樂乎、且彼非伐寡人之國也、伐鄰國也、子無事焉、宋已取杞、狄已拔邢、衛矣、桓公起行、筍簾之間、管子

從、至大鍾之西、桓公南面而立、管仲北鄉對之、大鍾鳴、

桓公曰く、寡人は千歳の食あり、百歳の壽なし、今又疾病す、姑く樂まんか、且つ彼れ寡人の國を伐つにあらず、隣國を伐つなり、子等は救ふことをいふ無れと、宋は已に、杞を取り、狄は已に邢と衛とを拔きたり、桓公起て筍簾(樂器を陳する具)の間に行き、管子之に従ひ大鍾の西に至る、桓公は南面して立てり、管仲は北面して、之に對し立つ、既にして大鍾鳴り、音樂始まる、

桓公視管仲曰、樂夫、仲父、管子對曰、此臣之所謂哀、非樂也、臣聞之、古者之言樂、於鍾磬之間者、不如此、言脫於口、而令行乎天下、游於鍾磬之間、而無四面兵革之憂、此臣之所謂哀、非樂

也、桓公曰、善、於是伐鍾磬之縣、併歌舞之樂、宮中虛無人、

桓公は管仲を視て曰く、樂しきかな、仲父よと、管子對て曰く、此れ臣の所謂哀なり、樂しみに非るなり、臣之を聞く、古人の樂を鍾磬の間に言ふものは、此の如くならず、言は口より脱すれば、令は天下に行はる、鍾磬の間に游んで、四面兵革の憂なし、今は之に反す、臣の所謂哀なり、樂しみに非るなり、桓公曰く善しと、是に於て鍾磬の懸りたるものを伐り落し、歌舞の樂を併去し、宮中は虚にして人無し、併、併は讀んで屏となす、屏は一は併に作るあり、屏け去ることをいふなり、

桓公曰、寡人已伐鍾磬之縣、併歌舞之樂、矣、請問所始於國、將爲何行、管子對曰、宋伐杞、狄伐邢、衛、而君之不救也、臣請以慶、臣聞之、諸侯爭於疆者、勿與分

於疆、今君何不定三君之處哉

桓公曰、寡人は已に鍾磬の懸けたるを伐り落し、歌舞の樂をしりぞけたり、國に始め行ふ所は、何を爲んか、管子對て曰く、宋の杞を伐つ、狄の邢衛を伐つに、君は之を救はざるなり、臣之を慶賀す、臣聞く諸侯の疆に争ふものは、與に疆に分ち取ること勿れ、今君は何ぞ三君(杞邢衛)の處を定めざるや、

於是桓公曰、諾、因命以車百乘、卒千人、以緣陵封杞、車百乘、卒千人、以夷儀封邢、車五百乘、卒五千人、以楚丘封衛、桓公曰、寡人已定三君之居處矣、今又將何行、管子對曰、臣聞諸侯貪於利、勿與分於利、君何不發虎豹之皮、文錦、以使諸侯、令諸侯以

縵帛鹿皮報

是に於て桓公曰く、諾と、因て命じて車百乘卒千人を以て、緣陵に杞を封ず、車百乘卒千人を以て、夷儀に邢を封ず、車五百乘卒五千人を以て、楚丘に衛を封ず、桓公曰く、寡人は既に三君の居處を定む、今又何に行はんとす、管子對て曰く、臣聞く諸侯は利に貪る、與に利を分ち取ること勿れ、君何ぞ虎豹の皮及び文錦を諸侯に與へ、諸侯をして縵帛鹿皮を贈り來らしめざるや、

桓公曰、諾、於是、以虎豹皮文錦、使諸侯、諸侯以縵帛鹿皮報、則令固始行於天下矣、此其後楚人攻宋鄭、燒燔熯焚鄭地、使城壞者不得復築也、屋之葺者不得復葺也、令其人喪雌雄、居室如鳥鼠處穴、要宋田、夾塞兩

川、使水不得東流、東山之西、水深滅堦、四百里而後可田也

桓公曰く諾と、是に於て虎豹の皮と文錦とを以て、諸侯に使ひす、諸侯は縵帛と鹿皮とを以て報ず、令は始めて天下に行はる、此れ其後に、楚人は宋鄭を攻め、鄭の地を燒き、城の壞れたるものは、復た築くを得ず、屋の燒けたるものは、復た葺くを得ず、其人民は雌雄(夫婦)を喪ふ、居室は鳥や鼠と穴を同くす、宋田の左右の川を夾み塞ぎ、水をして東流せざらしめ、東山の西は、水深くして、堦垣を滅する洪水とならしむ、四百里を距りて後に、田を耕すべし、其水害甚だ廣し、燒燔熯焚、此四字は燒くことを重言す、

楚欲吞宋鄭、而畏齊、曰、思人衆、兵彊、能害己者、必齊也、於是乎、楚王號令於國中曰、寡人之所明於人君者、莫如桓公、所賢於人臣者、莫若管仲、明其君而賢

其臣、寡人願事之、誰能爲我交、齊者、寡人不愛封侯之君焉

斯くして楚は宋と鄭とを呑まんと欲す、而も齊を畏る、曰く、人衆多く、兵士強くして、楚を害するに足る者は、必ず齊なりと、是に於て、楚王は國中に號令して曰く、寡人の國は人君にて明なる者は、桓公に如くなし、人臣にて賢なるものは、管仲に如くなし、若しも其君を聰明にして、其臣を賢能にするものあらば、寡人願くは之に事へん、誰か能く我が爲に齊に交るものぞ、寡人は之を封じ、諸侯の君とすることを吝まざるなり、

於是、楚國之賢士、皆抱其重寶、幣帛、以事齊、桓公之左右、無不受重寶、幣帛者、於是、桓公召管仲、曰、寡人聞之、善人者、人亦善之、今楚王之善寡人、一甚、寡人

不善將拂於道、仲父何不遂交楚哉、

是に於て楚國の賢士は、皆其重寶と幣帛とを抱きて、齊に事ふ、桓公の左右は、重寶と幣帛とを受けざるものなし、是に於て桓公は管仲を召して曰く、寡人之を聞く、人を善くするものは、人も亦之を善くす、今楚王の寡人を善くする一に甚だし、寡人善くせざれば、道に拂らんとす、仲父何を遂に楚に交らざるや、一甚、專一にする甚しといふなり、○拂、戻るなり、

管子對曰、不可、楚人攻宋鄭、燒燔、焚鄭地、使城壞者、不得復築也、屋之燒者、不得復葺也、令人有喪、雌雄、居室如鳥鼠處穴、要宋田、夾塞兩川、使水不得東流、東山之西、水深滅堦、四百里、而後可田也、楚欲吞宋鄭、思人

れ宋鄭を失ふなり、之を禁ずれば、是又楚に信ならざるなり、知を内に失ひて、兵は外に困む、善舉に非るなりと、桓公曰く、善し、然らば之を若何せんや、

管子對曰、請興兵、而南存宋鄭、而令曰、無攻楚、言與楚王遇、至於遇上、而以鄭城與宋水、爲請楚若許、則是我以文令也、楚若不許、則遂以武令焉、桓公曰、善、於是遂興兵、而南存宋鄭、與楚王遇於召陵之上、而令於遇上、曰、毋貯粟、毋曲隄、無擅廢嫡子、無置妾、以爲妻、因以鄭城與宋水、爲請於楚、楚人不許、遂退七十里、而舍、使軍人城鄭南之地、

衆兵彊、而能害己者、必齊也、是欲以文克齊、而以武取宋鄭也、楚取宋鄭、而不知禁、是失宋鄭也、禁之、則是又不信於楚也、知失於內、兵困於外、非善舉也、桓公曰、善、然則若何、

管子對曰、不可、夫れ楚人は宋鄭を攻て鄭の地を燒きて、城の破壞したるものは、復た築くを得ず、屋の燒けたるものは復た葺くを得ず、人民をして夫婦を喪ふあらしむ、居室は荒れて鳥も鼠も穴に處らしむ、宋の田を要して、兩川(睢汴)を夾み塞がしむ、水は東に流るゝを得ず、洪水となり、東山の西は、水深くして垣を滅す、四百里を距りて後に、田を耕すべし、楚は宋と鄭とを呑まんと欲するに、人の多く兵の強くして、己を害するものを思へば、必ず齊ならん、是れ文を以て齊に克ち、武を以て宋鄭を取らんと欲するなり、楚の宋鄭を取るに禁するを知らざる、是

立百代城焉、

管子對曰、請ふ兵を興して南し、宋と鄭とを存立せしめ、令を下して曰はん、楚を攻むることなしと、斯く宣言して楚王と遇はん、其過所に至りて、鄭城を壞らず、宋の水攻を止むることを、楚王に請はん、楚若し許さば、是れ我は文を以て令するなり、楚若し許さざれば、遂に武を以て令せんと、桓公曰く、善し、是に於て遂に兵を興して南し、宋鄭を存し、楚王と召陵の上に會す、乃ち令して曰く、粟を貯ふることを毋れ、隄を曲げて他國の水害を爲す毋れ、擅に嫡子を廢する毋れ、妾を置きて妻とすることなかれ、因て鄭城のこと、宋水のこと、を楚に請ひしかど、楚人は許さず、遂に七十里を退て舍す、軍人を發し、鄭南の地に城きて、百代も壞れざる城を立てしむ、百代城、百代といへども、毀つなきをいふ、一説には、代は伊の誤にて、百仞城といふ、亦可なり、

曰、自此而北、至於河者、鄭自城之、而楚不敢隳也、東發宋田、夾

兩川使水復東流而楚不敢塞也遂南伐及踰方城濟汝水望汝山南致楚越之君而西伐秦北伐狄東存晉公於南北伐孤竹還存燕公兵車之會六乘車之會三九合諸侯反位已霸修鍾磬而復樂管子曰此臣之所謂樂也

桓公は楚王に對して曰く、此より北は河に至るまで、鄭自ら之に城く、楚は敢て之を墜つことなかれ、東は宋田の兩川を夾むものを開發し、水をして東に流れしむ、楚は敢て塞がざるべしと、遂に南伐して、方城の山を踰え、汝水を濟り、汝山を望み、南して楚と越との君を召し致し、西は秦を伐ち、北は狄を伐ち、東は晉公を南地に存立せしめ、北は孤竹を伐ち、還りて燕公を存す、兵車の會六たび、平和の會三たび、諸侯

を九合し、位に反り已に覇たり、鍾磬を修めて、復た樂を爲す、管子曰く、此れ臣の所謂樂なるものなり、此一篇、首尾の照應甚だ明なり、鴻鵠の南北往來を視て、天下を此の如くせんと欲せしに、遂に南は楚越の君を致し、西は秦を伐ち、北は孤竹を伐ち、晉公を存し、燕公を存す、鴻鵠の南北するが如し、始に樂を爲して、管仲哀しみ、終に樂を爲して、管仲樂しむ、文理井然たり、

霸言第二十三 内言六

此言を以て霸道を成すに足る、故に霸言といふ、

霸王之形象天則地化人易代創制天下等列諸侯賓屬四海時匡天下大國小之曲國正之疆國弱之重國輕之亂國并之

暴王殘之僂其罪卑其列維其民然後王之

霸王の形は、天に象どり、地に則とり、教化を美にし、風俗を移して、時代の易る如くにして、天下を創め制し、新造するなり、諸侯の功罪に因りて、之を差等して列す、四海を賓服せしめて、之を來り屬せしむ、時に乘じて天下を匡す、大國は之を小にし、曲邪なる國は、之を正しくし、強き國は、之を弱くす、重き權ある國は、之を輕くす、亂れたる國は、之を併せ、暴虐なる王は、之を殘害して其罪を誅戮し、子孫の賢者を立て、祭祀を守らしめ、其位列を卑くして、人民を維持せしむ、然る後に我は之に王となる、

夫豊國之謂霸兼正之國之謂王夫王者有所獨明德共者不取也道同者不王也夫爭天下者以威易危暴王之常也君人

者有道霸王者有時國修而鄰國無道霸王之資也

夫れ國を豊當にす、之を霸といふ、兼て諸侯の國を正す、之を王といふ、夫れ王者は己れ獨り明にする所あり、人の知るに及ばざるなり、徳行の人と同じくして勝れざるものは、他國を取ることなし、又道の人に勝らざるものは、王者たらざるなり、夫れ天下を争ふものは威力を以て、危殆に易ふるも、威盡れば國危し、是れ暴王の常なり、人に君たるに道あり、霸王たるは、時勢に乗することあるなり、己の國修りて、隣國に道なきは、霸王の資本となるなり、

夫國之存也鄰國有焉國之亡也鄰國有焉鄰國有事鄰國得焉鄰國有事鄰國亡焉天下有事則聖王利也國危則聖人知矣夫先王所以王者資鄰國之

舉不當也、舉而不當、此鄰敵之
所以得意也、

夫れ我が國の存立するは、隣國の弱小なるに因る、我
國の亡ぶるも、隣國の強大なるに因る、故に隣國有り
といふなり、又隣國に何か事あるときは、彼れに得る
所あり、又亡ふ所あり、彼れに亡ふ所あれば、我國に
得る所あり、彼に得る所あれば、我に亡ふ所あるな
り、天下に事あるは、聖王の利する所となる、諸侯の
國危ふきときは、聖人先づ之を知る、夫れ先王の玉た
る所以は、隣國の事を舉げて、理に當らざるを見て、
我之に乗ず、之を資本とす、事を舉げて當らざるは、
此れ隣敵の意を得る所なり、

夫、欲用天下之權者、必先布德、
諸侯是故先王有所取、有所與、
有所訓、有所信、然後能用天下
之權、夫、兵幸於權、權幸於地、故、
諸侯之得地利者、權從之、失地

利者權去之、夫、爭天下者、必先
爭人、明大數者、得人、審小計者、
失人、得天下之衆者、王得其半、
者、霸、

夫れ天下の權を用ひんと欲する者は、必ず先づ德を
諸侯に布く、是の故に先王取る所あり、與ふる所あ
り、訓る所あり、信る所あり、然る後に能く天下の權
を用ゆ、夫れ兵は權の重きに因り幸ひあり、權は地の
廣大なるに由り幸ひあり、故に、諸侯の地の利を得
て、廣大にして財貨多ければ、權も之に従ふ、地の利
を失ふものは、權之を去る、夫れ、天下を得んと、争ふ
ものは、必ず先づ人を争ひて、歸服せしむる、大數を
明にするものは、人心を得、小計を審にするものは、
人心を失ふ、天下衆人の心を得るものは、王となり、
其半を得るものは、霸となる、
誑は屈なり、信は伸なり、

是故、聖王卑禮、以下天下之賢、

而王之均分、以鈞天下之衆、而
臣之、故貴爲天子、富有天下、而
伐不謂貪者、其大計存也、以天
下之財、利天下之人、以明威之、
振合天下之權、以遂德之行、結
諸侯之親、以姦佞之罪、刑天下
之心、因天下之威、以廣明王之
伐、攻逆亂之國、賞有功之勞、封
賢聖之德、明一人之行、而百姓
定矣、

是の故に、聖王は禮を卑くして、天下の賢に下り、之
に王となる、均一に平分して、天下の衆を鈞り取り、
之を臣とす、故に貴きこと、天子と爲り、富は天下を
有つて、代これと食ると謂はず、其大計存すればな
り、是れ大數に明なる、天下の財を以て天下の人を利

す、明顯なる威力を、振ひ耀して、天下の權を合せて、
之を總攬するなり、遂德の行を以て、諸侯の親を結
び、姦佞の罪を以て、天下の心を刑す、天下の威に因
りて、明王の征伐を廣め、逆亂の國を攻めて、有功の
勞あるものを賞し、賢聖の徳あるものを封ず、天子一
人の行ふ所を、明に民に示せば、百姓之に則りて安定
す、
伐は代の誤りなり、世といふ意なり、○遂德 成徳と
いふごとし、○因 天下之威 天下の諸侯に命じ、其
威に因る、

夫先王取天下也、術術乎大徳、
哉、物利之謂也、夫使國常無患、
而名利並至者、神聖也、國在危
亡、而能壽者、明聖也、是故先王
之所師者、神聖也、其所賞者、明
聖也、夫一言而壽國、不聽、而國

亡若此者大聖之言也

夫れ先王の天下を取るや、術々として、心に憂ふる大徳なるかな、是れ民の其所を得ざるものを憂へて、物をして利を得しむるを謂ふなり、夫れ國家常に患ひなくして、名譽と利益と、並に至らしむるは、神聖なり、國は危亡に在りて、能く壽久ならしむるは、明聖なり、是故に、先王の師とする所は神聖なり、其賞する所は明聖なり、夫れ一言にして國家を壽久ならしめ、之を聽かざれば國亡ぶ、此の如きものは、大聖人の言なり、

術々乎 術は讀で恤となす、恤々とは憂ふる貌なり、○能壽 壽は存することをいふなり、久と訓す、

夫明王之所輕者馬與玉其所重者政與軍若失主不然輕與人政而重予人馬輕予人軍而重與人玉重宮門之營而輕四竟之守所以削也夫權者神聖

之所資也獨明者天下之利器也獨斷者微密之營壘也此三者聖人之所則也

夫れ明王の輕んずる所のものは、馬と玉となり、其重んずる所のものは、政と軍となり、道を失ふ君の如きは然らず、人に政を與ふことを輕んじて、人に馬を予ふことを重んず、人に軍を與ふことを輕んじて、人に玉を與ふことを重んず、宮門の營を重んじて、四境の守を輕んず、夫れ權は神聖の資本とする所、神聖といへども、權なくば爲すことあるを得ず、獨明は世に知らざるを己れ獨り知ることにて、是は天下の利器なり、獨斷は機密の營壘にして、人に知らしめざるなり、此の權と、獨明と、獨斷との三の者は、聖人の則とする所なり、

聖人畏微而愚人畏明聖人之憎惡也内愚人之憎惡也外聖

人將動必知愚人至危易辭聖人能輔時不能違時智者善謀不如當時精時者日少而功多

聖人は能く吉凶の先兆を知る、故に、微に隠れたるものを畏る、愚人は火に近くして熱を知り、氷を履で寒を知る故に明に現れたるものを畏る、聖人の憎惡するは、之を口に發せず、己むなくして刑す、故に内といふ、愚人は之を口に發し、人の聞かざるを恐る、故に外といふ、聖人は事機の動かんとするを必ず知る、愚人は事の危きに至りて、往日の辭を易へて、過を文るのみ、聖人は時を見て、之に乗じ功を成す、時に違ひて、功を立ること能はざるなり、智者は善く謀るも時に當り、其勢に乗ずるに如かざるなり、時勢を精しく知るものは、日數を費さずして成功多きなり、

夫謀無主則困事無備則廢是以聖王務具其備而慎守其時以備待時以時與事時至而舉

兵絶堅而攻國破大而制地大本而小標塞近而攻遠以大牽小以強使弱以衆致寡德利百姓威振天下令行諸侯而不拂近無不服遠無不聽

夫れ謀りて守るなければ困す、事を爲すに備へなければ、廢して成らず、是を以て、聖王は務めて其備を具足し、慎で其時を守る、備を爲して時を待つ、時至れば事を興す、時至れば、兵を擧ぐ、堅固なる險阻を絶り、越えて、敵國を攻め、大國を破りて、其地を裂きとり、本の我國を大にして、標(末)の與國を小にし、近き地を取りて、遠き地を攻む、大を以て小を牽き、強を以て弱を使ふ、衆を以て寡を致す、徳を以て百姓を利し、威は天下に振ひ、令は諸侯に行はれて、遠ひ戻るものなし、近きは服せざるなく、遠きも聽かざるなし、

其備を缺點なく、十分に具足するを云ふ、

○塞。古の地の字なり、○拂。戻と同じ、

夫明主爲天下正理也、按彊助弱、圍暴止貪、存亡定危、繼絶世、此天下之所載也、諸侯之所與也、百姓之所利也、是故天下王之、知蓋天下、繼最一世、材振四海、王之佐也、千乘之國得其守、諸侯可得而臣、天下可得而有也、

夫れ明王の天下を爲るは、理を正すなり、強きを按し、弱を助け、暴を圍ぎ、貪を止め、亡を存し、危きを定む、絶えたる世を繼ぐ、此れ天下の人の尊戴する所なり、諸侯の與する所なり、百姓の利する所なり、是の故に、天下之を王とす、知識は天下を掩ひ蓋ふ、計は一世に最一等とす、材は四海を振ふ、王の佐なり、千乗の國は、其守りを得て、諸侯も臣とするを得べし、

し、天下も得て有すべきなり、
所載 載は讀で載とす、尊ぶことなり、○繼最一世 繼は計と音通にて用ひたり、計略は、一世に最たるをいふなり、○千乘 兵車、千を有する國、即ち大國をいふ、

萬乘之國失其守、國非其國也、天下皆理、已獨亂、國非其國也、諸侯皆令、已獨孤、國非其國也、鄰國皆險、已獨易、國非其國也、此三者亡國之徵也、

萬乘の強大なる國にして、其守を失ふときは、國其國に非るなり、蓋し天下皆理るに、我の國のみ、獨り亂るは、國其國に非るなり、諸侯皆令ひ親しむに、我の獨り孤となるは、國其國に非るなり、隣國は皆險阻あるに、我の國は獨り平易なるは、國其國に非るなり、此の三の者は、亡國の徵候にして、守を失ふ所以なり、

諸侯皆令 令は合の誤りなり、一に覇者の命令に従ふとの説あり、

夫國大而政小者、國從其政、國小而政大者、國益大、大而不爲者、復小、彊而不理者、復弱、衆而不理者、復寡、貴而無禮者、復賤、重而陵節者、復輕、富而驕肆者、復貧、

夫れ國大にして、政事規模小なるものは、政に従ひて國も亦小となる、國は小にして、政の大なるものは、國も亦益す大となる、國大にして政事を爲めざるものは、復た小國となる、強國にして理めず、怠るものは、復た弱國となる、人衆くして、理めざるものは、復た人寡くなる、貴くして、禮なきものは、復た賤しくなる、重くして節制を凌ぐものは、復た輕くなる、富んで驕り肆まくなるものは、復た貧しくなるなり、

故觀國者、觀君、觀軍者、觀將、觀備者、觀野、其君如明而非明也、其將如賢而非賢也、其人如耕者而非耕也、三守既失、國非其國也、地大而不爲、命曰土滿、人衆而不理、命曰人滿、兵威而不止、命曰武滿、三滿而不止、國非其國也、地大而不耕、非其地也、卿貴而不臣、非其卿也、人衆而不親、非其人也、

故に國を觀んとするは、君の賢否を觀る、軍の堅脆を觀んとするものは、大將の良否を觀る、兵備の完否を觀んとするものは、野原の開くか否かを觀る、野開けて國富む、國富めば備全し、其君は聰明なる如くして、明ならず、其將は賢なる如くして、賢に非ず、其人

民は耕作を勉むるが如くして、耕すに非ず、此君と、將と、人と、の三守を、既に失するときは、國も其國に非るなり、地は大なれども、爲めざる、命じて土満といふ、人衆くして理めざる、命じて人満と曰ふ、兵威ありて止めざるは、武滿と曰ふ、三滿して止めざるは國其國に非るなり、地は大にして、耕作せざるは、其地に非るなり、卿貴くして、臣たらざる、其卿にあらざるなり、人衆くして親しまざれば、其人に非ざるなり、皆我の用を爲さざればなり、

夫無土而欲富者憂無德而欲王者危施薄而求厚者孤夫上夾而下直國小而都大者弑主尊臣卑上威下敬令行人服理之至也

夫れ土地を有せずして、富を欲するは、商賈なり、天下道あれば、奇利を博することなし故に憂ふ、徳なくして、王たるは天下之を惡む故に危し、施すこと薄く

して求むる厚きものは孤立なり、人之を親しまざればなり、夫れ上たるもの、小にして、下たるもの大なる、國城の小にして、都邑の大なるとは、其君上たるもの弑せらる、主君は尊くして、臣下は卑しく、上に威ありて、下之を敬す、令は行はれて、人民の服するは、理の至なり、

使天下兩天子天下不可理也一國而兩君一國不可理也一家而兩父一家不可理也

此れ上の主尊臣卑の意を申ね言ふなり、天下をして、兩天子あらしめば、天下は理むべからず、一國にして兩君あらしめば、一國は治む可からず、一家にして兩父あらしめば一家は、治む可からざるなり、

夫令不高不行不搏不聽堯舜之人非生而理也桀紂之人非

生而亂也故理亂在上也

夫れ命令は、高く尊からざれば、行はれず、又専らに一にならざれば、人民聽かざるなり、堯舜の代の民は生れながらにして治るに非ず、桀紂の時の民も、生れながらにして亂るにあらず、皆君上に従ひて、治り又亂るのみ、理亂は上たる人の行に在り、

夫霸王之所始也以人為本本理則國固本亂則國危故上明則下敬政平則人安士教和則兵勝敵使能則百事理親仁則上不危任賢則諸侯服霸王之形德義勝之智謀勝之兵戰勝之地形勝之動作勝之故王之夫善用國者因大國之重以其勢小之因疆國之權以其勢弱

之因重國之形以其勢輕之疆國衆合疆以攻弱以圖霸疆國少合小以攻大以圖王疆國衆而言王勢者愚人之智也疆國少而施霸道者敗事之謀也

夫れ霸王の始むる所は、人を以て本とす、本の民、治まれば、國固し、本亂れば、國危し、故に上明なれば、下敬す、政平なれば、人民安し、士教和げば、兵は敵に勝つ、才能を使へば、百事理まる、仁を親しめば、上危からず、賢に任ずれば、諸侯服す、霸王の形は、德義之に勝つ、智謀之に勝つ、兵戰之に勝つ、地形之に勝つ、動作之に勝つ、故に、之に王たり、夫れ善く國を用ゆるものは、大國の重に因りて、其勢を以て、之を小にす、疆國の權に因り、其勢を以て之を弱くす、重國の形に因りて、其勢を以て之を軽くす、疆國衆くば、強を合せて弱を攻め、以て弱を圖る、疆國少くば、小を合せて、大を攻め、之を滅す、以て王を圖るべし、疆國

衆くして、王勢を言ふものは、愚人の智なり、強國少くして、霸道を施すものは、事を敗る謀なり、智謀の時と違ふを以てなり。

夫神聖視天下之形、知動靜之時、視先後之稱、知禍福之門、強國衆、先舉者危、後舉者利、強國少、先舉者王、後舉者亡、戰國衆、後舉可以霸、戰國少、先舉可以王。

夫れ神聖なる人は、天下の形勢を視て、動くべく靜かなるべき時を知る、先後の宜を視て、禍となり、福となる門を知る、強國の衆きに、先づ事を舉ぐるは危し、衆強國の俱に之を圖るゆゑなり、後に事を舉げて、力を養ひ、敵國の弊を待つは利あり、強國の少きに、先づ事を舉るものは、王となる、後に事を舉るものは亡ぶ、人に制せらるゝゆゑなり、戰國の衆きときは、後舉のもの、覇となるべく、戰國の少きは、先づ舉

文武具滿徳也、

夫れ王者の心、方正といへども、未だ最たらず、位を賢に譲らず、賢人あるもこれを録せず、但衆人を選ぶ、是れ中心に王たるを圖るも、眞王の徳なくして大賚の位を貪るものなり、是を以て、王者の形は、大なること下に述ぶるが如し、夫れ先王の天下を争ふや、方正の心を以てし、天下を立るや、整ひ齊ふを以てし、天下を治るや、平易を以てす、政を立て令を出すは、人道に合ふを以てす、爵祿を施すは、地道の私なきを以てし、大事を舉るには、天道を用ひ、善に福して、淫に禍す、是故に、先王の征伐するや、逆なるものを伐つて、順なるものを伐たず、險なる政を爲すものを伐て、平易なる政を爲すものを伐たず、強暴なるものを伐つ、微弱なるものを伐たず、四封の内は、正直を以て、之を使ふときは民服す、諸侯の會に、權して以て、之を致す、近くして服せざるものは、地を削り、之を患へしめて服せしむ、遠くして聽かざるものは、刑を以て、之を危くす、服聽せざるに專一なるとき、之を伐つは、武なり、服すれば之を舍し釋くは、文なり、文武の道、其身に具滿するは徳なり、

るもの、王たるべし、夫王者之心、方而不最、列不讓、賢賢不齒、第擇衆、是貪大物也、是以王之形、大也、夫先王之爭天下也、以方心、其立之也、以整齊、其理之也、以平易、立政、出令、用人道、施爵祿、用地道、舉大事、用天道、是故、先王之伐也、伐逆不伐、順、伐險、不伐、易、伐過、不伐、不及、四封之内、以正使之、諸侯之會、以權致之、近而不服者、以地患之、遠而不聽者、以刑危之、一而伐之、武也、服而舍之、文也、

方心。方正なる心、○以權致之。權は輕重の在る所を謀る、之を招き致すに、内外の宜を知るをいふ、○一而伐之。頑固に專一にして、命を用ひざる時は、之を伐つ、○過は強なり、不及は弱なり、夫輕重疆弱之形、諸侯合則疆、孤則弱、驥之材、而百馬伐之、驥必罷矣、強最一伐、而天下共之、國必弱矣、強國得之也、以收小、其失之也、以恃疆、小國得之也、以制節、其失之也、以離疆、夫國小大有謀、疆弱有形、服近而疆遠、王國之形也、

夫れ輕重と、強弱との形は、諸侯合へば強く、孤となれば弱し、驥(千里馬)の材にして、百馬之に代りて、馳するときは、驥といへども必ず能る、強は一代に最たるも、天下共に之を攻むれば、其國必ず弱くなる、

強國の強を得るは、小國を收むるを以てなり、其之を失ふは、強を恃むを以てなり、小國の存在するを得るは、節を折り、大國に事ふるを以てなり、其之を失ふは、強國に離るるを以てなり、夫れ國の大小によりて謀あり、強弱によりて形あり、近き國を服して、遠き國の事を強むるは、王國の形なり、百馬伐之。伐は代の誤り、百馬代り馳せて、驥と疾きを争ふ、○最一伐。伐は代の誤りにて、一世に最たるをいふ、○制節。制は折に作るべし、折節とは屈服することなり、○離強。強國に離れて孤立するなり、

合小以攻大、敵國之形也、以負海、攻負海、中國之形也、折節、事疆、以避罪、小國之形也、自古以至今、未嘗有先能作難、違時易形、以立功名者、無有常先作難、違時易形、無不敗者也、

小國を合せて、以て大國を攻む、敵國の形なり、敵國とは國力匹敵するをいふ、負海を以て、負海を攻むるは、中國の形なり、節を折り強に事へ、以て罪を避くるは、小國の形なり、古より今に至るも、未だ嘗て先づ能く難を作し、時に違ひ、形を易へ、以て功名を立る者は有らざるなり、常に先づ難を作し時に違ひ形を易ふること有る無れ、敗れざるものなし、以負海。蠻夷を以て、蠻夷を攻るをいふ、蠻夷は海を負ひて固めとす、故に、負海といふ、○違時易形。時宜に背き、形勢に戻るをいふなり、

夫欲臣伐君、正四海者、不可以兵獨攻而取也、必先定謀慮、便地形、利權稱、親與國、視時而動、王者之術也、

夫れ臣の君を伐ちて、四海を正さんと欲するものは、兵を以て、獨り攻て取る可らず、必ず先づ謀慮を定め、地形を便にし、威權を利して、與國に親しみ、時を視て動く、是れ王者の術なり、

夫先王之伐也、舉之必義、用之必暴、相形而知可、量力而知攻、攻得而知時、故先王之伐也、必先戰而後攻、先攻而後取地、故善攻者、料衆以攻衆、料備以攻備、以衆攻衆、衆存不攻、以食攻食、食存不攻、以備攻備、備存不攻、釋實而攻虛、釋堅而攻脆、釋難而攻易、

夫れ先王の征伐するや、之を舉るには必ず義に由る、征伐を用ゆるは必ず暴國においてす、形勢を観察して、其攻む可きを知る、彼の兵力を量りて、攻む可きを知る、徳の攻むべきを攻めて時を知る、故に、先王の征伐は、兵力均しければ、先づ戦ひ、我の力の餘あるときは之を攻む、先づ攻めて、後に地を取る、故に

善く攻むる者は、敵の衆を料り、彼我の衆よりも、少なれば之を攻む、敵の食を料り、彼は我食より少なれば、持重して戦はず、所謂兵糧攻を爲す、衆を以て衆を攻むるも、彼に衆存すれば攻めず、食を以て食を攻るも、彼に食存すれば攻めず、備を以て備を攻るも、彼に備へ存すれば攻めず、敵の實を釋て、虚なる所を攻め、彼の堅固なる所を釋て、脆弱なる所を攻む、難きは釋て、易きを攻るなり、料備以攻備。敵の備を料り、備全からざれば、其備へざる所を攻るなり、

夫搏國不在敦、古理世不在善、攻霸王不在成、曲夫舉失而國危、刑過而權倒、謀易而禍反、計得而疆信、功得而名從、權重而令行、固其數也、

夫れ國民を聚合するは、古道を厚くするに在らず、權重を得るに在り、一世を治むるは、善く敵を攻むるに

在らず、霸王たるは小事を成すに在らず、夫れ舉措誤りて、國家危く、刑罰過るときは、權威仆る、謀こと易々たるは、禍ひ反て身に及ぶ、計略得て強威伸び、功を得て、名譽従ひ來る、權威重くして、命令行はる、之れ固より理數なり、

○強信 強國の威光の伸ることにて、信は伸と同じ、○曲は小なり、○舉措は處置なり、

夫爭彊之國、必先爭謀、爭刑、爭權、令人主一喜一怒者、謀也、令一國一輕一重者、刑也、令兵一進一退者、權也、故精於謀、則人主之願可得而令可行也、

夫れ強を争ふ國は、必ず先づ謀略を争ひ、形勢を争ひ、權力を争ふ、人君をして謀を得れば、喜び、謀失へば怒らしむ、形勢を得れば、國威重く、之を失すれば國威は輕からしむ、權重ければ、兵を進め、權輕ければ

惡而實寡、歸者彊、擅破一國、彊在後世者、主擅破一國、彊在鄰國者亡、

夫れ神聖は天下の形勢を視て、世の謀る所を知る、兵の攻る所を知る、地の歸する所を知る、令の加ふる所を知る、夫れ兵は、世人の共に惡む所を攻めて、私かに其利を收む、此れ隣國の親しまざる所なり、隣國も其滅ざるを恐るればなり、威權は惡む所の國を動かして、實利を歸し取ることの寡きは、其國強となる、未だ霸王たらず擅に一國を破りて、子孫の能く其強きを守り、後世に繼續するものは、王となる、擅に一國を破るも、我において、仁政を行はず、其地の民は、隣國に歸し、強きこと隣國にあれば、我國は亡滅す、

問第二十四 内言七

此は、國を爲るものの察問すべき所を陳ぶ、

は兵を退くるなり、故に謀を精くすれば、人主の願ふ所を得て、令も行はる、

精於刑、則大國之地可奪、彊國之兵可圍也、精於權、則天下之兵可齊、諸侯之君可朝也、

形勢に精熟すれば、好を結び、又兵を出すも、宜を得て、強大の國といへども、其地を奪ふべく、其兵も禦ぐべきなり、權を收むる道に、精熟すれば、天下の兵を整齊して、敢て亂を爲さざらしむ、諸侯の君も、來朝せしむべきなり、

精於刑 刑は形の誤にて、古文往々此弊あり、前文の刑も形とすべきなり、

夫神聖視天下之形、知世之所謀、知兵之所攻、知地之所歸、知令之所加矣、夫兵攻所憎而利之、此鄰國之所不親也、權動所

凡立朝廷、問有本紀、爵授有德、則大臣興義、祿予有功、則士輕死、節上帥士、以人之所戴、則上下和、授事以能、則人上功、審刑當罪、則人不易訟、

凡そ朝廷の位に立て、下に問はんとするは、根本の綱紀あるべし、爵位は有徳の人に授くれば、大臣たるものも、皆義に興起するなり、祿俸は有功の人に予れば、士たるもの、節に死することを輕くす、上の士を帥るに、人の戴き仰ぐ所の、忠信廉直の屬を以てすれば、上下一和す、事を授くるに、才能の人を以てすれば、人々功の成るを貴ぶ、刑を審にし、罪に當るときは、人々訟を輕易にせざるなり、

無亂社稷宗廟、則人有所宗、毋遺老忘親、則大臣不怨、舉知人急、則衆不亂、行此道也、國有常

經、人知終始、此霸王之術也、然後問事、事先大功、政自小始、

社稷土穀之神と、宗廟祖先の靈とを、祭る所を亂るなれば、民も亦之に倣ひて本宗とす、國神國祖の尊敬すべきを知るなり、老人を棄る無く、親を忘るゝなれば、大臣も安心して、怨むことなし、人の急に困む所を知りて、之を救ふ事を舉行するときは、衆人皆欲する所を得て、亂を起すことなし、此道を行ふ、國に常法あり、人々事の終始あるを知る、此れ霸王の術なり、然る後に、事を問ふ、事は大功あるものを賞するを先とし、利害の小なるものは、人情の輕忽に爲し易きものゆゑ、政は小なるものより、問ひを始む、

問、死事之孤、其未有田宅者、有乎、問、少壯而未勝甲兵者、幾何人、問、死事之寡、其餼廩何如、問、國之有功、大者何、官之吏也、問、國事に死するもの、孤即ち遺子にして、其田宅

あらざるものは有るか、又問ふ、少壯にして、疾病ありて、甲冑を着するに、任ざるものは幾何の人員あるか、又問ふ、事に死するもの、寡婦にして、其俸米を給するは何如ん、又問ふ、國の功ある大なるものは、何の官の吏人なるか、
餼廩 腥肉を餼といひ、俸米を廩といふ、

問、州之大夫也、何里之士也、今吏亦何以明之矣、問、刑論有常、以行不可改也、今其事之久留也、何若、問、五官有度制、官都其有常斷、今事之稽也、何待、

州の大夫に問ふ、汝の推舉する所は、何の里の士なるか、今これを吏とするに、亦何を以て其才能を明にするか、問ふ、五刑の論は、常法ありて行ふ、改む可らざるなり、今其事を決せずして、久しく留むるは、何若んと、又五屬大夫に問ふ、官には制度あり、其都邑に、官するものも、常制の斷決あり、今事を決せず、稽留

するは、何を待つか、

問、獨夫、寡婦、孤寡、疾病者、幾何人也、問、國之棄人、何族之子弟也、問、鄉之良家、其所收養者、幾何人矣、問、邑之貧人、債而食者、幾何家、

問ふ、獨夫として妻もなく、子もなきもの、寡婦として、夫なきもの、孤寡として夫もなく、子もなく、固より父母も亡きもの、疾病として醫となり瘥となるもの、其數は幾何あるか、之を振ひ恤まんとするなり、又問ふ、國の遺棄したる、浮浪のものは、何族の子弟なるか、又問ふ、郷の良家の、貧民を收養する、幾何人あるか、又問ふ、邑里に在りて、富家より負債して生活するものは、幾何家あるか、

問、理園圃而食者、幾何家、人之開田而耕者、幾何家、士之身耕

者、幾何家、問、鄉之貧人、何族之別也、

問ふ、園圃を理めて、生活するもの幾何家あるか、人の草田を開墾して、耕すものは、幾何家あるか、士の貧にして、學ぶこと能はず、身から耕作するものは、幾何家あるか、皆之を振ひ恤まんとするなり、問ふ、郷の貧人は、何族の別れなるか、其本宗をして、之を收め恤ましめんとす、

問、宗子之收昆弟者、以貧從昆弟者、幾何家、餘子仕而有田邑、今入者幾何人、子弟以孝聞於鄉里者、幾何人、餘子父母存不養而出離者、幾何人、士之有田而不使者、幾何人、吏惡何事、士之有田而不耕者、幾何人、身何

事

問ふ、宗子の兄弟の厄介を收め養ふもの、又宗子衰微して兄弟の厄介たるもの、幾何家あるか、嫡子にあらざる、餘子即ち二男三男の仕官して、田邑を有つもの、今は嫡子死し、入りて本宗を繼ぐもの、幾何人あるか、子弟の孝行を以て、郷里に評判あるものは、幾何人あるか、餘子の父母存するに、養はずして、分離し別居するもの幾何人あるか、士の田ありて、使はざるもの、幾何人あるか、而して吏は此人の何事を惡みて使はざるか、又士の田ありて、耕へざるもの、幾何人あるか、而し其身は何を事とするか、宗子。嫡子にして、其家を繼ぐ、本家の總領のことなり、○餘子。二男三男にて、嫡宗の厄介なるもの、俗に云ふ房住なり、君臣有位、而未、有田者、幾何家、外人之來從、而未、有田宅者、幾何家、國子弟之游于外者、幾何人、貧士之受責、於大夫者、幾何

人、官賤、行書、身士、以家臣、自代者、幾何人、官承吏、無田、而徒理事者、幾何人、群臣有位、事官大夫者、幾何人、

群臣の位ありて、未だ田あらざるは幾何人あるか、外人の來り徙りて、未だ田宅あらざるものは、幾何家あるか、國の子弟の、國外に游ぶもの、幾何人あるか、貧士の債を、大夫に受るもの、幾何人あるか、官賤しくして、文書を行爲し、賃を收るもの、又身は士に在るも、文書を能くせず、家臣を代理となさしむるもの、幾何人あるか、皆薄徳無能のものゆゑに、之を問ふなり、又問、官の長吏の命を奉承する、雇吏の如きものにて、田祿なく、餼俸なくして、徒に事を理るもの、幾何人あるか、群臣の朝廷に於て、列位あり、職事ありて、大夫に官するもの、幾何あるか、君臣有位。君は群の誤なり、○來從。來徙の誤なり、○受責於大夫。責は古へ債と同じ、大夫の人心を得んとするもの、貧士に施すあり、

外人來遊、在大夫之家者、幾何人、鄉子弟力田爲人、率者、幾何人、國子弟之無上事、衣食不節、率子弟、不田、弋獵者、幾何人、男女不整齊、亂鄉子弟者、有乎、

外國の人、來遊し、大夫の家に在るもの、幾何人あるか、其威權の盛なるを觀ぐが爲にす、又郷の子弟の、田を耕すを勉め、人の率先たるもの、幾何人あるか、國の子弟、上に事へず、使令に供せず、衣食に吝り、子弟を率先して、田を勉めず、唯だ弋し、獵すること、好むものは、幾何人あるか、男女禮を以て交らず、整齊せざるものにして、郷の子弟を惑亂するもの有るか、

問、人之貸米粟、有別券者、幾何家、問、國之伏利、其可應人之急者、幾何所也、人之所害於郷里

者、何物也、問、士之有田宅、身在陳列者、幾何人、餘子之勝甲兵、有行伍者、幾何人、

問ふ、人の粟米を貸して、別に證券あるものは、幾何家あるか、問ふ、國の利益の伏し潜みて、人の用たらざる地は、幾何所あるか、人の郷里の害を爲すものは、何物なるか、問ふ、士の田宅ありて、身は軍隊の列に在るものは、幾何人あるか、二男三男の、甲兵に勝えて行伍にあるものは、幾何人あるか、

問、男女有巧技能、利備用者、幾何人、處女操工事者、幾何人、冗國所開口而食者、幾何人、問、一民有幾年之食也、問、兵車之計、幾何乘、牽家馬、輓家車者、幾何乘、

問ふ、男女の技巧ありて、備用に利するものは、幾何人あるか、處女の工事を操り、綺繡を爲すものは、幾何人あるか、國の冗物となりて、唯だ口を開き、食ふものは、幾何人あるか、問ふ、一民には、幾年の食を貯ふるか、問ふ、兵車の計は幾何乗あるか、私家の馬を牽き、私家の車に駕して、物を駄る、幾何乗あるか、兵車之計。六十四井を旬といふ、長轂一乗を出す、○軌家車。私家の車を、馬の頸に繋ぐ、軌を「クビキ」といふ、

處士修行、足以教人、可使帥衆、莅百姓者、幾何人、士之急難、可使者、幾何人、工之巧、出足以利軍伍、處可以修城郭、補守備者、幾何人、城粟軍糧、其可以行、幾何年也、吏之急難、可使者、幾何人、大夫、疏器、甲兵、兵車、旌旗、鼓

者、何待、鄉師、車輜、造修之具、其繕何若、工尹伐材、用毋於三時、群材乃植、而造器定、冬、完良、備用必足、

帥車に載する所の、器は常に藏む、故に疏藏器といふ、弓弩の張りたるもの、衣に入れたる鉄、即ち刀身や劍鋒、鉤弦即ち弓を開く具、戈戟の葉に入れたるもの、是等は腐げば用ゆべきか、何若ん、其宜しく修むべくして、修めざるものは何を視るか、早速に修むべし、出軍の器と、處藏の器と、起し造るべきに、起さざるは、何を待つか、郷師の兵車牛車、造り修る具は、其補ひ繕ふ如何、工業の長官の、材用を伐らしむるは、春夏秋の三時に於てする毋れ、此時は群木生植して、未だ堅からず、故に伐る可らず、其材を伐るは、必ず冬を以てすべし、凡そ器械は、冬に定めて、之を造らば、其器完良にして、備用必ず充足すべし、

人有餘兵、詭陳之行、以慎國常、

鏡、帷幕、帥車之載、幾何乘、

處士の官に仕へざるもの、品行を修めて、人を教ゆるに足るもの、衆を帥み、百姓に蒞ましむるに足るものは、幾何人あるか、士之急難に使用すべきものは、幾何人あるか、工人の巧にして、出づれば、軍伍に利し、處れば、城郭を修理し、守備に補ふべきものは、幾何人あるか、城の貯ふる、粟と軍中の糧とは、幾何年を支ふ可きか、吏之急難に使用すべきものは、幾何人あるか、大夫の飲食の器具、甲兵や、兵車や、旌旗や、鼓鏡や、帷幕や、帥車の載する所のものは、幾何乗あるか、
鏡。小鉦なり、○帷幕。帷は四方に垂る、幕なり、大將の居る所に用ゆ、○帥車。出軍の時に用ゆる車なり、
疏藏器、弓弩之張、衣夾、鉄、鉤弦、之造、戈戟之緊、其厲何若、其宜、修而不修者、故何視、而造修之、官、出器處器之具、宜起而未起、

時、簡稽、帥馬牛之肥瘠、其老而死者、皆舉之、其就山藪、林澤、食薦者、幾何、出入死生之會、幾何、若夫城郭之厚薄、溝壑之淺深、門閭之尊卑、宜修而不修者、上必幾之、守備之伍、器物不失其具、淫雨而各有處藏、

人に餘りの兵器あるものは、責めて之を行列に陳せしむ、以て國の常法を慎む、時に帥ゆる、馬牛の肥瘠とを簡ひ稽へて、其老て死するものは、皆之を籍に舉げ録す、其山藪や林澤に放ち、牧して薦を食ふもの、幾何ある、牧場に出し、又牧より厩に入るもの、及び死するもの、生るもの、會計は幾何なるか、若し夫れ、城郭の厚薄や、壑の淺深と、門閭の尊卑など、修繕すべきものを、修めざるものは、上に於て之を譏察す、守備の兵は、器物の具を失ふ勿れ、淫雨すれば、器

物を處藏すべし、

問兵官之吏、國之豪士、其急難足以先後者、幾何、夫兵事者、危物也、不時而勝、不義而得、未爲福也、失謀而敗、國之危也、慎謀、乃保國、

兵官の吏に問ふ、國の豪傑なる士にして、其急難に臨み、先後するに足るもの、幾何人あるか、夫れ兵事は危きものなり、時ならずして勝ち、義ならずして得ることとは、未だ幸福とせざるなり、謀を失ひて、敗れるときは危きなり、謀を慎しめば國を保つ、

先後 先となり、後となりて、輔佐することをいふ、問、所以教選人者何事、問、執官都者、其位事幾何年矣、所辟草萊有益於家邑者幾何矣、所封

表以益人之生利者、何物也、

問ふ、其人を教へ、又選ぶものは、何事を以て、問ひ教ゆるか、問ふ、都邑に官するものは、其官位と職事とは幾何年數なるか、草萊を辟らき、家邑に益あるもの、幾何なるか、其事業が人の生活を利するに足るもの、之を表して世に示す、是れ何の事業か、封表 土を起し封じ、標木を立て、揭示することなり、

所築城郭、修牆閉絕、通道阨闕、深防溝、以益人之地、守者何所也、所捕盜賊、除人害者幾何矣、築く所の、城郭又牆を修めて閉絶し、人を入らしめず、道の狭き所、又地の缺けたる所を、通道せしめ、防ぎの溝を深くして、人の地守を益すものは、何の所なるか、盜賊を捕へて、人害を除くものは、幾何あるか、地守 國に事あるとき、藩塞し、路を阻て、行くものを止むるなり、

制地、君曰、理國之道、地德爲首、君臣之禮、父子之親、覆育萬人、官府之藏、疆兵保國、城郭之險、外應四極、具取之地、而市者天地之財具也、而萬民之所和而利、

制地とは、市と關と邊との三を以て、地を制するなり、古の明君曰く、國家を治る道は、地の德を以て首とす、地は萬物を生じて人を養ふ、人は地德に非れば其生を遂ることなし、君臣の禮、父子の親ありて、萬民を覆育す、官府の貨財を藏蓄して、兵を強くし、國を保つ、城郭の險阻に據りて、外は四方の求に應ず、具に之を地取る、地德の大なること、此の如し、而して市は人々其有る所を携へて、市に售る、故に天地の財は、市に具足す、萬民相互に唱和して利する所なり、

正是道也、民荒無苛、人盡地之職、一保其國、各主異位、毋使讒人亂、普而德營、九軍之親、關者諸侯之阨、隧也、而外財之門戶也、萬人之道行也、明道以重告之、征於關者、勿征於市、征於市者、勿征於關、虛車勿索、徒負勿入、以來遠人、十六道同、身外事謹、則聽其名、視其名、視其色、是其事、稽其德、以觀其外、則無敦於權人、以困貌德、國則不惑、行之職也、

是の市の道を正しくするや、民の凶荒に遇ふも、財穀は市に聚り、苛酷の亂擾なし、人々地の職を盡し、財

物生殖す、専ら其國を保つべし、各地には各主ありて、位を異にするも、其宜きに隨ひ、其利を盡す、讒邪の人も、姦才を振ふことなし、地徳普くして、宜しきに從ひ、營み爲る、仇軍といへども亦親しむべし、關は、諸侯の陬の隱なり、他國の財の此より入る所なり、又萬民の行く所の道なり、明かに導きて、禁令を重告す、關に於て、征稅するときは、市に征するなく、市に征するものは、關に征する無し、物を載せざる車は、税を索るなし、徒歩して物を負ふものは、征入を免す、以て遠人を來らす、齊國十六道、皆同じきなり、身外に裝ひ載するもの、侈靡の禁止物なく、謹みたるものは、其名を聽き、其顔色を視て、其正邪を察し、其事を是正し、其徳を考へ、以て其外に見はるものを觀察す、權勢ある人に厚くして、禮貌あり徳行あるものを困屈すること無くば、國は惑亂することなし、國に入る人は、皆正直なるものなり、是れ行旅者を掌る、關吏の職なり、
普而德營 地の徳を普く通じて、人皆地徳に由りて、營爲するをいふ○九軍之親 大國二軍、天子六軍、之を九軍といふ、又一には九を仇に作る、仇軍は我に敵

する兵なり、此説取るべし、○視其名 此三字は行文なり、
問於邊吏曰、小利害信、小怒傷義、邊信傷徳、厚和構四國、以順貌徳、后鄉四極、令守法之官、日行度、必明失經常、
邊境の吏に問ひ曰く、小利を争へば、信を破る、小怒は彼に害せず、却て義を傷ぶる、邊人が信を失ふは、國の徳を傷ぶる、厚く四隣の國を和睦構締して、禮貌徳行に順ひ、後に四方の夷狄に向ひ、之を撫綏す、守法の官に命じて、日々に邊境を巡行して視察し、邊吏經常の法を失するあらば、必ず之を顯明にして、法官をして罪を正さしむ、
和構 和合して、睦まじくすること、構は講に同じく、和ぐことなり○四極 四方の極にて、四裔といふごとし、○鄉 嚮と同じく向ふことなり、

謀失第二十五 内言八

此篇は闕亡す、

戒第二十六 内言九

此は桓公を戒ることを陳す、

桓公將東游、問於管仲曰、我游猶軸轉斛、南至瑯邪、司馬曰、亦先王之游已、何謂也、管仲對曰、先王之游也、春出原、農事之本者、謂之游、秋出補、人之不足者、謂之夕、夫師行而糧食、其民者、謂之亡、從樂而不反者、謂之荒、先王有游夕之業於人、無荒

亡之行於身、桓公退、再拜命曰、寶法也、

桓公は、東方に游ばんとして、管仲に問ひ曰く、我が游は、軸の轂を轉するが如く、運轉して、南の方、瑯邪に至らんとす、司馬曰く、亦先王之游のみと、桓公其意を解せず、管仲に何の謂ひぞと問ふ、管仲對て曰く、先王之游なるものは、春の出る時は、農事の資本なく、種の足らざるものを、原を察して之を救ふ、之を游といふ、秋の出るときは、人力の給らざるものを補ひて、之を夕といふ、夫れ師の衆多の人を從へて行きて、其民の糧食を取り、食ふものは、之を亡といふ、樂に從ひて、反ることを、知らざるは、之を荒といふ、先王は、游夕の人を業るありて、荒亡の行ひを、身においてすることなし、桓公退き、管仲の教を再拜して受く、曰く、是れ寶とすべき良法なり、
軸轉斛 車軸の轂を轉するが如きをいふ、斛と轂と假借音とて、音の同じきを以て、用ゆるなり、○謂之游 君より穀種の足らざるに、資本を與へ、游て歳を卒る意より取るなり、○謂之夕 人力の給らざる

ものに、人力を給す、業を勉めて、夕に至るといふ意
を取るなり、○命は教なり、

管仲復於桓公曰、無翼而飛者、
聲也、無根而固者情也、無方而
富者生也、公亦固情謹聲、以嚴
尊生、此謂道之榮、桓公退、再拜
請若此言、

管仲は、公に復して曰く、君子は言を出して、善なれば千里の外、之に應ず、翼なくして、飛ぶものは、聲なり、思情の相結ぶ、根なくして固きなり、有つなくして富むものは生なり、人生るときは勉る所ありて聚る、死すれば、萬事休す、公亦情を固くし、聲の命令を慎みて嚴に生を尊くせよ、此を道の榮といふ、蓋し桓公は、酒色に淫す、故に生を保つことを戒るなり、桓公退きて、再拜して請ふ此言に若はんといふ、無方、詩經に維鳩方之といふあり、方は有つといふことなり、

管仲復於桓公曰、任之重者、莫若身、塗之畏者、莫如口、期之遠者、莫如年、以重任、行畏塗、至遠期、唯君子乃能矣、桓公退、再拜之曰、夫子數以此言者、教寡人、
管仲は、桓公に復して曰く、任の重きものは、身に若くはなし、萬事萬行一身に負へばなり、塗の畏るべきは、口に若くものなし、禍福榮辱は口より出づ、期限の遠きものは、年に若くものなし、凡そ事は死して後に止む、今や重任を以て畏塗を行き、遠期に至る、實に難きなれども、唯君子は乃ち能すと、桓公退き再拜して曰く、夫子數々此言を以て寡人に教へよ、
管仲對曰、滋味動靜、生之養也、好惡喜怒哀樂、生之變也、聰明當物、生之德也、是故、聖人齊滋

味、而時動靜、御正六氣之變、禁止聲色之淫、邪行亡乎體、違言不存、口靜然定、生聖也、仁從中出、義從外作、仁故不以天下爲利、義故不以天下爲名、仁故不代王、義故七十而致政、

管仲は對て曰く、滋味以て内に供へ、動靜以て外を節す、これ生を養ふなり、好惡喜怒哀樂は、生の常を失ふものにて變なり、聰明にして物事に當るは、生の徳なり、是の故に、聖人は、滋味を齊へて、時に動靜す、好惡喜怒哀樂の、六氣の變を、御正し、聲色の淫を禁止し、邪行は、體に亡く、違言は口に存せず、靜然と恭黙して、生を定むる聖なり、仁は中より出で、義は外より作る、仁なる故に、天下を以て己の利とせず、義なる故に、天下を治るを以て己の名譽とせず、仁なる故に、王に代らず、道を以て之を輔るのみ、義なる故に、年七十に達し始めて政を罷む、身力を盡すことを

是故、聖人上德而下功、尊道而賤物、道德當身故、不以物惑、是故、身在草茅之中、而無憚意、南面聽天下、而無驕色、如此而後、可以爲天下王、所以謂德者、不動而疾、不相告而知、不爲而成、不召而至、是德也、

是の故に、聖人は徳を上とし、功を下とす、道を尊びて、爵祿貨財等の物を賤しむ、道德を以て、一身に充當す、故に、外物の爲に惑はず、是の故に、身は草茅の中に在りて、憚るゝ意なし、南面して天下の政を聽くも、驕る色なし、此の如くにして後に、天下の王たるべし、徳といふ所以は、動かすして其流行する疾し、人々相告げずして、天下の人之を知る、爲さるるに成る、天の萬物を化生することし、召さずして人自

ら至る、是れ所謂る徳の然らしむる所なり、故天不動、四時云下、而萬物化、君不動、政令陳下、而萬功成、心不動、使四肢耳目、而萬物情寡、交多親、謂之知人、寡事成、功、謂之知用、

故に、天は動かさるも、四時の季候は、下に運轉す、而して萬物化生す、君は動かされども、政令は、下に陳布して、萬物は成就す、心は動かされども、手足耳目を使ひて、萬物の情を得、交友は寡くして、親密なるもの多きは、之を人を知るといふ、事は寡くして、成功の多きは、之を用を知るといふ、云下、云は旋るといひ、下に旋轉するをいふなり、聞一言、以貫萬物、謂之知道、多言而不當、不如其寡也、博學而不自反、必有邪、孝悌者、仁之祖、

也、忠信者、交之慶也、内不考、孝弟、外不正、忠信、澤其四經、而誦學者、是亡其身者也、

一言を聞き、誠或は信の一理を以て、萬物を貫くは、之を道を知るといふ、多言にして、理に當らざるは、却て言の寡きに、如かざるなり、博く學んで、自ら身に反求せざるときは、邪曲あるなり、孝悌は、仁の祖なり、忠信は、交際の慶賞なり、内に孝悌を成さず、外に忠信を正しくせざるは、詩書禮樂の四經を、潤澤に誦み學ぶとも、是れ其身を亡ぼすものなり、

桓公、明日弋在廩、管仲隰朋朝、公望二子、弛弓脱鈞、而迎之、曰、今夫鴻鵠、春北而秋南、而不失其時、夫唯有羽翼、以通其意於天下乎、今孤之不得意於天下、非皆二子之憂也、桓公再言、二

子不對

桓公は、其明日に弋とて、矢の先に絲を綴して鳥を射るに、廩として射るときに身を齧ふ、蓬束の大なるものゝ處に在り、管仲と隰朋と、之に朝す、桓公は、二子を望み見て、弓を弛め、鈞を脱し、之を迎へて曰く、今夫れ鴻鵠は、春は北に飛び、秋は南に行く、其時を失はず、夫は唯羽翼ありて、其意を天下に通ずるか、今や孤の意を天下に得ざるは、二子の憂に非るか、と、桓公二度之を言ふに、二子は黙して答へず、

桓公曰、孤既言矣、二子何不對乎、管仲對曰、今夫人患勞而上使不時、人患飢而上重斂焉、人患死而上急刑焉、如此而又近、有色而遠、有德、雖鴻鵠之有翼、濟大水之有舟楫也、其將若君、何、桓公蹙然、遂遁、

桓公曰く、孤は既に言ふ、二子は何ぞ對へざる、管仲對て曰く、今夫れ、人は勞するを患ふるに、上の使役する時あらず、妄りに使ふ、人民は飢を患ふるに、上は重税す、人民は死するを患ふるに、上は刑を急にす、此の如くにして、又有色の美人を近づけ、有徳の賢士を遠ざく、鴻鵠の翼あり、大水を濟る舟楫ありといへども、其れ將た君を若何せんや、桓公は、蹙然と顔色を變じ、遂遁して退却せり、

遂遁、遁は巡と讀む、遂遁は後へ退く貌なり、○蹙然、は驚き懼るなり、管仲曰、昔先王之理人也、蓋人有患勞而上使之、以時、則人不患勞也、人患飢而上薄斂焉、則人不患飢矣、人患死而上寬刑焉、則人不患死矣、如此而近、有德而遠、有色、則四封之内、視君

其猶父母邪、四方之外、歸君其猶流水乎、

管仲曰、昔先王之、人を治るや、蓋し人が勞を患ふるに當り、上は時を定めて之を使ふ、故に人は勞を患へざるなり、人は飢を患ふ、上の收税を薄くするときは、人は飢を患ふ、人は死を患ふ、上は刑を寛にするときは、人は死を患へず、此の如くにして、徳ある賢士を近づけて、女色を遠ざけるときは、四境の内は、君を視ること猶ほ父母のごとし、四方の外より、君に歸する、猶ほ流水のごとし、

公輟射、援綏而乘、自御、管仲爲左、隰朋參乘、朔月三日、進、二子於里官、再拜頓首、曰、孤之聞、二子之言也、耳加聰、而視加明、於孤、不敢獨聽之、薦之先祖、管仲隰朋、再拜頓首、曰、如君之王、此

非臣之言也、君之教也、

桓公は、射ることを輟めて、車の綏を援りて乗り、自ら御者となり、管仲は、左に乗り、隰朋は參乘となる、宮に歸りて、後に齊戒する三日にして、二子を、先君の廟に進め、再拜頓首して曰く、孤の二子の言を聴くや、耳は聰を益し、目は明を益す、孤敢て獨り之を聴かず、之を先祖に薦めん、管仲隰朋は、再拜頓首して曰く、君の如きは、天下の王たらん、此は臣の言に非ず、曩きに陳する所は、君實に之を誘ひ言はしむ、乃ち君の教なり、

孤 諸侯の自稱なり、○朔月 此の兩字は齊一字の誤りなり、○里官 里は菴の誤り、官は宮の誤り、菴宮は先君僖公の廟をいふ、

於是管仲與桓公盟誓爲令、曰、老弱勿刑、參宥而後弊、關幾而不正、市正而不布、山林梁澤以時禁發、而不正也、草封澤鹽者

之歸之也、譬若市人、三年教人、四年選賢、以爲長、五年始興車、踐乘、遂南伐、楚、門傅施城、北伐、山戎、出冬葱、與戎菽、布之天下、果、三匡天子、而九合諸侯、

是に於て、管仲は、桓公と盟誓し、法令を爲りて曰く、老て八十九となるもの、又幼弱なるものは、刑すること勿れ、三たび宥して後に、罪を定む、關は譏察して、征稅せず、市は征して布くせず、多少を量りて、稅を收む、山林や、梁澤は、時を定めて禁止し、放發す、草封として、葱を刈り積みたるもの、又鹽を煮るものも、征せず、民の之に歸するや、市人の市に赴く如し、三年の間は、人を教へ、四年には賢能のものを、選びて民の長とす、五年には、軍を興し、車乘を整へて、遂に南の方、楚を伐ち、門を攻め、城に傳く、又北して、山戎を伐ち、冬葱と戎菽とを、出し取りて、之を天下に頒布したり、果して天下を一匡し、諸侯を九合せり、

正 征と同じ、稅を取るとなり、○幾 譏と同じ、人を察すること、○興、車踐乘、軍を興し、乘を整ふの、誤りなり、○傳、施城、施は於の誤りなり、○戎菽、胡豆といふ、又大豆といふ、○三匡天子、天下を一匡するの誤りなるべし、

桓公外舍、而不鼎饋、中婦諸子、謂宮人、盍不出從乎、君將有行、宮人皆出從、公怒、曰、孰謂我有行者、宮人曰、賤妾聞之、中婦諸子、公召中婦、諸子曰、女焉聞吾有行也、對曰、妾人聞之、君外舍而不鼎饋、非有內憂、必有外患、今君外舍、而不鼎饋、君非有內憂也、妾是以知君之將有行也、

公曰善此非吾所與女及也而言乃至焉吾是以語女吾欲致諸侯而不至爲之奈何

桓公は、外朝に舍して、宮に入らず、鼎を以て、食物を饋らす、其饋盛んならず、中婦諸子は、宮中の取締を爲す女官なり、宮女に謂て曰く、盍ぞ出で、君に従ひ行かざるか、君はいづれに行かんとす、宮女皆出で従はんといふ、桓公怒つて曰く、孰か我れ行くあらんといふものぞ、宮女曰く、賤妾は、之を中婦諸子に聞くと、公は中婦諸子を召して曰く、汝はいづくに、吾れ行くあらんと聞くと、對て曰く、妾久しく之を聞く、君の外舍して、鼎饋せざるは、内憂あるに非ず、必ず外患あらん、今君は、外舍して、鼎饋せざるは、君に内憂あるに非ず、妾是を以て君の行くことあらんとするを知る、桓公曰く、善し、此は吾と汝との謀り及ぶ所にあらず、然れども、女の言乃ち此に至る、吾は是を以て汝に語らん、吾は諸侯を致さんと欲するに、諸侯至らず、之を爲す奈何ん、

妾人聞之、妾久しく之を聞くといふことにて、人は久の誤りならん、

中婦諸子曰、自妾之身不爲人持接也、未嘗得人之布織也、意者更容不審邪、

中婦諸子曰く、妾の身は、人の爲に侍接せざるより、未だ嘗て人より、布も織りものも得たることなし、意ふに、君も諸侯の意を得ぬことありて、諸侯が至らざるならん、これを審かにせざるべけんや、

明日、管仲朝、公告之、管仲曰、此聖人之言也、君必行也、

その明日に、管仲は朝す、桓公之に前段のことを告ぐ、管仲曰く、此は聖人の言と同じ、諸侯を致す事を審かにすべし、君必ずこれを行へ、

管仲寢疾、桓公往問之、曰、仲父

之疾甚矣、若不可諱也、不幸而不起、此疾彼政、我將安移之、管仲未對、桓公曰、鮑叔之爲人、何如、管仲對曰、鮑叔君子也、千乘之國、不以其道予之不受也、雖然、不可以爲政、其爲人也、好善而惡惡、已甚、見一惡、修身不忘、

管仲は、疾に寢ぬ、桓公往て之を問ふ曰く、仲父の疾は甚重し、若し諱む可らず、不幸にして此疾を快起せざれば、彼の政は、我は安くに之を移さんとす、管仲は、未だ對へず、桓公曰く、鮑叔の人となりや何如ん、管仲對て曰く、鮑叔は君子なり、千乗の國も、其道を以て、之に予へずんば、受けざるなり、然りとはいへども、政を爲す可らず、其人となりや、善を好みて、惡を惡む已甚し、一惡を見れば終身忘れず、不可諱、死は人の惡む所ゆゑ、諱て言はず禮なり、

諱む可らずは、死なり、○已甚、太甚といふに同じ、桓公曰、然則孰可、管仲對曰、隰朋可、朋之爲人、好上識、而下問、臣聽之、以德予人者、謂之仁、以財予人者、謂之良、以善勝人者、未有能服人者也、以善養人者、未有不服人者、於國有所不知、政於家有所不知、事必隰朋乎、

桓公曰く、然らば孰か可なる、管仲對て曰く、隰朋なり、朋の人となりや、上識とて前言往行を識り、以て其徳を畜へ、又下に向て、問ふことを好む、臣之を聽く、徳を以て人に予へ、教へて倦まざる、之を仁と謂ふ、財貨を以て人に予ふるもの、之を良といふ、善を以て人に勝つ、才を銜ふもの、未だ能く人を服するものあらず、善を以て人を養ふものは、未だ人を服せざるものあらず、國に於て、政を知らざる所あり、家

に於て事を知らざる所あり、察察の明知を誇らず、寛大にして事に臨む、大臣の度量あるもの、是れ必ず隰朋なるか、

且、朋之爲人也、居其家、不忘公門、居公門、不忘其家、事君不二、其心亦不忘其身、舉齊國之幣、握路家五十室、其人不知也、大仁也哉、其朋乎、

且つ隰朋の人となりや、其家に居るに、公門のことを忘れず、君を懐ふなり、又公門に居るときは、其家を忘れず、人情に厚きなり、情の厚きものは、必ず忠に厚し、君に事へては、其心を二つにせず、亦其身を忘れず、齊國の幣を用ゐて、雨露の洩るゝ家、五十室を許き理めて、他人に我の爲したるを知らしめず、我は其功を有せず、唯人の病まざるを欲す、此の如く大仁なるは、其れ隰朋なるか、
握路家 握は屋なり、路は露なり、雨露の漏れ入る

家に屋根するをいふ、

公又問曰、不幸而失仲父也、二三大夫者、其猶能以國寧乎、管仲對曰、君請嬰已乎、鮑叔牙之爲人也、好直、賓胥無之爲人也、好善、甯戚之爲人也、能事、孫在之爲人也、善言、

桓公又問ひて曰く、不幸にして、仲父を失へば、二三大夫は、其れ猶ほ國を以て安寧ならしむるか、管仲對て曰く、君の情は驚き悞るのみ、夫れ鮑叔牙の人となりや、正直を好む、賓胥無の人となりや、善を好む、甯戚の人となりや、事を能くす、孫在の人となりや、言を善くす、此四子は各長する所あり、才に従ひて、之を用ふれば、皆以て國を輔くるに足る、
君請嬰已乎 請は情の假借字なり、嬰は驚動して正視せざるなり、管仲は公に心を靜にして、慮を定めよといふを戒むるなり、

公曰、此四子者、其孰能一人之上也、寡人并而臣之、則其不以國寧何也、對曰、鮑叔之爲人也、好直而不能以國誑、賓胥無之爲人也、好善而不能以國誑、甯戚之爲人、能事而不能以足息、孫在之爲人、善言而不能以信、臣聞之、消息盈虛與百姓誑、信然後能以國寧、勿已者、朋其可乎、朋之爲人也、動必量力、舉必量技、言終喟然而歎曰、天之生朋、以爲夷吾舌也、其身死舌焉得生哉、

桓公曰く、此四子は皆英材なり、誰も此上に立つ無し、而して寡人并せて之を臣とす、國は治るべし、然るに安寧を得難きは何ぞや、對て曰く、鮑叔の人となりや、正直を好む、國の爲に其直を誑すること能はず、賓胥無の人となりや、善を好む、國のため誑すること能はず、甯戚の人となりや、言を善くす、信せらるといへども、黙する能はず、臣之を聞く、萬般の政事は百姓と屈伸し、然る後に、能く國を以て寧んず、已むことなくば、隰朋其れ可なるか、朋の人となりや、動く必ず力を量り、舉る必ず技を量る、管仲言ひ終り、歎じて曰く、天の隰朋を生じたるは、夷吾の舌となすなり、今其身死するに、吾焉ぞ生存するを得んや、
舌焉得生哉 管仲死せば、隰朋も用を成すに足らず、

管仲曰、夫江黃之國、近於楚、爲臣死乎、君必歸之楚、而寄之、君不歸楚、必私之、私之而不救也、

則不可救之則亂自此始矣桓公曰諾管仲又言曰東郭有狗嗷々且暮欲齧我猥而不使也今夫易牙子之不能愛將安能愛君君必去之公曰諾

管仲曰夫れ江、黄、の國は楚に近し、臣死すれば、君必ず之を楚に歸して寄托せよ、君もし歸さざれば、楚は必ず伐て私有とせん、之を私有するに、江、黄を救はざれば不可なり、之を救ふときは、亂は此より始まる、桓公曰く、諾と、管仲又言て曰く、東郭に狗あり、嗷々として且暮に我猥を齧んとす、我は之を制して使はざるなり、今夫れ易牙は、桓公の爲に、自分の赤子を殺し煮て進めしもの、自分の子をも愛せざる斯の如し、將た安ぞ能く君を愛せんや、君必ず之を去るべし、桓公曰く諾す、

卒

管子は、又言て曰く、西郭に狗あり、嗷々として且暮に我が猥を齧んと欲す、而して我は之を制して、使はざるなり、今夫れ衛の公子開方は、其千乗の國の太子たるを去り、君に臣とし事ふ、是れ君の意を得るを願ふ所にして、是れ其千乗より過ぐる大國を得んと欲するなり、君は必ず之を去れよ、桓公曰く、諾すと、管子遂に卒し、十月を経て隰朋も亦卒す、

桓公去易牙、豎刁、衛公子開方、五味不至、於是乎復反易牙、宮中亂、復反豎刁、利言卑辭不在、側、復反衛公子開方、桓公、內不量力、外不量交、而力伐四鄰、公薨、六子皆求立、

管子又言曰北郭有狗嗷々且暮欲齧我猥而不使也今夫豎刁其身之不愛焉能愛君君必去之公曰諾

管子は、又言て曰く、北郭に狗あり、嗷々として且暮に我が猥を齧んと欲す、而るに我之を制止し、使はざるなり、今夫れ豎刁は、自から刑を受けて、宮仕を爲し、其身をも愛せず、焉ぞ能く君を愛せん、君必ず之を去れよ、桓公曰く諾す、

管子又言曰西郭有狗嗷々且暮欲齧我猥而不使也今夫衛公子開方去其千乘之太子而臣事君是所願也得於君者是將欲過其千乘也君必去之桓公曰諾管子遂卒十月隰朋亦

桓公は、易牙と豎刁と衛の公子開方とを去る、然るに、五味(酸苦甘辛鹹)の調ふもの至らず、是に於てか、復た易牙を召し反す、宮中亂る、復た豎刁を反す、利言卑辭が君側に在らず、復た衛の公子開方を召し反す、桓公は、内に力を量らず、外に交りを量らずして、四隣を力めて征伐す、桓公薨じ、六子皆位に立つことを求む、

易牙與衛公子內與豎刁因共殺群吏而立公子無虧故公死七日不斂九月不葬孝公葬宋宋襄公率諸侯以伐齊戰于觀大敗齊師殺公子無虧立孝公而還襄公立十三年桓公立四十二年

易牙は、衛の公子開方と結び、宮内にて豎刁と謀り、群吏を殺して、公子無虧を立つ、故に桓公の死する

に、敘せざる七日にして、葬らざる九月なり、孝公は、宋に韓を、宋の襄公は、諸侯を率ゐて、齊を伐ち、顛に戰ふ、大に齊の師を敗り、公子無虧を殺し、孝公を立て還る、襄公の位に立つこと十三年、桓公の位に立つこと四十二年なり、襄公立、此三字以下の二句は、大匡篇の末に在るべきを、錯簡して、此に在り、

地圖第二十七 短語一

地圖は、地利なり、天下の地、徧く行くべからず、圖に因りて、之を詳にす、故に地圖といふ、短言とは、語る所のこと短きなり、君臣以下其篇長し、仍ほ短語と名づくるは、衆短語を聚めて、一長篇と爲すのみ、短語たるを妨げず、

凡、兵主者、必先審知地圖、轅轅之險、濫車之水、名山、通谷、經川、

陵陸、丘阜之所在、苴草、林木、蒲葦之所、茂道里之遠近、城郭之大小、名邑、廢邑、困殖之地、必盡知之、地形之出入、相錯者、盡藏之、然後可以行軍、襲邑、舉錯、知先後、不失利、此地圖之常也、

凡そ、兵の主たる大將は、必ず先づ地圖を審知し、轅轅道、緱氏の東に在り、の險なる、濫車の急流の水、名山や、通谷や、經川や、陵陸丘阜の在る所、苴草、林木、蒲葦の茂る所、道里の遠近、城郭の大小より、名邑、廢邑、困難なる地、生殖する地に至るまで、必ず盡く之を知り、地形の出入、相錯るもの、盡く之を心に藏め、然る後に、軍を行き、邑を襲ひ、處置の先後を知り、利を失はざる可し、此れ地圖の常なり、經川、大川の海に達するものをいふ、○困殖、因は燒堀にして、種ゆることのならぬ地なり、殖は蕃殖する良田なり、○相錯、封境が犬牙の如く、相交るとこ

人之衆寡、士之精麤、器之功苦、盡知之、此乃知形者也、知形不如知能、知能不如知意、故主兵必參具者也、主明相知將能之、謂參具、故將出令、發士、期有日數矣、宿定所征伐之國、使群臣大夫、父兄、便辟、左右、不能議成敗、人主之任也、

人の衆寡と、士の精と粗と、器の巧と苦と、盡く之を知る、此れ形を知るものなり、形を知るは、能を知るに如かず、能を知るは、意を知るに如かず、故に、主兵たるものは、必ず參具するものなり、主の明なる、相の知なる、將の能ある、之を參具といふ、故に將は令を出し、士を發し、期するに日數あり、宿に征伐する所の國を定め、群臣なり、大夫なり、父兄なり、便辟な

り、左右なりの人をして、成敗を議することなからしむるは、人主の任なり、參具者也、凡そ兵を主るものは、參者備具す、參者は、主の聰明と、宰相の知慧と、將校の才能とをいふなり、○宿、事を發するに、先づ其前より、準備すること、論功勞、行賞罰、不敢蔽賢、有私行用貨財、供給軍之求索、使百吏肅敬、不敢解怠、行邪以待君之令、相室之任也、繕器械、選練士、爲教服、連什伍、徧知天下、審御機數、此兵主之事也、功勞あるものを論じ、賞罰を行ふ、敢て賢を蔽はず、私あらず、貨財を用ひて軍の求索に供給し、百吏を肅敬せしめ、敢て解怠の邪を行はしめず、以て君の令を待つは、大臣たるもの、任なり、器械を修繕し、訓練の士を選び、教令服習を爲し、什伍を連ねて、徧く天

下の形勢を知るは、主兵者の事なり、

參患第二十八 短語二

此篇は、患難の由りて來る所を參考す、故に參患といふ、

凡人主者、猛毅則伐、懦弱則殺、猛毅者何也、輕誅殺人、之謂猛毅、懦弱者何也、重誅殺人、之謂懦弱、此皆有失、彼此、凡輕誅者、殺不辜、而重誅者、失有辜、故上殺不辜、則道正者不安、上失有罪、則行邪者不變、道正者不安、則才能之人、去亡、行邪者不變、則群臣朋黨、才能之人、去亡、則

宜有外難、群臣朋黨、則宜有內亂、故曰、猛毅者伐、懦弱者殺也、

凡そ、人主は猛毅なれば、敵に攻められ、懦弱なれば、敵に殺さる、猛毅とは何ぞや、輕卒に人を誅殺するなり、懦弱とは何ぞや、恐れて人を誅殺せざるなり、此れ皆過失なり、凡そ誅を輕卒に行ふものは、無罪を殺す、誅を憚りて行はざるものは、有罪を失ふ、故に、君が無罪を殺せば、正に道ものは安からず、君が有罪を失すれば、邪を行ふもの變せず、正に道るもの安んぜざれば、才能の人は去り逃ぐ、邪を行ふもの變せざれば、群臣朋黨す、才能の人去り逃ぐれば、外難あるべし、群臣朋黨すれば内亂あるべし、故に曰く、猛毅なれば敵に攻められ、懦弱なれば敵に殺さる、有辜 有辜と同じ、罪あるものをいふ、辜は罪なり、○重は恐れ憚るなり、

君之所以卑尊、國之所以安危者、莫要於兵、故誅暴國必以兵、

禁辟民、必以刑、然則兵者外以誅暴、內以禁邪、故兵者尊主、安國之經也、不可廢也、若夫世主、則不然、外不以兵、而欲誅暴、則地必虧矣、內不以刑、而欲禁邪、則國必亂矣、

君の卑くなり、尊くなる所以と、國の安くなり、危くなる所以とは、兵より緊要なるなし、故に、暴國を誅する必ず兵を以てす、邪辟の民を禁するは、必ず刑を以てす、然らば、兵は外に暴を誅し、内に邪を禁す、故に、兵は主を尊くし、國を安んずる經なり、廢す可らざるなり、若し夫れ當今凡庸の主たるものは、然らず、外に兵を以てせず、暴を誅せんと欲すれば、我地必ず虧く、内に刑を以てせず、邪を禁せんと欲すれば、我國必ず亂る、

故、凡用兵之計、三驚當一至、三

至當一軍、三軍當一戰、故一期之師、十年之蓄積、一戰之費、累代之功、盡今交、及接兵、而後利之、則戰之自勝者也、攻城圍邑、主人易子、而食之、折骸、而繫之、則攻之自拔者也、

故に凡そ兵を用る計算は、兵卒を徵集して、敵國を震驚する、三度すれば、一たび敵國に至る費用に當る、三度も敵地に至れば、一軍の費用に當る、三屯軍の費は一戰する費用に當る、故に一期(至一年)の師は、十年の蓄積を殫す、一戰の費は、累代の蓄積する所のもの盡くるに至る、戰は慎まざるべからず、今や及を交え、兵を接して、後に始て之を利するも、後には敗るゝあり、是れ敵と戰ひて、自ら敵を助け我國に勝たしむるなり、城を攻め、邑を圍み、敵の主人は食盡て、我の子と人の子と易へて、其肉を食ふに至り、又薪も盡きて、骸骨を折り、之を焚き爨ぐに至るも、固く守り

て服せず、此時之を攻るは、自ら敵を助けて、我城を抜くものなり、故に善く勝つ者は戦はず、善く攻るものは、人を困しめず、

是以聖人小征而大匡、不失天時、不空地利用、日維夢、其數不出於計、故計必先定、而兵出於竟、計未定而兵出於竟、則戰之自敗、攻之自毀者也、

是を以て、聖人は暴國を小征して、天下を大匡す、上は天時を失はず、下は地利を空しくせず、吉日を用ひ、吉夢を惟ひ、兵士の心を一にし、其術數は、謀計の外に出でず、故に謀計を定めて、兵を境外に出す、謀計未だ定らざるに、兵を境外に出すものは、之に戦ひて、自ら敗れ、之を攻めて、自ら毀つものなり、
○維夢 維は惟に通ず、惟は思ふなり、吉夢を思ふといふことなり、○其數 術數とて策略のことなり、○不出於計 謀計より離れざるなり、

得衆而不得其心、則與獨行者同實、兵不完利、與無操者同實、甲不堅密、與僂者同實、弩不可以及遠、與短兵同實、射而不能入中、與無矢者同實、中而不能入、與無鏃者同實、將徒人、與僂者同實、短兵待遠矢、與坐而待死者同實、

衆兵を得て、其心服するを得ざるものは、獨り行くものと實際を同くす、兵器の完利ならざるは、兵器を操るなきと實を同くす、甲の堅密ならざるは、僂者(裸體)と實を同くす、弩は遠きに及ぶ可らず、短兵と實を同くす、射て中る能はざるは、矢の無きものと實を同くす、中りても、入る能はざるものは、鏃のなき矢と實を同くす、教練せざる白徒を將るは、僂者(單獨)と實を同くす、自ら短兵を以て遠く來る矢を拒げば、

坐して死を待つと、實を同くす、
○僂者 僂と淺と同じ、毛の淺き、裸蟲をいふ、甲なく、衣なきものなり、下に在る、僂者も單人といふと同じ、人衆しといへども、用を爲さず、單人の如しといふ、

故凡兵有大論、必先論其器、論其士、論其將、論其主、故曰器濫惡不利者、以其士予人也、士不可用者、以其將予人也、將不知兵者、以其主予人也、主不積務於兵者、以其國予人也、故一器成、往夫具、而天下無戰心、二器成、驚夫具、而天下無守城、三器成、游夫具、而天下無聚衆、
故に凡そ兵は、大論あり、必ず先づ其器を論ず、其戰

士を論ず、其主將を論ず、其君主を論ず、故に曰く、器械の濫惡にして、利ならざるものは、其戰ふや敗るに決す、是れ士を以て敵人に予ふるなり、士の弱にして、用ゆ可らざるは、其大將を以て敵人に予ふるなり、大將の兵略を知らざるは、其君主を以て敵人に予ふるなり、君主の兵事の務を兵間に積まざるは、其國を以て敵人に予ふるなり、故に、兵器中の一器、新たに成りて、勇往の夫、備具するときは、天下之を懼れて戰心なきなり、二器成りて、武夫の敵國を震ひ驚すもの備具するときは、天下に守城なし、三器成りて、諸國に游説するもの備るときは、天下に聚り黨するものなく、皆懼る、

所謂無戰心者、知戰必不勝、故曰無戰心、所謂無守城者、知城必拔、故曰無守城、所謂無聚衆、知衆必散、故曰無聚衆、
所謂戰心なしとは、戰へば必ず勝たざるを知る、故に曰く、戰心なし、所謂守城なしとは、城必ず抜けるを

知る、故に曰く、守城なし、所謂る聚衆なしとは、衆必ず散するを知る、故に曰く、聚衆なし。

制分第二十九 短語三

此は天下を制するに、分あるをいふ、

凡兵之所以先爭、聖人賢士、不爲愛尊爵、道術知能、不爲愛官職、巧技勇力、不爲愛重祿、聰耳明目、不爲愛金財、

凡そ兵の先づ争ふ所以は、下に陳る數事に在り、曰く、聖人賢士あらば、尊爵を愛せずして之に與ふ、道術知能の士あらば、官職を愛せずして之に與ふ、巧技勇力の人あらば、重祿を愛せずして之に與ふ、聰耳明目の士あらば、金財を愛せずして之に與へ、敵國を伺はしむ、

故伯夷叔齊、非於死之日、而後

有名也、其前行多、修矣、武王非於甲子之朝、而後有勝也、其前政多善矣、故小征千里、徧知之、築堵之牆、十人之聚、日五問之、大征徧知天下、日一問之、散金財、用聰明也、

蓋し伯夷叔齊は、死したる日に於て、後に名あるに非ず、其前行多く修りて名あり、武王は甲子の朝に紂を伐て後に勝つに非ず、其前政多く善くして勝つなり、故に兵を隣國に用ゆる小征は、千里の間は徧く之を知る一堵（一丈四方）の牆を築くも、其要害を修るか否かを伺はしめ、十人の聚るも、其軍事を議するに非るかを、伺はしむる一日五度なり、兵を天下に用ゆる大征には、一日に一たび之を伺はしむ、天下は廣く、力偏からず、因て一度とす、皆金財を散じ、聰明の人を用ひて伺はしむ、

故善用兵者、無溝壘而有耳目、

兵不呼傲、不苟聚、不妄行、不强進、呼傲則敵人戒、苟聚則衆不用、妄行則群卒困、強進則銳士挫、

故に善く兵を用ゆるものは、溝や壘を用ひずして、耳目を用ゆ、兵卒を呼び集めて傲めず、苟も衆を聚めず、軍を行るにも、妄に其度を越えて行かしめず、強て進めず、呼び戒むれば、敵人戒む、苟も聚むれば、衆用ひず、妄に行けば、群卒困む、強て進めば、銳士挫す、

故凡用兵者、攻堅則輒、乘瑕則神、攻堅則瑕者堅、乘瑕則堅者瑕、故堅其堅者、瑕其瑕者、屠牛坦、朝解九牛、而及可以莫鐵、則及游間也、故天道不行、屈不足、

從、人事荒亂、以十破百、器備不行、以半擊倍、故軍爭者、不行於完城池、有道者、不行於無君、

故に凡そ兵を用るものは、堅きを攻むれば、輒ある、瑕あるを攻むるは、其功は神の如し、堅きを攻るときは、堅きもの變じて堅くなる、瑕あるに乘ずれば、堅きもの懼れて瑕となる故に堅を堅として攻めず、瑕を瑕として攻む、屠牛の坦といふ人、一朝にして九牛を解剖するに、その及は銳利にして、鐵に擊すべし、及が肉の間に遊びて自由なればなり、故に、兵を用ゆるものは、天道に順ふ、天道の行はれざるに及んでは、必ず屈しても從ふに足らず、敵國の人事荒れ亂れ、器械備はらざるときは、十人を以て百人を破り、半を以て倍を撃つべし、故に軍を以て争ふものは、敵の完全なる城池に行かず、自分の敗を患るなり、道を以て諸侯に接するものは、師を喪中の邦に行らず、自分の徳を守るなり、

可以莫鐵、莫は讀で莫となす、莫鐵とは鐵を鐫るこ

とをいふ、故莫知其將至也、至而不可圍、莫知其將去也、去而不可止、敵人雖衆、不能止待、治者所道富也、而治未必富也、必知富之事、然後能富、

敵には私の至らんとするを知るなからしむ、我至りて、敵は圍ぐ能はず、又私の去らんとするを知るなからしむ、故に去りても止む可らず、是れ謀の密なるを以てなり、敵人衆多なるも、止め待ち禦ぐ可らず、政治は民の富を道く所なり、而るに治りて未だ必ずしも富まず、必ず富の事を知り、然る後に能く富む、富者所道強也、而富未必強也、必知強之數、然後能強、強者所道勝也、而強未必勝也、必知勝

之理、然後能勝、勝者所道制也、而勝未必制也、必知制之分、然後能制、是故治國有器、富國有事、強國有數、勝國有理、制天下、有分、

富は強を道びく所なり、而るに富て必らずしも強ならざるなり、必ず強くなる理數、即ち兵器を具へ、士卒を練り、主將を選び、賞罰を重する等のことを知り、然る後に能く強なるなり、強は勝を道びく所なり、而して強は未だ必ずしも勝たざるなり、必勝の理義あるものは、義なきに勝ち、算あるは算なきに勝つ、此類を知り、然る後に能く勝つ、勝は天下を制するを道びく所なり、而して勝も未だ必ずしも制せざるなり、制の分辦、即ち爵を列すること、土を分つこと、及び車服宮室の類に至る、分辦を知りて、然る後に能く制するなり、是の故に、國を治るに、器あり、即ち人材を用ゆるをいふ、國を富ますに事あり、國を強くする

に術あり、敵國に勝つに理あり、天下を制するに、分あり、勝國有理、此國は敵國をいふ、上に在る二の國は、我國をいふ、古人は區別に拘はらざる、往々此例あり、○不必強は、或は強く、或は強からずの兩意なり、必不強と異なり、

君臣上第三十 短語四

君臣の道を陳す、

爲人君者、修官上之道、而不言、其中爲人臣者、比官中之事、而不言、其外君道不明、則受令者疑、權度不一、則修義者惑、民有疑惑、貳豫之心、而上不能匡、則百姓之與間、猶揭表而令之止、

也、

人の君たるものは、官上の道即ち百官を建る所以の道を修めて、其中の百官の職掌の事を言はず、人臣たるものは、官中の事のみを比較次第して、官外の事を言はず、君道明かならざれば、令を受るもの疑惑す、權度なる法令一定せざるときは、是非の準する所なし、故に、臣義を修るもの惑ふなり、民に疑惑し、貳豫する心ありて、上より之を匡正せざるときは、百姓と間隔して、來り服せざること、猶ほ表木を掲げ、來る可らずとの意を書して之を止むるが如し、○貳豫、貳は疑ふなり、豫は不決なり、○百姓之與間、此は與百姓間と書す可きを、與の字を下に置く、左傳に淺丈夫を、淺之丈夫と作りたる類にして、古人往々此文例あり、是故能象其道、於國家加之、於百姓而足以飾官、化下者、明君也、能上盡言於主、下致力於民、而足以修義、從令者、忠臣也、上

惠其道下敦其業上下相希若望參表則邪者可知也

是の故に、能く君道を國家に立て、民をして之に象らしめ、官を飾り、下民を化するに足るものは明君なり、上は主君に、盡言して諫め、下は力を民に致す、而して義を修め、令に従ふに足るものは、忠臣なり、上は其道に順ひて、下は其業を厚くす、上下互に、相ひ切磋して、三の表木を望むが如くすれば、邪曲なるもの、眞に發覺して知るべきなり、

上惠其道 惠は順ふと讀む、道に違はざるをいふ、○上下相希 希は摩と同じ意にて、切磋すといふ如し、○參表 三本の表木を立て、之を一方より望むときは、邪なる表木は、直に知る如く、上と下と互に相望むなり、

吏嗇夫任事人嗇夫任教教在百姓論在不撓賞在信誠體之以吾臣其誠也以守戰如此則

人嗇夫之事究矣

吏嗇夫は、群吏を檢束する官にして、常に官事に任ずるのみ、人嗇夫は、教育に任ず、教ふる所は百姓に在り、其教に従はざるものを論ずるは、私を行ひて法を撓げざるに在り、其教に従ふものを賞するは、信實にして、誠意を盡すに在り、其教は、君臣の道を體す、其誠なるに至れば、以て守るべく、以て戰ふべし、此の如くなれば、人嗇夫の事は究まれり、

嗇夫 嗇は愛むなり、餘りありて用ひ盡さざる謂ひなり、老子曰く、人を治め、天に事ふる、嗇に如くはなしと、故に官に名づくるなり、

吏嗇夫盡有警程事律論法辟衡斗斛文劾不以私論而以事爲正如此則吏嗇夫之事究矣人嗇夫成教吏嗇夫成律之後則雖有敦慤忠信者不得善也而戲豫怠傲者不得敗也如此

則人君之事究矣

吏嗇夫は、盡く警限と、程度と、事と律とありて、法則と、辟刑と、衡權斗斛を論じ、邪曲の者を、彈劾するに私心を以て論せず、事を以て正しき準的となす、此の如くなれば、吏嗇夫の事は究まれり、人嗇夫は教を成す、吏嗇夫は律を成す、其査定の後は、敦慤忠信なるもの有りとも、獨り善とするを得ざるなり、而して戲豫怠傲の者あるも敗とするを得ず、蓋し教と律と全く成りて整ふなり、此の如くなれば人君の事は究まれり、

是故爲人君者因其業乘其事而稽之以度有善者賞之以列爵之尊田地之厚而民不慕也

而下有常事也 是の故に、人君たるものは、人嗇夫の業に因り、吏嗇夫の事に乘じて、之を稽ふるに、國の法度を以てす、善あるものは、之を賞するに、列爵の尊と、田地の厚きを以てして、民の不善なるもの、横暴せざるなり、過ちあるものは、之を罰するに、廢亡の辱と、僇死の刑とを以てして、民は疾怒せざるなり、或は罰して之を殺し、或は賞して之を生すこと、理に違はずして民も安堵し、其親を遺す、他に移らず、此は唯だ上に明法ありて、下に常事あればなり、

天有常象地有常形人有常禮一設而不更此謂三常兼而一之

天に常の象あり、地に常の形あり、人に常の禮あり、天の常は、春秋其序を錯らず、地の常は山澤、其利を失はず、人の常は、父子君臣夫婦の三綱なり、是れ一

たび設けて、更めず、此を三常といふ、此天地人の三才を兼ねて、之を一にす、人君の道なり、之を分て職るは人臣の事なり、

君失其道、無以有其國、臣失其事、無以有其位、然則上之畜下不妄、而下之事上不虛矣、上之畜下不妄、則所出法制度者明也、下之事上不虛、則循義從令者審也、上明下審、上下同德、代相序也、

君は其道を失へば、以て其國を有つことなし、臣も其職を失へば、以て其位を有つことなし、然らば、上の下を畜ふこと妄ならずして、下の上に事ふること虚ならず、上の下を畜ふこと、妄ならざれば、法を出し、度を制する所のもの明らかなり、下の上に事ふる、虚ならざれば、義に循ひ、令に従ふもの審かなり、上は

明かに、下は審かにして、上下徳を同じくす、代つて上下相ひ序するなり、

君不失其威、下不曠其産、而莫相德也、是以上之人務徳而下之人守節、義禮成形於上、而善下通於民、則百姓上歸親於主、而下盡力於農矣、故曰、君明相信、五官肅、士廉、農愚、商工愿、則上下體、而外内別也、

君は其威を失はず、下は其産を曠しくせずして、相徳とするなし、是を以て、上の人は、徳を務めて、下の人は、節を守り、義と禮と形を上成して、其善は自然に民に下通すれば、百姓も上の君主に懐き親しむ、而して下は力を農に盡す、故に曰く、君は明にして、宰相は信あり、衆官肅敬し、士は廉にして、農は愚に、商工は愿なれば、上下合して、一體となり、外内自ら

別あり、是れ至治たる所以なり、

民性因而三族制也、夫為人君者、廢徳於人者也、為人臣者、仰生於上者也、為人上者、量功而食之、以足爲人上者、受任而處之以教、布政有均、

民性は、善に因り良心を失はず、父の族、我の族、子の族の三族は、制度を守るなり、夫れ人君たるものは、恩徳を人に廢するものなり、人臣たるものは、生を上に仰ぐものなり、人上たるものは、功を量りて、之を食ひ充足せしむ、人臣たるもの、任を受けて、之を處置し、教へて政を布く、均一にして、偏頗なからしむ、

民足於産、則國家豊矣、以勞授祿、則民不幸、生刑罰不煩、則下無怨心、名正分明、則民不惑於

道、道也者、上之所以導民也、是故、道德出於君、制令傳於相、事業程於官、百姓之力也、胥令而動者也、

人民は、産業に充足すれば、國家は豊富なり、功勞を以て祿を授くるときは、民は生を僥倖に食らず、國家の爲に死するなり、刑罰偏頗ならざれば、下に怨む心なし、名義正しく、分限明なれば、民は道に惑はず、道なるものは、上の民を導く所以なり、是の故に、道德は君に出て、制令は宰相に傳ふ、事業は官に於て、各章程あり、以て百官を勉めしむ、百姓の勤力は、上の令を符て動くものなり、

是故、君人也者、無貴如其言、人臣也者、無愛如其力、言下力上、而臣主之道畢矣、是故、主畫之、相守之、相畫之、官守之、官畫之、

民役之、則又有符節印璽典法
筴籍以相揆也、此明公道而滅
姦偽之術也、

是の故に、人に君たるものは、貴きこと其號令に及ぶものなし、人臣たるものは、親愛は其勦力に及ぶものなし、君の言は、臣に下る、臣の力は、君に上る、而して君主の道畢る、是故に、君主の畫策するは宰相之を守り、宰相の畫策するは、官吏之を守る、官の畫策するは、民之に役使せらる、又符節や、印璽や、典法や、筴籍ありて、眞偽を考へ、是非を定むることを相揆る、此れ公道を明かにして、姦偽を滅す術なり、

論材量能謀德而舉之上之道也、專意一心守職而不勞下之事也、爲人君者下及官中之事、則有司不任爲人臣者上共專於上、則人主失威、是故有道之

君正其德以益民而不言智能
聰明智能聰明者下之職也、所
以用智能聰明者上之道也、

臣民の材を論じ、能を量り、徳を謀りて、之を拔擧するは、上たる道なり、意を專にし、心を一にし、職を守りて、勞苦と思はざるは、下たるもの、事なり、人君にして、下の官中の事に手を着くれば、有司は其職に任せず、上の干渉あるに因る、人臣たるものが、君上の事を侵し共にし、上の勢を専らにすれば、人主は威を失ふ、是故に、有道の君は、其徳を正し、民に臨みて、智能聰明を言はず、智能聰明は臣下の職なり、臣下の智能聰明を使用するは、君上の道なり、

共專於上 上の權柄を共に侵し分つなり、專とは、上の勢を擅にし奪ふなり、
上之人明其道下之人守其職、上下之分不同任而復合爲一體、是故知善人君也、身善人役

也、君身善則不公矣、人君不公、常惠於賞而不忍於刑、是國無法也、法國無法、則民朋黨而下比、飾巧以成其私、法制有常、則民不散、而上合、竭情以納其忠、
上の人は、其道を明にし、下の人は、其職を守る、上下の分において、任を同くせず、而して復た一體となる、是の故に善を知るは、人君なり、身の善く巧あるは、人の役なり、君の身の善くするは、臣下と材能を争ふなれば、公平ならず、人君の公平ならざるは、常に賞を惠みて、刑に忍びず、是れ國に法なきなり、國に法なきときは、民朋黨して下に比み、巧を飾り、以て其私を爲す、法制常あれば、民散亂せず、君の心に合ひ、情を竭して其忠を、上に納る、
善、善は巧なり、才能ありて事を處するに巧なるをいふ、
是以不言智能而順事治國患

解、大臣之任也、不言於聰明而
善人舉、姦偽誅、視聽者衆也、是
以爲人君者、坐萬物之原、而官
諸生之職者也、

是を以て、人君は智能を言はずして、事を順叙して治む、國の患ひも解けるは、大臣の其任務を竭すゆゑなり、又人君は、聰明を言はずして、善人を舉げ用ひ、姦偽なるものを誅し、視聽するは、衆人の耳目に因りて衆の是とする所を是とし、非とする所を非とす、己の私を用ひず、是を以て、人君たるものは、萬物の源に坐して、諸生とて五穀百貨鳥獸草木に至るまで、夫々の職用に任するなり、

原 源と同じ○官、諸生之職者也 諸の生物の、職用に任すとの意にて、官は任することなり、
選賢論材而待之以法、舉而得其人、坐而收其福、不可勝收也、
官不勝任、奔走而奉其敗事、不

可勝救也而國未嘗乏於勝任之士上之明適不足以知之

賢人を選び、材あるものを論じて、之を待遇するに、法制を以てし、拔擢するに、其人物を得るときは、坐して其福利を收ること多くして、收むるに勝ゆべからざるなり、官吏の任務に勝えざるは、奔走して徒らに其失敗を受く、救ふに勝ゆべからず、而して國は未だ嘗て任に勝る士に乏しからず、其の乏しきが如きは、上の聰明が適に、之を知るに、足らざるに由るのみ、

是以明君審知勝任之臣者也故曰主道得賢材遂百姓治治亂在主而已矣故曰主身者正德之本也官治者耳目之制也身立而民化德正而官治治官化民其要在上是故君子不求

於民

是を以て、明君は、審かに任に勝る臣を知る、故に曰く、君主の道を得て、賢材は進み出づ、百姓も治平す、治亂の本は、君主に在るのみ、故に曰く、君主の身は、徳を正す本なり、官治るは、百官が君の耳目となりて、勤むる成法なり、君の身立て、下民之に化す、君の徳、正しくして、官治る、官を治め、民を化する要は、上に在り、是故に、君子は治平を民に求めずして、君に求む、

是以上及下之事謂之矯下及上之事謂之勝爲上而矯悖也爲下而勝逆也國家有悖逆反迂之行有土主民者失其紀也是以て、上たるもの、下の事に與り及ぶは、之を矯といふ、矯とは撞にすることなり、下たるもの、上の事に與るは、之を勝といふ、勝とは威權の君に勝つなり、上となり矯は悖るなり、下となりて、勝つは逆なり、

なり、國家に悖逆反迂の行ひあるは、士を有し、民を主とするもの之を理る道を失ふなり、悖逆反迂 悖は戻る、逆はさからふ、反はそむき、迂はさかふ、皆理に合はざることをいふなり、

是故別交正分之謂理順理而不失之謂道道德定而民有軌矣有道之君者善明設法而不以私防者也而無道之君既已設法則舍法而行私者也

是の故に、上下の交を別ち、君臣の分を正す、之を理と謂ふ、理に順ひて、失はざる之を道と謂ふ、道德定りて、民に軌則あり、有道の君は、善明にして、法を設け、私を以て防がざるものなり、而して、無道の君は、既に已に法を設け、法を捨て、私を行ふものなり、爲人上者釋法而行私則爲人臣者援私以爲公公道不違則

是私道不違者也行公道而託其私焉寢久而不知姦臣得無積乎

人の上たるもの、法を釋て、私利を行へば、人の臣たるものは、私を援りて、公と爲す、公道にして、理に違はざれば、私道も理に違はざるに至る、人臣たるもの、陽に公道を行ひて、陰に私道を託する、寢久しくし、人君之を知らざれば、姦邪の心は、下に積まざるなきを得んや、

姦心之積也其大者有侵偪殺上之禍其小者有比周内爭之亂此其所以然者由主德不立而國無常法也

姦邪の心の下に積めるや、其大なるものは、侵し偪り、上を殺す禍ひあり、其小なるものは、徒黨して、内争する亂あり、此れ其然る所以は、君主の徳の立たざ

るに由る、而して國に常法なければなり、
 主德不立、則婦人能食其意、國
 無常法、則大臣敢侵其勢、大臣
 假女之能、以規主情、婦人嬖寵
 假男之知、以援外權、於是乎、外
 夫人而危太子、兵亂內作、以召
 外寇、此危君之徵也、

君主の徳立たざれば、婦人能く君意の欲する所を得て、私を爲す、國に常法なければ、大臣敢て其勢を侵す、大臣も婦人の才能を假りて、主君の情を伺ひ規る、婦人の嬖寵を得たるもの、又大臣の知を假り、其外權を引き援りて、私を爲す、是に於て、夫人を外にして、太子を危くす、兵亂は内に起り、外寇を召す、此れ君を危くする徵なり、

是故、有道之君、上有五官、以牧其民、則衆不敢踰軌而行矣、下

有五橫、以揆其官、則有司不敢離法而使矣、

是の故に、有道の君は、五官五横の官吏を設く、五官は木火土金水の五行に従ひて、職を分つ、上に五官ありて、其民を收し養へば、衆は軌法を踰えず、下に五横あり、五官に従ひて、官吏を糾察し、其爲す所の是非得失を揆度すれば、有司は法を離れず、私に爲さざるなり、

朝有定度衡儀、以尊主位、衣服
 緋纁、盡有法度、則君體法而立
 矣、君據法而出令、有司奉命而
 行事、百姓順上而成俗、著久而
 成常、犯俗離教者、衆共姦之、則
 爲上者佚矣、

朝廷に、一定の度と、正しき儀式とありて、主君の位を尊ぶ、衣服なり、緋纁なり、盡く法度あれば、君は法

一民心也、

天子は、令を天下に出し、諸侯は令を天子に受く、大夫は令を君に受く、子は令を父母に受く、下は其上に聽く、弟は其兄に聽く、此れ至順なり、衡石は天下同一に稱り、斗斛は天下同一に量る、丈尺は天下同一に綽(準)す、制するに、戈兵は度を一にし、書は其呼ぶ聲を一にす、車は軌を一にす、此れ至正なり、世人皆順に従ふに、獨り逆を行ふものあり、世人皆正に従ふ、獨り辟を行ふものあれば、此れ夜中に求めありて火を得るが如く、其姦偽の人は、直に暴露す、匿る所なし、此れ先王の民心を一にする所以なり、

是故、天子有善讓、德於天、諸侯有善慶、之於天子、大夫有善納、之於君、民有善本、於父、慶之於長老、此道法之所從來、是治本也、

是の故に、天子に善事あれば、其徳を天に讓りて、此

に依りて立つ、君は法に據りて令を出す、有司は命を奉じて、事を行ふ、百姓は、上に順ひて、風俗を成す、之を著明にし、久しく積習して、常となる、俗を犯し教を離れば、衆共に之を指して、姦とし排斥す、故に上たるもの勞せずして、國治る、
 緋纁 袞冕と同じ、袞は天子の禮服にして、交龍の章ある服なり、冕は天子の禮冠にして、前後に玉旒を垂る、美冠なり、○佚 は逸なり、

天子出令於天下、諸侯受令於天子、大夫受令於君、子受令於父母、下聽其上、弟聽其兄、此至順矣、衡石一稱、斗斛一量、丈尺一綽、制戈兵一度、書同名、車同軌、此至正也、從順獨逆、從正獨辟、此猶夜有求而得火也、姦偽之人、無所伏矣、此先王之所以

善あるは、天運によりて得られしなりといふ、諸侯に善あれば、是は天子の威靈に由るとして、之を天子に慶賀す、大夫に善あれば、之を君に納れて、己の善となさず、民に善あれば、父に本づけて、其父なきものは、家の長者と老者とに慶賀す、此れ道法の從て來る所にして、是れ國を治る本なり、

是故、歳一言者、君也、時省者、相也、月稽者、官也、務四支之力、修耕農之業、以待令者、庶人也、是故、百姓量其力、於父兄之間、聽其言、於君臣之義、而官論其德、能而待之、大夫比官中之事、不言其外、而相爲常具、以給之、

是の故に、歳に一言するものは君なり、君は正月一日に、官吏を朝せしめて、之に法令を頒布せしむ、春夏秋冬、各々令を異にす、幼官に載する所の如く、省み

察するものは、宰相なり、月々に其施行する所を、思考するものは、官吏なり、手足の勞力を務め、耕農の業を修め、以て上の令を待つものは、庶人なり、是の故に、百姓は、其力を父兄の間に量りて、其言を君臣の義に聽き、而して官其徳能を論じて、之を待ち擧ぐるなり、大夫は官中の事を比較して、其職外の事を言はず、相互に修むべきことを具へて之を供給す、

量其力於父兄之間、百姓は、勞力を以て田を耕し、父兄に事へ、力の相當なる業務を爲す、○聽其言於君臣之義、暇日には君臣の義を講習す、相、總要者、官謀士、量實義美、匡請所疑、而君發其明府之法、瑞以稽之、立三階之上、南面而受要、是以上有餘日、而官勝其任、時令不淫、而百姓肅給、唯此上有法制、下有分職也、

宰相たるもの、常職なく、國家の要務を總統し、百官

の績を考へ、諸士の行動を謀議し、其美事美舉を量り、實驗し疑ふ所あらば、之を匡し問ふ、而して其明府に藏むる所の、法度信瑞を發して、宰相以下五郷の師、五屬大夫等の行爲を、法瑞に合ふや否やと稽へ、政事堂の上に立ち、南面して諸官の奏する所の、要領を受く、是を以て、上には餘日ありて、官は任務に勝ゆ、時の令は淫過ならずして、百姓も上の令に肅しみ産業を勉む、唯だ此れ上に法制ありて、下に分職あればなり、

明府之法瑞、立政に云ふ、正月の朝に、五郷の師、及び五屬大夫は、皆自づから、君前において、憲令を習ひ、太史は、既に憲を布きて、其籍を大府に入ると、法瑞とは、此籍をいふ、大府を變じ、明府といふは、明法の藏する所なればなり、○三階之上、政堂の南には、賓階と阼階とあり、北に側階あり、因て三階の上といふは、堂上のことをいふなり、○不淫、淫とは、過多なることをいふ、不淫は法令を發することの、多からざるをいふ、○者官、考官の誤なり、

道者誠人之性也、非在人也、而

聖王明君、善知而道之者也、是故、治民有常道、而生財有常法、道也者、萬物之要也、爲人君者、執要而待之、則下雖有姦僞之心、不敢殺也、

道とは誠に人の生るゝと共に在るものにして、別に一物ありて、人身上に在るものに非るなり、而して聖王や、明主は、善く之を知りて、事々物々道に由りて行ふものなり、是の故に、民を治るにも、常道あり、財を生ずるに常法あり、道なるものは、萬物の要會にて、之に由らざるべからざるもの、人君たるものは、此の要を執りて、萬物を待つときは、下に姦僞の心あるものといへども、敢て君に殺意を動かさざるなり、夫道者、虚設、其人、在則通、其人亡則塞者也、非茲是無以理人、非茲是無以生財、民治財育、其

福歸於上、是以知明君之重道法、而輕其國也。

夫れ道とは、形なくして、萬事に應ずるものゆゑ、之を虚設といふ、其人任りて、道を行へば、通達す、其人亡く、道を行はぬときは、塞り止む、茲道に非れば、人を理ることなし、茲道に非れば、財を生ずることなし、民理りて、財の育する、其福は上に歸す、是を以て、明君の道法を重んじて、國家を輕んずるを知る、輕其國、其國家を道法より輕視することをいふ、眞に國を輕んじて、顧みざるをいふにあらざるなり、故君一國者、其道君之也、王天下者、其道王之也、大王天下、小君一國、其道臨之也、是以其所欲者、能得諸民、其所惡者、能除諸民、所欲者、能得諸民、故賢材遂、所惡者、能除諸民、故姦偽省。

如治之於金、陶之於埴、制在工也。

故に、一國に君たるものは、其道が之を君とするなり、天下に王たるものは、其道が之を王とするなり、大は天下に王たり、小は一國に君たり、其道が之に臨むなり、是を以て民の欲する所のものは、君能くこれを民に得しむ、民の惡む所のものは、君能くこれを民に除く、其欲する所、能くこれを民に得、故に賢材進む、其惡む所、これを民に除く、故に、姦偽のもの減少す、鍛冶の金を鑄るが如く、又陶器師の埴に於けるが如く、大小方圓、自由に之を造る制は、冶工と陶工とに在るなり、君の民を導きて、善にし、惡にするも、此の如し、遂進むなり、○治、鍛冶のこと、今之をカヂヤといふ、○埴、粘土なり、是故、將與之、惠厚不能、供將殺之、嚴威不能、振嚴威不能、振惠厚不能、供、聲實有間也、有善者

不留其賞、故民不私其利、有過者、不宿其罰、故民不疾其威、威罰之制、無踰於民、則人歸親於上矣、如天雨、然澤下、尺生上、尺

是の故に、人君は道に由りて、賞罰を行ふ、若しも道に由らずして民に臨み、之に與へんとするに、一意なれば、惠厚の心あるも、民に供するに足らず、之を殺さんとするに、一意なれば、嚴威の法も民を驚すに足らず、是れ事と道と違ふを以てなり、斯くて嚴威も驚かす能はず、惠厚も供する能はざれば、賞罰は治を佐くるを弊として、其實は愛惡の私心を以て行ふ、弊實の相去ること、間あり、民の服せざる所以なり、善あるものは、其賞を留めず、故に民は其利を私せず、過あるものは、其罰を宿めず、故に民は其威嚴を疾まらず、威嚴の制が、民の心に踰ゆることなきときは、人は上に歸し、親しむなり、天の雨ふるが如く、其澤の地に入る一尺なれば、生苗の地を上ること一尺なり、上下の感應すること、此の如し、

是以官人不官、事人不事、獨立而無稽者、人主之位也、先王之在天下也、民比之、神明之德、先王善牧之於民者也。

是を以て、人君の人を官にするに、己の意を以て官にせず、道の當然に順ふのみ、人に事を任せしめて、私の意を以て、事を任せず、故に君は萬民の上に獨立して、人之を考ることなし、是れ人主の位なり、先王の天下に在るや、民は之を神明の德に比す、先王は善く民を養ふものなり、不官、諸本多く不家に作るあり、其意は我家の爲にせざるをいふ、不官も、其意異ならず、我の官とせざるなり、夫民別而聽之、則愚合而聽之、則聖、雖有湯武之德、復合於市人之言、是以明君順人心、安情

性而發於衆心之所聚是以令出而不稽刑設而不用先王善與民爲一體與民爲一體則是國守國以民守民也然則民不便爲非矣

夫れ民は一人ごとに別れて其説を聴くときは愚なれども衆情合して輿論となるときは聖人の言のごとし湯王武王の徳ありといへども復た市人の言に合ふ是を以て明君は人心に順ひて情性に安んず而して衆心の聚る所に發す是を以て令の出るや流水の貫通することく稽留することなし刑法は設けたりとも用ゆることなし先王は善く民と一體となる民と一體となれば是れ國を以て國を守り民を以て民を守るなり然るときは獨り非を爲すに便ならず國民一心となるに一人之と異なることなし

雖有明君百步之外聽而不聞

間之堵牆窺而不見也而名爲明君者君善用其臣臣善納其忠也信以繼信善以傳善是以四海之內可得而治

明君ありといへども百步の外は聽て聞えず堵牆を聞ては窺ふも見えざるなり名づけて明君といへるは君善く其臣を用ひ臣善く其忠を納るを以てなり近きより遠きに及ぶ信以て信に繼ぎ善以て善に傳ふ來りて君に聚る故に聰明照らさざるなく四海の内得て治むべきなり

是以明君之舉其下也盡知其長短知其所不能益若任之以事賢人之臣其主也盡知短長與身力之所不至若量能而授官上以此畜下下以此事上

下交期於正則百姓男女皆與治焉

是を以て明君の其下を擧るや盡く其器量の長短を知りて其才智の益す能はざる限度を知る宛も之に任するに事を以てしたることく明確に熟知す又賢人の主君に臣たるや盡く我器量の短長と身力の至らざる所とを知る能を量りて官を授くることし上は此を以て下を畜ふ下は此を以て上に事ふ上下交も正しきを期す斯くすれば百姓男女も皆與に治まる

君臣下第三十一

短語五

古者未有君臣上下之別未有夫婦妃匹之合獸處群居以力相征於是智者詐愚彊者凌弱

老幼孤獨不得其所故智者假衆力以禁彊虐而暴人止爲民興利除害正民之徳而民師之古代は未だ君臣上下の差別あらず未だ夫婦妃匹の配合あらず獸の群り處るが如く皆集り居り各の力を以て相ひ征し智あるものは愚なるものを詐り強きものは弱きものを凌ぐ老人幼者孤子獨夫の其所を得ざるあり故に智者は衆人の力を假り強虐なることを禁じて暴人を止む民の爲に利を興し害を除き民の徳義を正しくす而して民は之を師とするに至れり是れ君臣の道の由て起る所なり

是故道術德行出於賢人其從義理兆形於民心則民反道矣名物處違是非之分則賞罰行矣上下設民生體而國都立矣是の故に道術と德行と賢人に出で其義理に従

ひ、感化して、民の心に兆し形はるときは、民も始て道理に反り、非道非理を爲さざるなり、人心既に道に反る、故に其善惡の物を正し、理に違へるものを處置し、是非既に分れば、賞罰行はる、上下の區別も既に設けて、民は禮の體を生ず、故に國都立て、君あるに至るなり、

是故國之所以爲國者、民體以爲國、君之所以爲君者、賞罰以爲君、致賞則賈、致罰則虐、財賈而令虐、所以失其民也、是故明君審居處之教、而民可使居治、戰勝守固者也、

是の故に、國の國たる所以は、民の貴賤の序整ひて、國を成す、君の君たる所以は、賞罰を行ひて君となる、賞を致せば、物賈しくなる、罰を致せば、民を虐す、財は乏しくして、令の虐なる、其民心を失ふ所以なり、是の故に、明君は居處に於いて、教を審にす、教

明なれば、民は使ふべし、國に居れば治り、戦へば勝つ、守るときは堅固なり、是れ教に由りて、然らしむるなり、

夫賞重、則上不給也、罰虐、則下不信也、是故明君、節食飲、弔傷之禮、而物屬之者也、是故厲之以八政、旌之以衣服、富之以國、褒貴之以王禁、則民親君、可用也、民用、則天下可致也、

夫れ賞與の重きときは、上の財用供給せざるなり、罰虐なれば下民信せざるなり、是の故に、明君は、食飲や弔傷の禮を飾りて、民之に親しみ屬するなり、是の故に、之を厲ますに、八政を以てす、之を旌すに、衣服を以て、貴賤の別を示す、之を富すに、國褒なる財貨を以てし、之を貴ぶに、王禁とて禮を定めて、貴者の外は許さざる禁止のことを以てす、斯くすれば、民は上を親しみて、使用せらるべし、民用らるときは、天下

の民も、得て治む可し、
八政 一に飲食、二に貨財、三に祭祀、四に内務、五に教育、六に司法、七に外務、八に軍事なり、○國褒、財貨をいふ、褒みて、藏むるゆゑなり、

天下道其道、則至不道、其道則不至也、夫水波而上、盡其搖而復下、其勢固然者也、故德之以懷也、威之以畏也、則天下歸之矣、

天下の人、我道を道とすれば、來り至る、我行ふ道を道とせざれば、至らざるなり、夫れ水は波立ちて上るも動搖し盡れば、復た下る、水の勢は固より然るものにて、下に就くが水の性なればなり、民の有道者に服するも、亦此の如し、之に徳を施せば、來り懐くなり、之を威すに、兵力を以てすれば畏るゝなり、此の如くなれば、天下は之に歸服す、

有道之國、發號出令、而夫婦盡、

歸親於上矣、布法出憲、而賢人烈士盡、功能於上矣、千里之內、束布之罰、一畝之賦、盡可知也、治斧鉞者、不敢讓刑、治軒冕者、不敢讓賞、墳然若一父之子、若一家之實、義禮明也、

有道の國は、號を發し令を出す、而し匹夫匹婦は、上に歸し親しむ、法を布き憲を出して、賢人烈士は、功能を盡す、故に千里の内、齊國においては、一束布の罰も、一畝の賦税も、盡く知る可し、斧鉞を以て、罪を理る司法官は、刑すべきを刑して避けず、軒冕を治る行政官は、賞すべきを賞して讓らず、墳然として道に順ふこと、子の其父に従ふ如く、財の其主に従ふ如くなるは、義と禮との明かなる故なり、
束布 一束は十端なり、束布とは、一人の納る所にあらず、此れ細微の税といへども、之を知るをいふ、○軒冕 貴人の車を軒といひ、貴人の冠を冕といふ、○